

神戸市環境マスタープラン

(詳細編)

平成 28 年 3 月

神戸市



(目次)

第1章

- 1) 神戸市のこれまでの取り組みと市域の概況
 - 1)－1 神戸市環境行政のあゆみ (P. 1)
 - 1)－2 計画の位置づけ (P. 3)
 - 1)－3 市域の概況(地理、気候、人口、土地利用、産業) (P. 6)
- 2) 計画改定の背景と計画の基本的事項
 - 2)－1 計画改定の背景 (P. 12)
 - 2)－2 神戸の環境の課題 (P. 13)
 - 2)－3 計画改定の基本的な考え方 (P. 16)
 - 2)－4 計画の対象 (P. 18)
 - 2)－5 計画の期間 (P. 18)
 - 2)－6 計画の性格 (P. 18)

第2章 望ましい環境像と基本方針

- 2－1 望ましい環境像 (P. 19)
- 2－2 計画の体系 (P. 20)
- 2－3 4つの基本方針 (P. 21)
- 2－4 神戸の地域資源 (P. 23)

第3章 基本目標と基本・重点施策 (P. 27)

- 3－1 基本目標 (P. 28)
- 3－2 基本施策 (P. 30)
- 3－3 重点施策 (P. 50)

第4章 計画の推進

- 4－1 全ての主体の協働と参画 (P. 59)
- 4－2 環境教育・環境学習の推進 (P. 62)
- 4－3 計画の進行管理 (P. 66)

付属資料

1. 神戸市環境保全審議会委員名簿 (P. 70)
2. 計画改定の経緯一覧 (P. 72)
3. 神戸市が自ら定める基準(基本方針4に関する基準) (P. 73)
4. 環境基本計画改定に係る市民・事業者向アンケート集計結果 (P. 74)
5. 用語解説 (P. 88)

第 1 章

1) 神戸市のこれまでの取り組みと市域の概況

1) - 1 神戸市環境行政のあゆみ

(1) 公害問題への取り組みと健全で快適な環境の確保への展開

本市では、昭和 30 年代には工場が集中している臨海部を中心に大気汚染や水質汚濁が進行し、公害問題が深刻化しました。これに対して、昭和 30 年代から「神戸市騒音防止条例」の制定や大気汚染調査などの公害対策に着手し、昭和 37 年には衛生局に公害係を設置するなど組織面の強化も進めました。また、昭和 42 年には公共用水域の水質調査を開始するとともに、昭和 43 年には大気汚染監視センターを開設し、テレメータによる監視システムを導入しました。また、昭和 45 年からは、市内の主要企業と公害防止協定を締結し、総量規制の考え方を導入するなど、法律以上に厳しい規制を行ってきました。

このような状況のもとで、昭和 47 年にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議に市長が全国市長代表で政府代表顧問として出席したことを契機として、市民・事業者・市が一体となって神戸の環境を守り育てていくという認識を共有するため、同年に「人間環境都市宣言」を行いました。同宣言は、自然と人間との関わりの本質を環境の側面から崇高な理念で捉えたものであり、第一に住民の健康を守り、快適な生活環境を確保するためには、環境の保全が何よりも大切であるという環境優先の理念を確認し、第二に公害問題を広く環境問題の一環として捉えるという今後の環境政策を方向づけるものでした。

また、宣言の内容を具体化し健全で快適な環境を確保するために「神戸市民の環境をまもる条例」を制定しました。同条例は、環境破壊を阻止し、環境との調和ある人間性豊かなまちにすることを誓うとともに、環境優先、環境管理の理念のもとに、当時緊急の課題であった公害だけでなく、自然や文化環境の保全までを幅広く捉えた、当時としては全国的に画期的な条例でした。また、昭和 51 年には「神戸市自動車公害防止条例」を、昭和 53 年には「神戸市環境影響評価要綱」を制定するなど、全国に先駆けて各種の施策を講じてきました。

(2) 地球環境問題など新たな問題への対応

その後、従来の産業型公害にかわり、大都市の高密度な都市活動と、便利で豊かな市民生活を支えるための大量のエネルギー消費により、都市・生活型公害が顕在化しました。また、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、貴重な資源やエネルギーを浪費するとともに、大量の廃棄物をもたらしました。さらに、膨大な化石燃料の燃焼により多くの二酸化炭素を排出するなど、環境問題が、その質、規模ともに大きく変化しました。このような新たな環境問題が生じる中、平成 4 年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)に市長が出席しました。このことを契機として、同年に市民・事業者・美化活動推進団体・学識経験者・市といったさまざまな立場から代表者が集まり、市民各層の総意に基づく市民運動として地球環境問題に取り組んでいくために「神戸市地球環境市民会議」が設置され、翌年には「市民行動計画」、「市民行動マニュアル」がとりまとめられました。

また、新たな環境問題に積極的に対応するため、今後の環境行政の要として、平成 6 年 3 月に「神戸市民の環境をまもる条例」を全面改正しました。改正後の条例では、「環境への負荷の少ない持続的に発展することができる環境保全型の社会の実現」等の新たな基本理念を設定した上で、市民・事業者・市の三者による協働、環境保全基本計画に基づく環境政策の推進等の施策

を盛り込み、環境行政の制度・枠組みの大綱を明示しました。

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災においては、災害廃棄物の適正な処理を進めるとともに、環境保全対策として、震災直後より工場・事業場などの環境関連施設や公害規制対象施設を対象とした被害状況調査、アスベスト等の緊急環境調査を行うなど、震災による環境被害の防止に努めました。

また、平成 12 年には、平成 22 年度を目標年次とする温室効果ガスの削減目標（1990 年度（平成 2 年度）比、6%削減）を定めた「神戸市地球温暖化防止地域推進計画」を策定しました。そして、平成 20 年にはその目標を達成するために、部門別の削減目標や効果的な取り組みメニュー、進行管理の体制などを盛り込んだ「アクションプログラム」を策定しました。更に、市の事務・事業を対象とした地球温暖化対策として、平成 13 年に、「CO₂ ダイエット作戦（神戸市役所地球温暖化防止実行計画）」を策定（平成 18 年に「第二次 CO₂ ダイエット」作戦を策定）しました。

平成 14 年には、市長が南アフリカのヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」に参加し、震災からの復興について発表しました。このことを契機として、地球環境の保全を視野においた環境保全対策を積極的に推進するため、市自らの率先取り組みとして平成 16 年に ISO14001 を取得するとともに、より多くの事業者が取り組むことが出来る KEMS（神戸環境マネジメントシステム）を創設しました。

（3）「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現に向けて

一方、本市の廃棄物行政を省みると、大量生産・大量消費・大量廃棄や世帯分離による小規模世帯の増加等に伴い、本市のごみ処理量は、昭和 57 年度から平成 12 年度まで右肩上がりに増加し続けましたが、「一般廃棄物 処理基本計画（第 2 次基本計画）」に基づく様々な減量・資源化施策を展開した結果、平成 13 年度から減少に転じました。その後も、平成 16 年度からは従来の分別区分を大幅に見直した 6 分別収集、平成 20 年度からは家庭系ごみの指定袋制度、大型ごみの申告有料収集、容器包装プラスチックの分別収集を実施するなど、更なるごみの減量・資源化に努めています。

平成 20 年度には本市で G 8 環境大臣会合が開催され、気候変動、3R、生物多様性を中心に議論され、「神戸イニシアティブ」の支持、「神戸 3R 行動計画」の合意、「神戸生物多様性のための行動の呼びかけ」の合意がなされ、国際的な方向性が示されました。これを踏まえ、平成 21 年度から、電気自動車の公用車への導入、地域グリーンニューディール基金を用いた急速充電器の面的整備、「もったいないやん！KOBE 運動」の展開などを開始し、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現に向けた取り組みを始めました。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災にともなう原子力発電所事故の影響による電力需給のひっ迫に対処するため、「夏の節電コンテスト」の実施等、市民、事業者の協力のもとで節電対策に取り組みました。平成 25 年 3 月には、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする国の「環境モデル都市」に選定されました。平成 26 年 3 月に、環境モデル都市の行動計画（アクションプラン）を策定し、取り組みを着実に進めています。

低炭素社会に向けた取り組みとしては、節電対策のほか、平成 24 年 4 月には、住宅用太陽光発電システムの設置等による市民の CO₂ の削減取り組みを環境価値として活用する仕組みである「こうべ CO₂ バンク」を開始しました。平成 24 年 9 月には、市の公有財産である「土地」及び「建物の屋根」を民間の太陽光発電事業者の有償で貸し出す取り組みを開始しました。

循環型社会に向けた取り組みとしては、平成 23 年 12 月には、「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、廃棄物の発生抑制・減量化及び食品リサイクルの推進に取り組んでいる市内の小売業店を「ワケトンエコショップ」として、飲食店、旅館等を「ワケトンエコレストラン」として認定を行いました。平成 25 年には、「燃えるごみ減らそう生活」トライやる事業を実施しています。

自然共生社会に向けた取り組みでは、平成 24 年 4 月には、六甲山の「めぐみ」を「育てる」・「活かす」・「楽しむ」仕組みを作るための取り組みを市民や企業との協働で進めるため「六甲山森林整備戦略」を策定しました。平成 25 年には「きせつの生きものさがしガイド」を市内の小学校生を対象に作成し、配布しており、理科の授業等で活用されています。

1) - 2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけとこれまでの取り組み

本計画は「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」と称し、「神戸市民の環境をまもる条例」（平成 6 年 3 月全面改正。以下「環境条例」という。）に掲げる目的・基本理念の実現に向けて、環境条例第 7 条の規定に基づき策定するもので、健全で快適な環境の確保に関する基本的な計画です。また、神戸市総合基本計画を実現するための第 5 次神戸市基本計画と連携・相互補完する部門別計画として位置付けられています。

本市では、環境条例の全面改正を受け平成 8 年 3 月に「神戸市環境保全基本計画」を策定し、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる環境保全型社会の実現に向けて、各種施策等を積極的に推進してきました。また、平成 14 年 3 月には、環境問題を巡る状況の変化や国の環境基本計画見直し（平成 12 年 12 月）等の動向などに対応するため、同計画を見直し、平成 22 年を目標年次とする「新・神戸市環境基本計画」として改定しました。

そして、平成 23 年 3 月には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現等 5 つの基本方針を定め、神戸らしさ、地域特性、革新的・先進的な技術の 3 つの視点から、それらを活かした 9 つの先導的な取り組みを推進する「神戸市環境基本計画 ～自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸～」を策定しました。さらに、今回これを平成 28 年 3 月に改定したものが、「神戸市環境マスタープラン」になります。

(2) 本計画で定める事項

環境条例第 7 条第 2 項は、本計画において、①健全で快適な環境の確保に関する施策の目標、②健全で快適な環境の確保に関する施策の大綱、③健全で快適な環境の確保のために市長、事業者及び市民が配慮すべき指針（以下「環境配慮指針」という。）などの事項を定めることとしています。

上記のうち、③の環境配慮指針については、同条例第 10 条の規定により、市民、事業者がその社会経済活動のあり方や生活様式のあり方をこの「環境配慮指針」に適合させるように努めなければならないとされています。

本計画においては、この「環境配慮指針」に、本計画で定めている 4 つの基本方針（第 3 章参照）を位置付けます。あわせて、神戸市地球環境市民会議が平成 24 年 7 月に策定した市民行動計画に示された具体的な行動方針に沿うことが重要です。この行動指針は、わたしたち一人ひとりが、地球環境問題について「気づき」「考え」、できることから「行動」するための具体的な内容を示したものです。

神戸市民の環境をまもる条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営むためには、健全で快適な環境が極めて重要であることにかんがみ、健全で快適な環境の確保について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、健全で快適な環境を確保するための施策の基本となる事項その他必要な事項等を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の健全で快適な環境を確保することを目的とする。

（基本理念）

第3条 健全で快適な環境の確保は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 自然の摂理の下に自然と人間との健全な調和を図りつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる環境保全型の社会の実現を目指すべきこと。
- (2) 健全で快適な環境は、その重要性の意義とともに現在の市民から将来の市民へ継承されるべきこと。
- (3) 環境を構成する大気、水、その他のものの資源としての有限性を認識するとともに、それらの適正な管理及び利用が図られるべきこと。
- (4) 全ての市民が健全で快適な環境の恵沢を享受することができるよう、市、事業者及び市民の全てがそれぞれの責務を自覚し、あらゆる力を尽くし、協働してその実現を図るべきこと。
- (5) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、地球環境保全を自らの問題としてとらえ、地球環境保全に貢献すべきこと。

（市・事業者・市民の基本的責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たって、総合的な行政の運営を図る責務を有する。
- 3 市は、自ら行う事業の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市の施策を策定し、及び実施するに当たって健全で快適な環境の確保について配慮する責務を有する。
- 4 市は、健全で快適な環境の確保に関し、国の施策に準じた施策及びその他の市域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために自らの立場を自覚し、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、公害の原因となるおそれがあるものを厳重に管理し、及び環境の状況を常時監視するとともに、公害その他健全で快適な環境の確保に支障を及ぼす行為(以下「公害等」という。)に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるように努めなければならない。

- 3 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の発生を抑制し、及び神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する再利用(以下「再利用」という。)等を図ることによりその減量を行うとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。
 - 4 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
 - 5 事業者は、公害の防止並びにその事業活動に伴って生ずる廃棄物の適正な処理及び再利用に関する技術の研究及び開発を行うとともに、それらの成果の導入に努めなければならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、事業者は、健全で快適な環境の確保のために必要な活動を積極的に行うように努めるとともに、市が実施する健全で快適な環境の確保に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。
- 第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保とその生活との関係を認識し、及びその日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、健全で快適な環境の確保のために必要な活動を積極的に行うように努めるとともに、市が実施する健全で快適な環境の確保に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(環境保全基本計画)

- 第 7 条 市長は、健全で快適な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健全で快適な環境の確保に関する基本的な計画（以下「環境保全基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境保全基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 健全で快適な環境の確保に関する施策の目標
 - (2) 健全で快適な環境の確保に関する施策の大綱
 - (3) 健全で快適な環境の確保のために市長、事業者及び市民が配慮すべき指針（以下「環境配慮指針」という。）
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、健全で快適な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 環境保全基本計画は、環境の状況の変化等に応じ、必要な変更がなされなければならない。

(環境配慮指針への適合)

- 第 10 条 事業者及び市民は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境配慮指針に適合させるように努めなければならない。

1) - 3 市域の概況(地理、気候、人口、土地利用、産業)

(1) 地理

本市は兵庫県の東南部に位置し、市域の南側は大阪湾に面しており、西端は明石海峡を隔てて南に淡路島を望む位置にあります。また、市域の東部には大阪平野が広がっており、その北東に淀川、琵琶湖が位置しています。

本市の面積は 552.8k m² であり、広ぼうは東西に 36.1km、南北に 29.7km です。市域は標高 931m の六甲山を主峰とする六甲山系により大きく南北に二分されます。大阪湾に面した南側は、東西に細長い山麓台地と海岸低地で構成される既成市街地、ポートアイランドや六甲アイランド等の人工島の海上都市地域により形成されています。また、六甲山系の北側は帝釈山・丹生山などの山々と丘陵地が波状に展開しており農地と山林等の自然が広がり、その中で計画的な新市街地の整備が進んでいます。一方、六甲山系の西側はなだらかな丘陵が播磨平野に続いています。

水系は、六甲山系南側斜面から市街地を通過し大阪湾に注ぐ都市河川群、六甲山系西側から明石市を經由して播磨灘に注ぐ明石川水系、六甲山系北側から三木市、加古川市を經由して播磨灘に注ぐ加古川水系、六甲山系北側から宝塚市、西宮市を經由して大阪湾に注ぐ武庫川水系に大きく四分されています。

海岸は、総延長約 30km に達し、その東側約 18km は港としての整備が進められ、生産・流通空間や都市型親水空間として利用されています。一方、西側約 12km については、須磨海水浴場やアジュール舞子などがレクリエーションの場として利用されるとともに、垂水漁港等を中心とした海域が漁業活動の場として活用されています。



図 1-1 神戸の位置

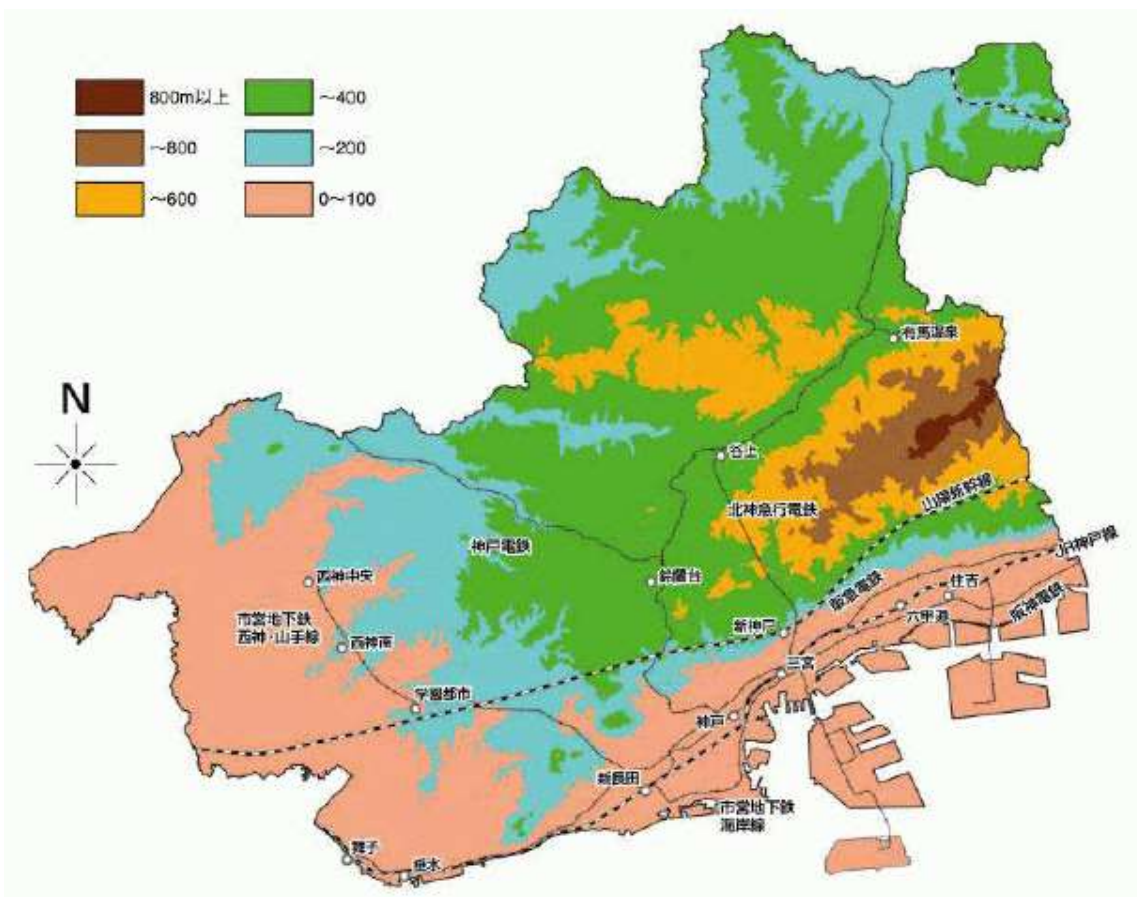


図 1-2 標高図

(2) 気候

本市は瀬戸内海気候帯に属しており、過去 30 年間（1981～2010 年）の平均気温は 16.7℃、年間降水量は 1216.2mm と、全般的に穏やかで晴天の日が多い。また、六甲山の北側は内陸型の気候となっています。

直近 10 年の日照時間は年間平均 2016.5 時間で、全国平均の 1894.4 時間と比較して多くなっています。

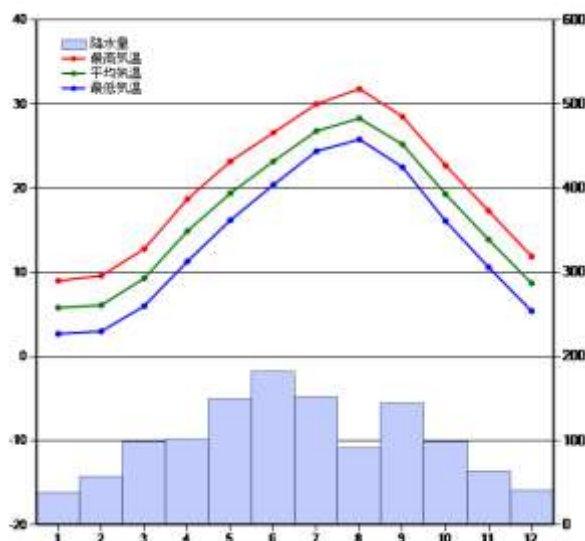
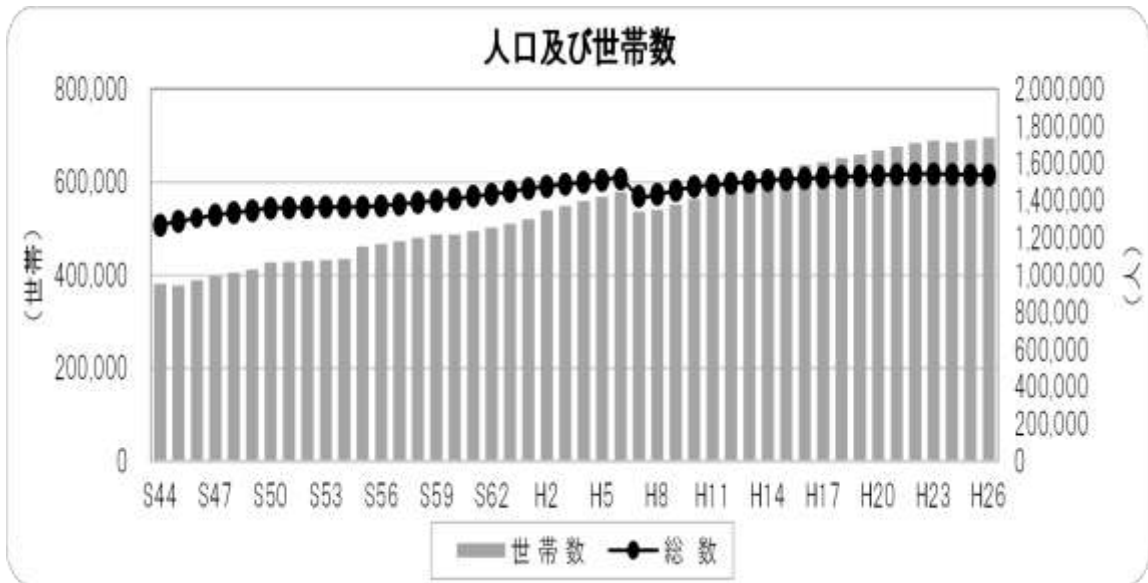


図 1-3 年間気温・降水量の変化

(3) 人口

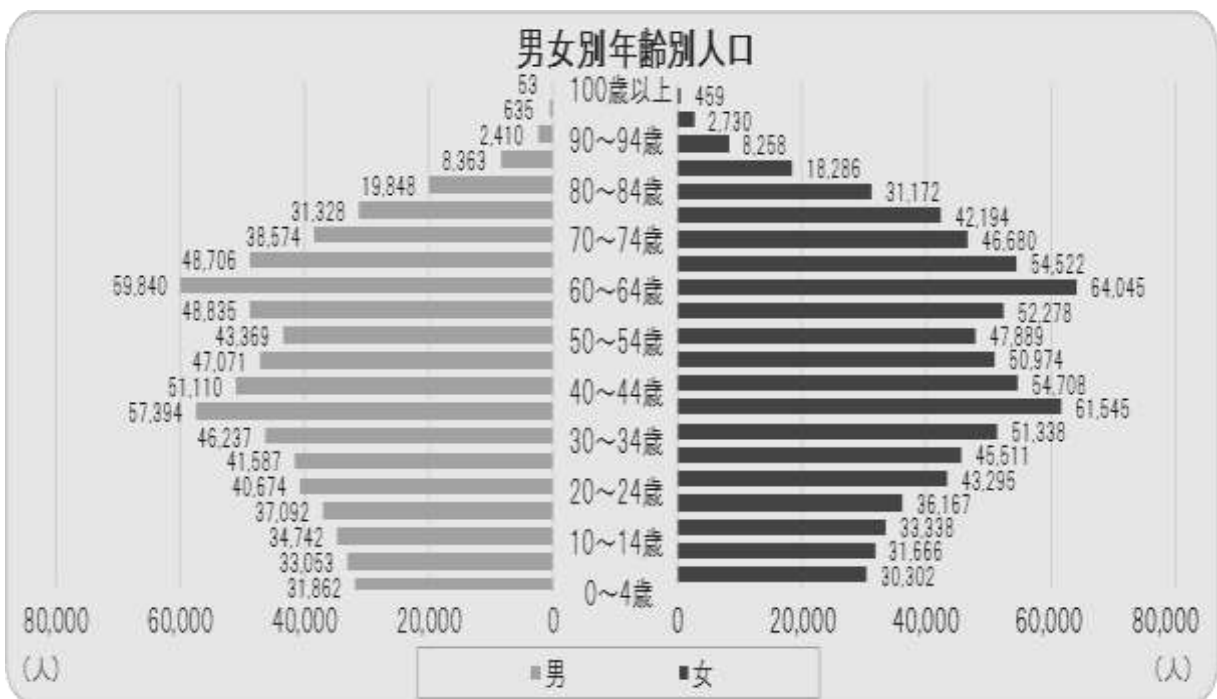
人口は、阪神・淡路大震災により震災直前の 152 万人から一時的に 142 万人まで落ち込みましたが、その後平成 17 年には 153 万人まで回復しました。その後、人口は横ばい傾向ですが、世帯数は増加しています。



【出典】第 91 回神戸市統計書平成 26 年度版

男女別年齢別人口をみると、男女ともに 35～39 歳、60～64 歳の層が多くなっています。

人口は減少傾向となっています。また、平成 22 年 10 月時点で総人口に占める 65 歳以上の人口の割合は 23.1%となっており、人口減少・超高齢社会が進展しています。



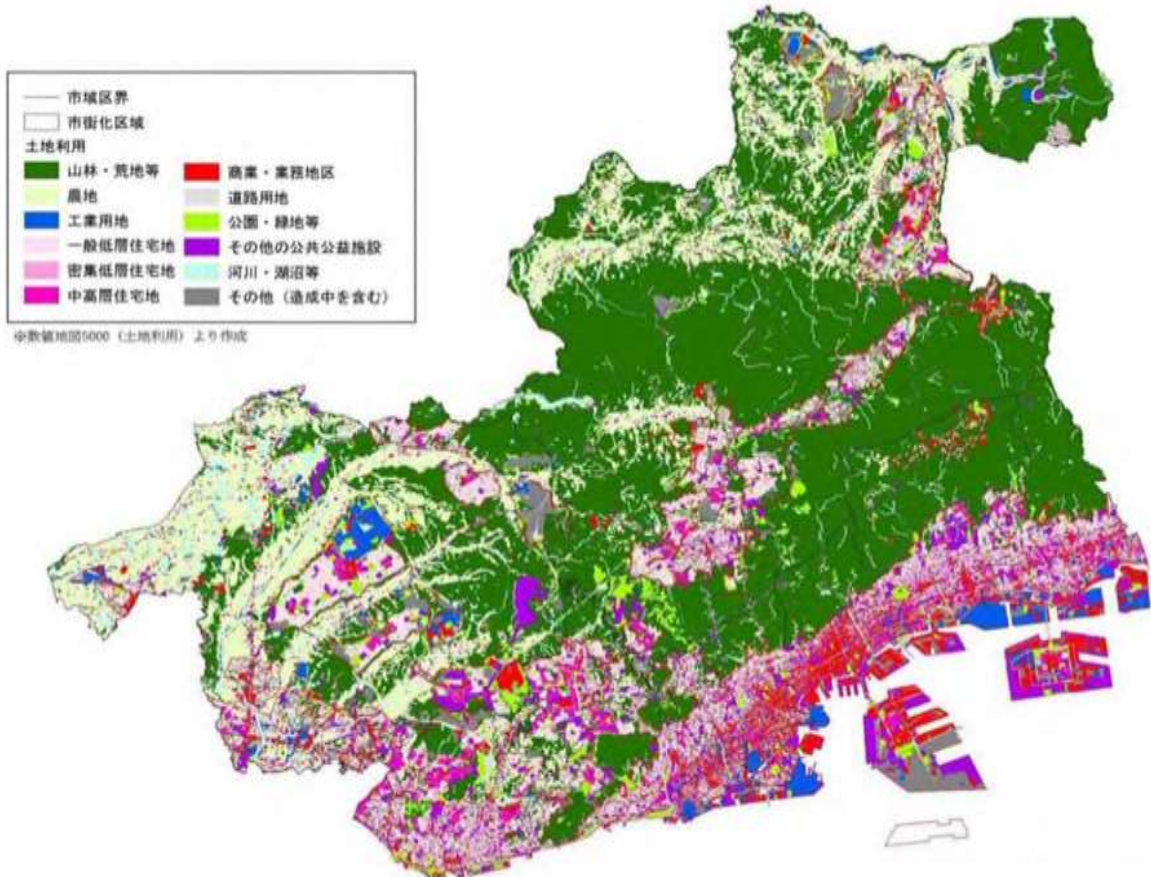
【出典】平成 22 年国勢調査 神戸市町別世帯数・年齢(5 歳階級)別人口

(4) 土地利用

歴史的・地理的特性から、神戸の市街地は、六甲山系の南側を中心に発展しました。その後、六甲山系の西側や北側において、鉄道沿いに住宅団地や産業団地などが整備され、現在は市街地が島状に展開した構造となっています。

市街化区域は市域の約4割であり、その中に人口の9割以上が居住していることなど、比較的まとまって市街地が形成されています。

また、市街化調整区域においては、六甲山系などの緑豊かな自然環境を保全・育成するとともに、農地・集落・里山が広がる農村地域では、協働と参画による里づくりの取り組みが進められています。



出典：土地利用誘導方針

図 1-4 土地利用方針図

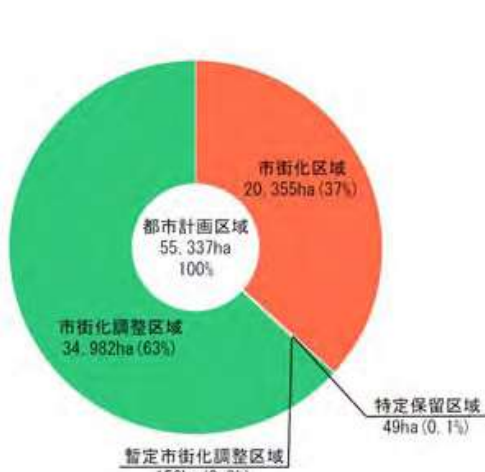


図 1-5 都市計画区域 (平成 27 年 5 月現在)



図 1-6 用途地域 (平成 27 年 5 月現在)

出典：神戸の都市計画 (資料編)

(5) 産業

平成 22 年の 15 歳以上の産業別就業者人口は、第 1 次産業就業者が 4,743 人（「分類不能の産業」を除く就業者総数の 0.8%）、第 2 次産業 124,162 人（同 20.1%）、第 3 次産業 488,217 人（同 79.1%）となっています。

また、産業 3 部門別割合について、明治 30 年以降の推移をみると、第 1 次産業はほぼ一貫して縮小しており、第 2 次産業は、高度成長期の昭和 35 年にいったん拡大したものの、その後は第 1 次産業と同様、縮小が続いています。第 3 次産業は昭和 40 年から拡大を続け、平成 22 年には全体の約 8 割を占めています。

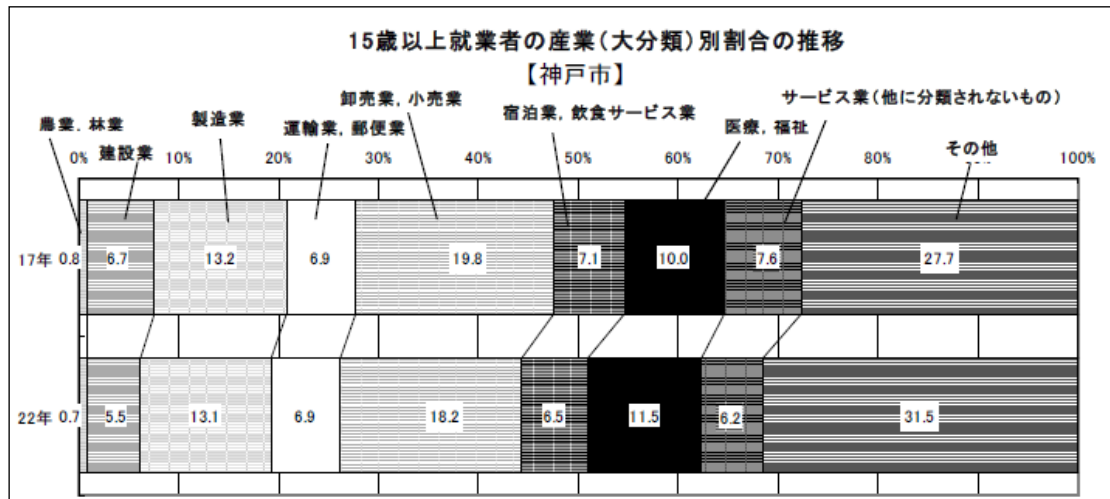


図 1-7 15 歳以上就業者の産業別割合の推移

出典：平成 22 年国勢調査

i) 農業

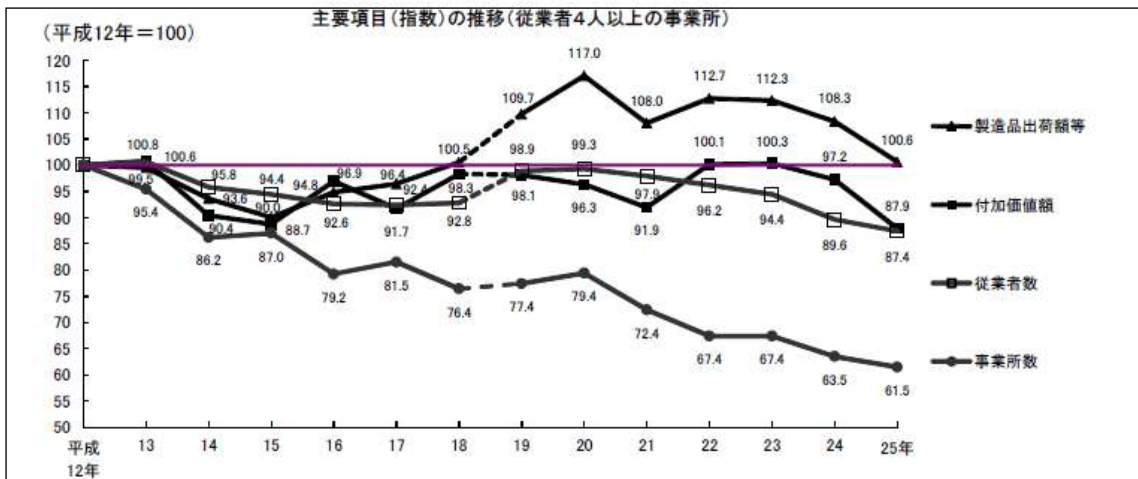
本市の経営耕地面積は 5,199ha で、そのうち水田の面積は 4,469ha を占め、経営耕地面積の約 86% を占めています。畑は 569ha、樹園地は 161ha で、市の経営耕地面積の約 11%、3% にあたり、本市は兵庫県下トップクラスの農業地域となっています。

農業販売額等では、野菜が 45.6%（約 77 億 6 千万円）を占めているほか、畜産が 27.2%（約 46 億 2 千万円）を占めています。本市で作付されている野菜類は、小松菜やキャベツが中心です。

また、畜産の飼養戸数は減少傾向を示しています。

ii) 工業・商業

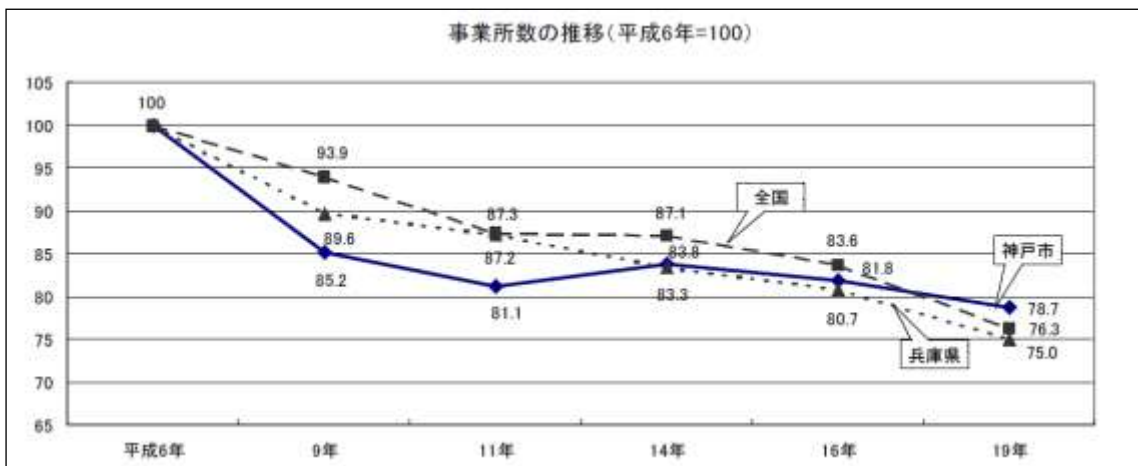
◆工業：製造業は事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに減少しています。



出典：平成 25 工業統計調査結果

図 1-8 主要項目の推移

◆商業：卸売業・小売業合計は、事業者数は減少したものの、従業者数は横ばい、年間商品販売額は増加に転じています。



出典：平成 19 年商業統計調査結果

図 1-9 事務所・従業者数の推移

(6) 交通

本市は兵庫県東播磨地域から阪神間に広がる神戸交通圏の核都市であり、西日本経済圏と神戸港、大阪以東の地域を結ぶ交通拠点となっています。道路交通をみると、本市は、近畿圏と中国・四国圏との結節点に位置し、東西に細長い既成市街地では、国道 2 号、国道 43 号、山陽自動車道、阪神高速道路、本州四国連絡道などの幹線道路が集中しています。

海運では、神戸港は国際貿易港として発展していますが、コンテナ化などの海上輸送を技術革新に対応するため、港湾施設の整備・拡充を図ると共に、時代に対応した国際港湾都市づくりが進められています。

また、空の玄関口として神戸空港は神戸のまちづくりや神戸経済の活性化に大きな役割を果たしています。

2) 計画改定の背景と計画の基本的事項

2)－1 計画改定の背景

前環境基本計画は、平成 23 年 2 月に策定しましたが、それ以降、下記のような環境動向に変化が生じ、その対応が求められていました。

① 東日本大震災を契機としたエネルギー環境の変化

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、原子力発電所の稼働停止または稼働率の低下により、火力発電所がその部分を補うことになった結果、温室効果ガスの排出量が増加することとなりました。

② 国際的環境汚染物質(PM2.5)の日本への影響の顕在化

PM2.5 は、原因物質と発生源が多岐にわたり、発生機構は複雑であるなど解明すべき課題が残されていますが、国外からの飛来の影響も指摘されています。また、PM2.5 濃度が上昇した場合における注意喚起の運用や情報提供が行われるようになりました。

③ 国の生物多様性国家戦略の改定(平成 24 年 9 月)

従来、生物多様性の危機として、自然生態系そのものへの影響について取り扱われてきましたが、改定により生態系が提供するサービスへの影響も取り上げられました。また、外来種への対応の促進や気候変動に対する生物多様性分野の適応なども示されています。

④ 環境モデル都市の選定(平成 25 年 3 月)

低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする国の「環境モデル都市」に選定され、ベストバランスエネルギー都市“こうべ”、みどりあふれる都市“こうべ”、生活を楽しむ都市“こうべ”の 3 つの柱を立て、アクションプランを策定し取り組みを推進しています。

⑤ 国の循環型社会形成推進基本計画の改定(平成 25 年 5 月)

従来の計画では、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を進めるため、3R(リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)についてその内容に優先度をつけずに 3R として強調されてきました。新しい計画では、再生利用より優先順位の高い、2R(リデュース：発生抑制、リユース：再使用)の取り組みがより進む社会経済システムを目指しています。また、将来の資源枯渇に対する取り組みとして、使用済製品からの有用金属の回収も推進しています。

⑥ 近年の地球温暖化が原因に疑われる気候変動の影響の顕在化と地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策では、従来からの温室効果ガスの削減への取り組みだけを進めても、気温上昇が避けられないことが予想されています。近年我が国においても、記録的な長雨による土砂災害や河川氾濫、農作物への影響、ゲリラ豪雨の発生など、地球温暖化が原因に疑われる気候変動の影響が顕在化しており、適応策の取り組みの推進が不可避と考えられています。

これに適応するための検討が、国の中央環境審議会に気候変動影響評価等小委員会において平成 25 年度から議論され、政府としての気候変動適応計画が平成 27 年 11 月に閣議決定されました。今後、地域レベルでの適応策を含めた取り組みが進められます。

また、COP21 に向けた国の温室効果ガス削減目標が平成 27 年 7 月に確定し、2030 年度に 2013 年度比で 26%削減(約 10 億 4,200 万 t-CO₂)にすることが決まりました。

⑦ 国の2030年度の電源構成（エネルギーミックス）が固まる

エネルギー資源の海外依存の課題があり、長期的なエネルギーの見通しを定めるため、国は、平成27年7月に長期エネルギー需給見通しとして、2030年の電源構成を再生可能エネルギー(22～24%)、原子力(20～22%)、石炭(26%)、LNG(27%)、石油(3%)、再掲：太陽光(7.0%)、水力(8.8～9.2%)、バイオマス(3.7～4.6%)と決めました。

以上のように環境問題を取り巻く状況、動向等の変化に対応するため、環境基本計画を見直す必要が生じ、平成26年11月に「環境基本計画」と「一般廃棄物処理基本計画」及び「生物多様性神戸プラン」の改定を環境保全審議会に諮問しました。なお、「地球温暖化防止実行計画」は、平成27年9月に改定を行いました。

2)－2 神戸の環境の課題

(1) 地球温暖化への対応

2011年（平成23年度）3月に発生した東日本大震災の影響により、原子力発電所の稼働率が低下し、火力発電所が担う役割が増加するなど電気のCO₂排出係数が上昇したことなどに伴い、市域の温室効果ガス排出量が増加傾向にあります。

温暖化ガス排出量は、2011年度以降増加し、2013年度の排出量は、2005年度に比較して約11%増加しました。

一方、エネルギー使用量は、2011年度（平成23年度）から2013年度（平成25年度）でほぼ横ばいで、2005年度（平成17年度）に比べて、2013年度で約4%減少しています。

市個別では、市域全体のエネルギー使用量の40%以上を占めている産業部門は、近年、全体に占める割合はやや減少していますが、最新鋭の設備環境や運転調整などさらなるエネルギー使用の合理化に取り組まれています。

業務部門と家庭部門は全体に占める割合が増加しており、運輸部門は、エネルギー消費量の減少が停滞状態にあるので、エネルギー消費量のさらなる削減に向けた取り組みを検討・反映していく必要があります。

温暖化対策を今後一層推進するためには、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用、水素などの次世代エネルギーの普及、そして気候変動に対する適応策の推進などを進めていきます。

(2) 廃棄物

一般廃棄物については、市民・事業者の理解・協力のもと、缶・びん・ペットボトルの分別収集、6分別収集、家庭系指定袋、大型ごみの申告有料制、容器包装プラスチックの分別収集、事業系有料袋制、搬入手数料の改定、国における家電等リサイクル法による品目別リサイクルルート確立、市民による集団回収活動、事業者による店頭回収活動などさまざまな施策を行ってきました。

その結果、ごみ発生量はピーク時に比べて大きく減少し、平成25年度実績とピーク時である平成12年度と比較すると、減少率は約38%となっています。

しかし、第4次計画（平成23年2月策定）で定めた目標のうち、ごみ発生量については平成25年度実績においてすでに目標を達成していますが、過去5年間のごみ発生量の減少率は5%と

ゆるやかな減少傾向となっており、資源化量、資源化率、ごみ処理量（1人1日あたりを含む）、最終処分量はこのままでは達成が難しい状況です。

ごみの組成を見ると資源化可能なものが含まれていることなどから、廃棄物の減量・資源化対策をさらに進めていかなければなりません。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、2R（リデュース・リユース）の取り組みを優先し、食品ロスを出さないための食べ切りの推進や台所ごみの水切りの徹底によるリデュースの取り組みや、取り組みが進んでいないリユース施策を推進したうえで、紙などのリサイクルを引き続き進めていく必要があります。

また、人口減少・超高齢社会等の社会情勢に対応するとともに、共同住宅（マンション）入居者や外国人など新たに転居してきた人、若者や中小規模事業者など、幅広い市民や事業者へ、継続的に啓発・情報提供を行う必要があります。

さらに、産業廃棄物については、今後とも適正処理・不法投棄の未然防止に努めるとともに、3Rを進めていく必要があります。

（3）自然環境

本市は大都市としてはまれな自然に恵まれた環境にありますが、一方で、開発に伴う種の減少や生息・生育地の減少、六甲山などの骨格的な緑地や西区、北区等の里地・里山において、十分な手入れが行われていないことに伴う自然環境の変化、外来種の侵入による生態系のかく乱などによる自然環境への影響が危惧されています。また、イノシシなどの野生動物による周辺住民への被害が深刻となっており、毎年有害鳥獣として駆除されています。

国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、生物多様性における課題を次の4つの「生物多様性の危機」としてまとめられており、本市でも同様の課題があります。

第1の「人間活動や開発による危機」について、本市では、林等の開発については、一時期に比べ減少していますが、経済情勢等により近年増加に転じる兆候もあります。

第2の「自然に対する働きかけの縮小による危機」や第3の「人間により持ち込まれたものによる危機」については、上述のとおり本市においても同様の課題があります。

また、第4の「地球環境の変化による世界的な危機」について、本市では、南方系の昆虫が確認されるなど、温暖化による影響と推定される事例がみられます。また、冷温帯に生育する動植物への影響が懸念されています。

このため、六甲山などにおける適切な森林保全・育成の推進、野生動物の適切な保護管理など、生物多様性保全に係る総合的な対策を進めていく必要があります。

（4）一般環境

①大気

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、工場や事業場から排出されるばい煙処理・燃料改善といった発生源対策に加えて、自動車排ガス対策といった交通環境対策の推進により、現在は概ね環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、全国と同様、環境基準を達成していないことから、工場・事業場のばい煙対策、自動車の排ガス対策に加えて、揮発性有機化合物（VOC）の発生施設における削減対策を進める必要があります。

微小粒子状物質（PM 2.5）については、大気測定局ではこれまで環境基準を達成したのは各年 1 局だけでしたが平成 26 年度は 9 局で達成しました。微小粒子状物質は越境移動も指摘されていますが、測定データの蓄積を行い、今後の対策を検討する必要があります。

②水質

河川においては、公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽（合併処理浄化槽）の計画的な整備により、全ての河川で環境基準を達成しています。

湖沼に分類される千苅水源池においては、富栄養化の進行等の影響により COD、全磷の環境基準が達成されていません。このため、上流域の水質浄化対策の推進、千苅水源池での曝気装置の運転等、今後とも水質改善に努めていく必要があります。

海域においては、明石海峡の潮流の影響が大きい A 類型やそれよりやや沿岸寄りの B 類型の海域における COD の環境基準が達成されていない地点があります。神戸港内である C 類型の海域は、環境基準を達成しています。

また、瀬戸内海では、ノリ養殖での色落ち被害の広がりなど、海域の生産力の低下、水産資源の減少といった問題も指摘されています。

③騒音・振動

騒音・振動については、工場・事業場、自動車、鉄道、建設工事、近隣生活など多くの発生源があり、また日常生活に密着した課題です。

特に、道路交通騒音については、平成 26 年度に調査した幹線道路沿道の 50 地点のうち、5 地点（10%）において昼間・夜間とも環境基準を達成しておらず、その内 1 地点については夜間の要請限度を上回っており、道路沿道対策等の自動車環境対策を進めていく必要があります。

④有害化学物質

本市における環境中の化学物質の測定値は、一部の自然的要因によるものを除いて全て環境基準を達成しており、全国的な測定値の範囲内です。しかし、人に対する健康影響について科学的に未解明な物質もあり、化学物質に対する市民の関心は高くなっています。

また、「水銀に関する水俣条約」の採択を受けて、平成 27 年 6 月に改正された大気汚染防止法では、排ガス中の水銀規制が新たに追加されたことから、水銀排出施設に対する指導を推進していく必要があります。

⑤アスベスト

アスベストについては、既に製造や新たな使用が禁止されていますが、高度成長期以降様々な用途で使用されてきたことから、そのストック対策が必要です。

特に建材として使用されてきたことから、引き続き、建築物の解体時において、アスベストの有無に関する事前調査の徹底や、法令の作業基準に準じた適切な除去の実施について、監視・指導を徹底するとともに、アスベスト含有廃棄物を適正に処理させることによって、大気環境中へのアスベスト飛散防止を図ります。

また、一般大気中のアスベスト濃度については、各測定地点ともに低い値で推移しているものの、引き続き監視を継続する必要があります。

⑥苦情

快適な生活環境を求める市民意識の高まりの中で、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）にとどまらず、日常生活において不快感を伴うものも併せて、多種多様な苦情が市に寄せられています。

このため、現場の把握、原因究明だけでなく、状況に応じて発生源への改善指導など、迅速・適切な対応を進めていく必要があります。

2)－3 計画改定の基本的な考え方

本計画は、環境条例第7条に基づく計画で「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」と称し、平成23年3月に策定された「神戸市環境基本計画」を継承しつつ、次の点で施策の見直しをしています。

(1) 計画改定に当たっての3つの視点

計画改定の背景等を踏まえ、計画の改定にあたって、次の3つの視点で施策を見直し、整理することとしました。

①1つ目の視点

神戸のまちがめざす具体的な4つの環境像である①低炭素社会、②循環型社会、③自然共生社会、④安全安心・快適な生活環境、を実現するために、「神戸の特徴」、「神戸らしさ」、「神戸の強み」などの地域環境を活かして、4つの環境像実現という観点から施策を体系的に整理すること。

- ・継続充実して行う施策
- ・新規に行う施策
- ・整理統合する施策
- ・進捗状況や取り巻く環境を勘案して変更する施策
- ・達成して削除する施策

②2つ目の視点

前環境基本計画策定以降の環境を取り巻く新たな動向を踏まえ、「環境モデル都市」や「環境貢献都市 KOBE」の実現に向けた施策を計画上に位置付けること。

③3つ目の視点

市民・事業者・行政が連携し相互補完し協力を求めやすいように「参画と協働」による役割分担と、「環境教育・環境学習」による担い手づくりなどにより施策の推進力を高めること。

(2) 神戸市総合基本計画関連との連携

本計画は、神戸市総合基本計画における各部門別計画の一つであり、本市の環境面でのまちの将来を示すものです。このため、第5次神戸市基本計画、及び、神戸2020ビジョンより、環境関連の内容を抜き出し本計画に反映させています。

(3) 「環境マスタープラン」と「環境関連の個別計画」等との位置づけ、役割を整理し、全体として実効性と機動性のある計画群とします

本計画は、市の環境施策を網羅する大綱であり、施策の基本的な方針や目標等についての大枠を位置づけるものであるため、具体的かつ詳細な施策やその詳細な目標については下位計画にゆだねることとします。

①「地球温暖化防止実行計画」、「一般廃棄物処理基本計画」、「生物多様性 神戸プラン」

環境関連の個別計画の中でも、法定計画であり、また、今後取り組みを強化していく必要がある「地球温暖化防止実行計画」、「一般廃棄物処理基本計画」、「生物多様性 神戸プラン」については、本計画との整合を図った上で、それぞれ個別に策定します。

②「自動車環境計画」、「産業廃棄物処理指導基本計画」等

環境マスタープランを、「神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例」第4条に基づく「自動車環境計画」に、また、「神戸市廃棄物の

適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」第 16 条に基づく「産業廃棄物処理指導基本計画」にそれぞれ位置付けます。

さらに、個々の施策については、「自動車環境対策行動計画」、「大気環境・生活環境保全行動計画」、「水環境・土壌環境行動計画」等の行動計画をそれぞれ年度毎に定めます。

③環境教育促進法に基づき地方公共団体が定める「行動計画」

環境マスタープランを、「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」第 8 条に基づく地方公共団体が定める「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組みの推進に関する行動計画」に位置付けます。

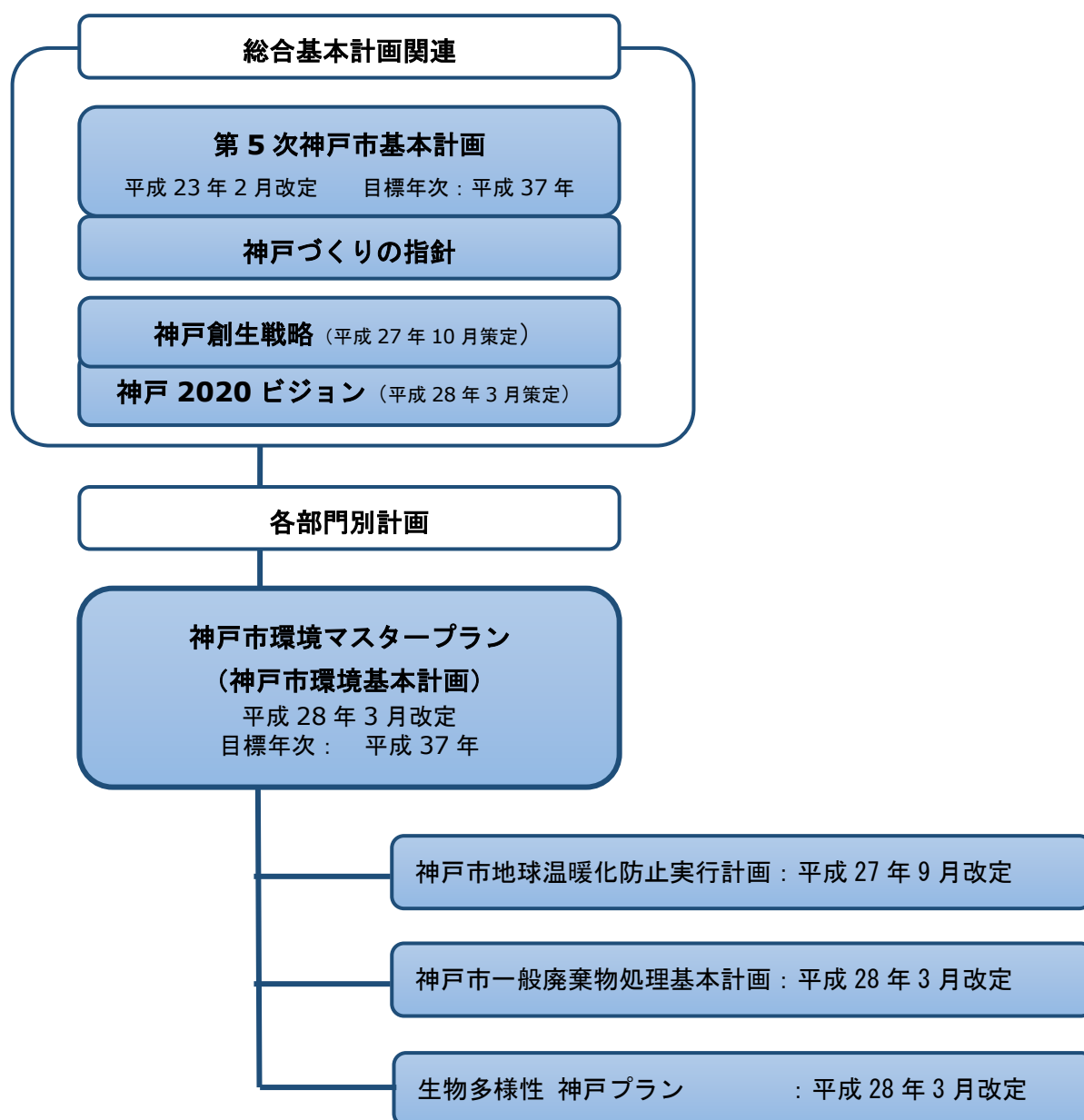


図 1-10 環境マスタープランと個別計画との関係

(3) 市民・事業者の意見を反映し、各主体が参画・協働して取り組める計画とします

環境マスタープランは、その目標の実現に向け市民・事業者・市が協働することにより取り組むべき計画であり、計画を効果的に推進していくためには、市民・事業者等の協働と参画が不可欠です。このため、改定計画の策定段階から、「アンケート調査」、「ワークショップ」、「パブリックコメント」等により可能な限り市民・事業者等の意見を取り入れ、各主体が目標達成に向け協働・参画して取り組むこととします。

2) - 4 計画の対象

(1) 対象とする環境の要素

本計画の対象は、環境条例第2条に示された「健全で快適な環境」、「環境への負荷」、「公害」、「地球環境保全」、「廃棄物」の定義等を踏まえ、次表のように定義します。

表 1-1 対象とする環境の要素

環境の要素	具体例
大気	大気質、悪臭
水	水質、水量、地下水
土壌・地盤	土壌汚染、地盤沈下
廃棄物	資源リサイクル、廃棄物処理
音・振動	音環境、騒音、振動
アメニティ	緑、水辺、都市景観、その他のアメニティ資源
自然環境（生きもの）	生態系、生物多様性
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨
都市の新たな環境問題	エネルギー、都市気候、日照

(2) 対象とする地域

本計画の対象地域は神戸市域全体としますが、市域の範囲を越えて広域的に取り組むべき課題については、国や関西広域連合、近隣自治体と協議・連携して取り組むこととします。

2 - 5 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

ただし、環境の状況や社会情勢の変化、国の動向等により必要な場合は見直すこととします。

2 - 6 計画の性格

地球温暖化をはじめとした環境問題は非常に多岐にわたり、その解決のためには環境局はもとより、全庁を挙げて取り組んでいく必要があります。このため、本計画では庁内関係部局が実施する環境施策を体系的にとりまとめて記載しています。

第2章 望ましい環境像と基本方針

2-1. 望ましい環境像

環境マスタープランを全ての主体の協働と参画により推進していくためには、環境に配慮した行動を喚起する共通の将来像を設定する必要があります。そこで、今後、全ての主体が協働・参画して、未来に向けて本計画を積極的に推進していくための共通認識として、次の望ましい環境像を設定します。

自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸

「自然と太陽のめぐみ」とは、

本市は、大都市としてはまれな自然環境に恵まれた都市であり、六甲山系や帝釈・丹生山系の山々、北区や西区に広がる田園・里山環境、瀬戸内海などが産み出す様々な豊かな自然のめぐみ（生態系サービス）を享受しています。自然のめぐみとしては、農産物等の食品の提供、大気中の CO₂ 濃度等気候の調整、水資源の供給、自然災害の緩衝、遺伝的多様性・種の多様性の維持、レクリエーションの場の提供等が挙げられます。

また、本市は瀬戸内海式気候帯に属し、晴天日数や日射量が多く、「太陽」の光に恵まれています。「太陽」は再生可能エネルギーの源であり、私たちが受けるこれらの恩恵を「自然と太陽のめぐみ」と表現しました。

「未来につなぐまち・神戸」とは、

私たちが享受している「自然と太陽のめぐみ」は、将来の世代にわたって継承していくべきものです。

そのために、化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減すると同時に生活の豊かさを実感できる「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」を、

資源の採取、生産、流通、消費、廃棄などのあらゆる段階で、廃棄物等の発生抑制や循環資源の再利用などにより「資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会」を、

地域の生物多様性が適切に保たれ、自然とのふれあいの場や機会が確保された自然のめぐみを将来にわたって享受できる「生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会」をそれぞれ目指します。

そして、安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指し、健全でめぐみ豊かな環境を未来に継承していくために、「持続可能な社会」を実現していくことが重要です。

この「持続可能な社会」を前提とした上で、更に未来に向けて発展させたまちを、みんなで創造し、引き継いでいく姿が本市の理想とする将来像と考え、「未来につなぐまち・神戸」と表現しました。

この望ましい環境像「自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸」を実現することが、人に、自然に、地球に、未来に貢献する「環境貢献都市 KOBE」の実現につながります。

つまり、私たちがこの「めぐみ」を持続的に享受していくためには、積極的な環境に配慮した行動の積み重ねである「環境への貢献」が求められています。

2-2 計画の体系

(望ましい環境像、基本方針、基本目標、基本施策、重点施策の体系)

基本方針は、「望ましい環境像」に沿って、「本市の環境面での具体的なあるべき姿」の実現という目標を示したものです。

本計画では、4つの基本方針を定めていますが、これは、平成23年2月策定された前計画の基本方針の理念を踏まえて設定したものです。

さらに、この基本方針の実現を目指して「基本目標」(3-1に掲載)を設定し、この基本目標に沿って実施する「基本施策」(3-2に掲載)を着実に取り組みむとともに、一部の施策は重点施策(3-3に掲載)に掲げ、今後の環境施策の指標となる代表例として取り組みを推進することで、本市の「望ましい環境像」の実現をめざします。

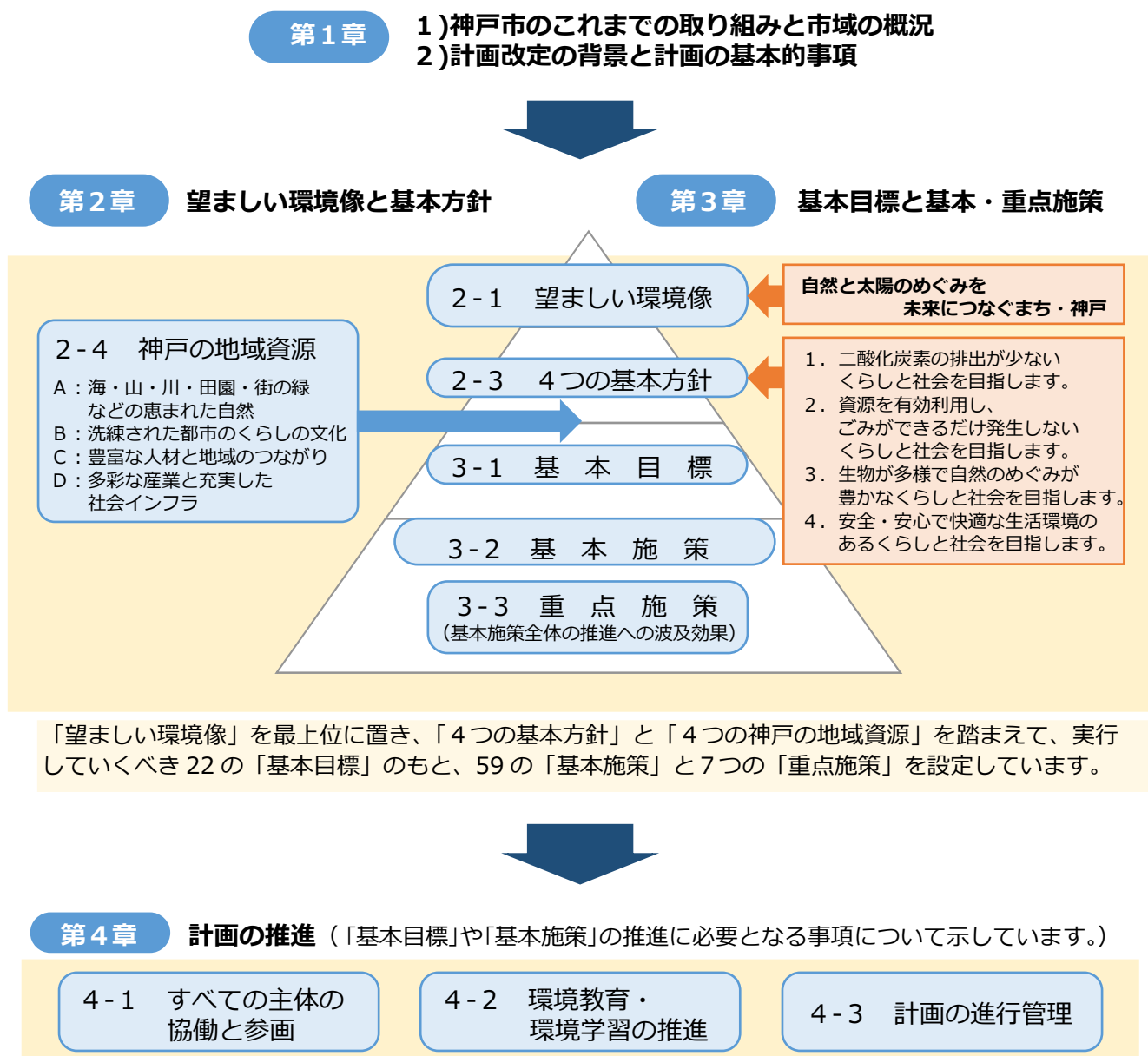


図 2-1 環境マスタープランの体系

2-3 4つの基本方針

(1) 基本方針1：

二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会を目指します。

地球温暖化を緩和するために省エネルギーや再生可能エネルギー導入の取り組みにより、化石燃料由来の温室効果ガスを大幅に削減する「低炭素社会の実現」に取り組みます。

※基本方針で表現している「くらしと社会」とは、「市民(国民)生活と経済・社会活動」を意味しています。

地球温暖化対策は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で豊かな生活を将来にわたり確保する上で極めて重要です。また、温室効果ガスは、地球上で生物が生息するうえで必要ですが、産業・業務・家庭・運輸・廃棄物などあらゆる分野において二酸化炭素などの温室効果ガスが許容限度を超えて排出されたことが環境への負荷となり地球環境に多大な影響を及ぼしていることを理解し、それぞれの立場からの対策を積極的に進めていく必要があります。

このため、コンパクトな都市構造や地域分散のエネルギークラスターの形成、自然エネルギーなど再生可能エネルギーや省エネルギー技術の積極的な導入、環境負荷の少ない産業の振興などにより、化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの大幅な排出を抑制し、二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会を目指します。

また、地球温暖化の進行に伴い顕在化する気候変動に対する適応策について取り組む必要があります。このため、本市域に適した効果的な適応策のあり方を検討し、対応していきます。

(大枠となる共通的な定量目標)

①市域全体としての最終エネルギー消費量の削減目標 (2005年度比)

- 短期目標 (2020年度)： 15%以上 削減
- 中期目標 (2030年度)： 25%以上 削減
- 長期目標 (2050年度)： 40%以上 削減

②再生可能エネルギー等に関する導入目標

- 2020年度までに神戸市域におけるエネルギー消費量の10%以上導入
- 2030年度までに神戸市域における電力消費の30%を地域の分散型エネルギーにする
(再エネ15%+コージェネ等15%)

(2) 基本方針2：

資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します。

限りある天然資源の循環と廃棄物の発生抑制による「循環型社会の実現」に取り組みます。

天然資源の利用や廃棄物に関する問題は、私たちの生活や経済活動と切り離せず、地球環境問題にも深くつながっていることから、環境への負荷を最小限に抑え、限りある資源を有効に利用するライフスタイル・ビジネススタイルに転換していく必要があります。

このため、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全ての段階において、本市の地域特

性を活かした廃棄物の発生抑制・再利用などの上流対策を推進するとともに、資源の循環的利用、「もったいない」と思う心の社会への浸透などにより、限りある資源を将来の世代に残せるよう有効に利用し、環境への負荷が少なく、資源を有効活用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します。

(大枠となる共通的な定量目標)

- ①家庭系ごみ(資源物を除く)1人1日当たりの排出量を平成25(2013)年度実績に対し10%削減(目標年次平成37(2025)年度)
- ②事業系ごみ(一般廃棄物)排出総量を平成25(2013)年度実績に対し10%削減(目標年次平成37(2025)年度)

(3) 基本方針3 :

生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します。

次世代に引き継ぐべき神戸の貴重な山、森、海、川、田畑などの自然環境における生物多様性の保全などにより、豊かな自然のめぐみを将来に引き継ぐために、「自然共生社会の実現」に取り組みます。

本市は、都市と自然が近接しており、山や海、川といった自然環境に恵まれ、多くの動植物が生息・生育しています。私たちは、野生動植物種の保全など、この豊かで多様性に富んだ自然環境とそれらがもたらす「自然のめぐみ」を将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

このため、里山、森林、田園、水辺など、多様な生きものが生育できる豊かな自然環境を保全し、そこから受ける自然のめぐみを将来の世代にわたって享受できる、生物が多様で豊かなくらしと社会を目指します。

(大枠となる共通的な定量目標)

今見られる神戸の生きもの種数を維持する

(4) 基本方針4 :

安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します。

人の健康や生活環境に影響が生じないよう、大気・水・土壌の保全と騒音・振動・化学物質対策による「公害のない健全で快適な地域環境の確保」に取り組みます。

持続可能な社会は、人の健康や生活環境への影響が生じる恐れのないことが前提であることから、大気、水、土壌などを健全で良好な状態に保持・保全するとともに、騒音・振動などの都市生活型公害、化学物質等の問題に適切に対応するなど、市民が安全・安心して暮らせる公害のない健全で快適な地域環境の確保を目指します。

(大枠となる共通的な定量目標)

法令で定められた及び神戸市が自ら定める基準(大気質、水質、土壌、騒音等)の達成

2-4 神戸の地域資源

本市は兵庫県の東南部に位置し、市域の南側は大阪湾に面しており、西端は明石海峡を隔てて南に淡路島を望む位置にあります。政令市として全国でも有数の人口を有する一方、六甲山などの豊かな自然、海外に開かれた文化、過去の大水害や大震災などの災害を克服してきた市民の力、製造業など活発な産業など、様々な地域資源を持っています。環境に対する取り組みを様々に行ってきた中で、今後の環境への取り組みの方向として、地域資源を活かし、伸ばす環境への取り組みを行うことが求められています。

神戸らしさや神戸の強みなど様々な地域資源を「海・山・川・田園・街の緑などの恵まれた自然」、「洗練された都市のくらしの文化」、「豊富な人材と地域のつながり」、「多彩な産業と充実した社会インフラ」の4つに区分し、4つの基本方針を実現するための基本目標や基本施策を位置付け、今後推進していきます。

1. 海・山・川・田園・街の緑などの恵まれた自然

市域の中に豊かな自然がある本市では、次のような神戸らしさや強みを持っています。

大都市にありながら海、山、田園など自然環境に身近に恵まれ、温暖な気候と太陽光にあふれている。また、さまざまな農水産物の生産にも恵まれている。市街地の緑も多い。

自然

- ・ 六甲山系や海が市街地から近い距離に位置し、身近な自然を感じることができます。
- ・ 森林や海による陸風、海風の気象緩和効果により、温和な気候となっています。瀬戸内式気候に属しているため、晴天日数が多くなっています。
- ・ 西区や北区のため池には、絶滅危惧種のカワバタモロコなどが確認されています。



海

- ・ めぐみ豊かで穏やかな瀬戸内海に面し、市域内に須磨海岸やアジュール舞子などの海水浴場や垂水漁港などの漁業施設があります。

山

- ・ 標高 931mの六甲山及びその周辺の山系には、多様な生物が生息しています。自然に親しむことができる山頂付近は、日本でも有数の眺望を誇り、貴重な観光資源となっています。北側にある有馬温泉は世界的にも珍しい多くの成分が混合した温泉です。このように魅力

あるポイントに恵まれた六甲山は、市民のみならず観光客にも憩いの場、健康づくりの場として親しまれています。

- ・ 六甲山は、明治時代からの植林の歴史があり、現在も森林整備や治山治水対策に重点が置かれています。
- ・ 六甲山系に降った雨は、森林に保水された後、日本名水百選に選ばれた布引溪流などとして、都市河川を形成しています。

近郊農村

- ・ 六甲山系及びその北側には、緑豊かな自然が残っており、農地・集落・里山が広がる農村地域があります。
- ・ 市域の約1割を農地が占め、北神地域では米を主体とした、西神地域では葉菜類や果菜類を主体とした、地域の特色を活かした栽培が行われるなど、野菜、果樹、花卉、水稻、畜産など、多彩な農産物の生産が行われています。

公園

- ・ 市内には、公園が多く、憩いのスポットとなっています。(1人当たりの公園面積は、約17m²)

2. 洗練された都市のくらしの文化

おしゃれで上質というイメージを持ち、特有の文化を形成している本市では、次のような神戸らしさや強みを持っています。

開国以来、海外の文化を受け入れる先進的な神戸人氣質が、神戸らしい都市文化を形成した。デザイン都市にも選ばれている。また、神戸ファッションや中華街・神戸スイーツなど独特の文化を形成している。

都市文化

- ・ 海外からの文化も受け入れる神戸の包容力が、多彩な文化が融合する全国有数の国際都市、観光都市を形成しています。

歴史的遺産

- ・ 2008年(平成20年)にユネスコ・創造都市ネットワークのデザイン都市に認定されています。
- ・ 開国以来海外からの人々を受け入れてきた歴史的経過が、日本三大チャイナタウンの一つである南京町、北野町・山本通の異人館街、元町周辺の旧外国人居留地、トアロードとして、本市の一つの顔となっています。
- ・ 当時の文化的なくらしを示す深江文化村や神戸を代表する企業の旧工場などの産業遺産があります。

食文化

- ・ 神戸ビーフ、神戸スイーツ、神戸ウォーターなど、世



界に通用する食のブランドを持っています。

- ・神戸産の海産物を使ったいかなごの釘煮は、神戸の春を象徴する産物となっています。
- ・大都市有数の近郊農業を活かした地産地消の取り組みが行われています。

イベント

- ・神戸まつり、神戸ルミナリエ、みなと神戸海上花火大会、インフィオラータこうべ等は、多くの人をひきつけるイベントとなっています。
- ・日本最大級のファッションショーである神戸コレクションは内外の人を集め、神戸発のファッションを発信するイベントとなっています。
- ・サッカーではヴィッセル神戸、I N A C神戸レオネッサが、ラグビーでは神戸製鋼コベルコスティーラーズのホームタウンとなっており、多くのファンが声援を送っています。

3. 豊富な人材と地域のつながり

日本の近代化の歴史の中で様々な経験を重ね特有の気質を持っている神戸市民、また災害を乗り越えた経験を持つ地域社会は、次のような神戸らしさや強みを持っています。

多くの市民団体があって、様々な活動を展開している。阪神・淡路大震災を経験した市民の存在は、防災・減災の取り組みにつながっている。ごみ分別の徹底など地域が担う役割は大きい。また、これらに取り組む人を育てる環境教育がある。

市民の気質

- ・神戸市民は、神戸市特有の文化や自然などに誇りを持っています。
- ・新しいものを積極的に取り入れる先進的な気質を持っています。
- ・多彩な文化を取り入れるふところ豊かな包容力は、神戸市民の特徴の一つです。
- ・ごみの分別排出のルールがすみやかに定着するなど、市民の理解力や行政への協力度は非常に高いものがあります。

地域社会で活躍する市民団体

- ・多くの市民団体が活動しており、本市行政を支える大きな力となっています。特徴的な団体を次に挙げます。
- ・「地域における普段からの助け合いが、いざという場合に大きな力を発揮した」という震災の教訓を踏まえてできた防災福祉コミュニティが活動しています。
- ・「住んでよかった、これからもここに住み、働き続けたい」と思えるまちをつくるために、市民・事業者・行政などがそれぞれの役割分担のもと「協働のまちづくり」を進めるため、まちづくり協議会が活動しています。
- ・エコタウンまちづくりは、地域住民が主役となって、環境に関する広報啓発、クリーン作戦、打ち水や緑のカーテン運動、学習会、段ボールコンポストなど、多様なメニューから地域に応じた活動を展開しています。



- ・神戸市地球環境市民会議は、市民、事業者、団体、学識経験者、行政といった、様々な立場から代表者が集い、市民各層の総意に基づく市民運動として、「レジ袋削減協定」などの活動を展開しています。

環境教育・環境学習

- ・豊かな自然などを活かした環境教育・環境学習の取り組みが盛んです。

4. 多彩な産業と充実した社会インフラ

世界的に有名な企業が立地し、国際貿易など海陸の交通の要衝で人や物が集まるほか、大学や研究機関も立地する本市では、次のような神戸らしさや強みを持っています。

工業、商業などの多くの企業が立地し、環境やエネルギーに関連する著名な企業もある。また、陸海空の交通も整備され、人・モノ・情報が集まる拠点となっている。大学や研究機関も多く立地し、環境関連の研究も盛んである。

産業活動

- ・環境関連の先端技術を有する日本を代表する企業や関連する中小事業者が多数存在しています。
- ・世界でもトップクラスの計算速度のコンピュータ「京」を活用した、ライフサイエンスやナノテクノロジー、環境分野などの研究が行われています。
- ・幅広い分野の産業が発展し、神戸医療産業都市を始めとする知の集積が進むビジネスの好適地でもあります。

エネルギー関連施設

- ・クリーンセンター(ごみ焼却施設)では、大規模なごみ発電が行われ、サーマルリサイクルが進んでいます。
- ・下水汚泥消化ガスを精製し、都市ガス導管注入（日本初）を実現した「こうべバイオガス」事業を実施しています。
- ・住宅用太陽光発電設置数は国内上位（10kW以下、平成27年6月末約15,700基）であり、また、事業者による太陽光発電所も多く設置されています。
- ・都心に高効率発電所（神鋼火力発電所。総出力140万kW）が存在しています。



社会インフラ

- ・国内有数の海の玄関口「神戸港」が、阪神港として「国際コンテナ戦略港湾」に指定されています。
- ・市街地に近くアクセスの良い空の玄関口「神戸空港」があります。



第3章 基本目標と基本・重点施策

2-4に示したとおり、本計画に関連する神戸らしさや神戸の強みを「海・山・川・田園・街の緑などの恵まれた自然」、「洗練された都市のくらしの文化」、「豊富な人材と地域のつながり」、「多彩な産業と充実した社会インフラ」の4つの地域資源に区分しました。

そして、4つの「基本方針（2-3）」の具体展開として、この神戸らしさである地域資源を強みとして活かした施策を推進するために、この4つの「地域資源」と4つの「基本方針」の総数16の組み合わせ区分に合わせて、基本目標を設定しました。一つの区分に複数の基本目標を設定している場合があることから、計22の基本目標とそれぞれに対応する基本施策をつくりました。

以下、この章では、基本方針の実現に向け設定した「基本目標」を3-1に、また、この「基本目標」に沿って実施する「基本施策」を3-2に記載しています。総数16の組み合わせ区分に対応して、下表とおりの基本目標、基本施策に番号・記号を付して記載しています（さらに枝番号を付したものもあります）。

さらに、基本施策のうち重点的に取り組むものを「重点施策」として3-3に位置づけています。この重点施策の展開により、他の施策への波及効果を期待して実施します。

		神戸の地域資源（神戸らしさ・神戸の強み）			
		A	B	C	D
		海・山・川・田園・街の緑などの恵まれた自然	洗練された都市のくらしの文化	豊富な人材と地域のつながり	多彩な産業と充実した社会インフラ
基本方針	1 二酸化炭素の排出が少なくくらしと社会を目指します (低炭素)	1 A	1 B	1 C	1 D
	2 資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します (循環型)	2 A	2 B	2 C	2 D
	3 生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します (自然共生)	3 A	3 B	3 C	3 D
	4 安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します (安全快適)	4 A	4 B	4 C	4 D

3-1 基本目標

4つの「基本方針」と4つの「神戸の地域資源(神戸らしさ・神戸の強み)」の区分により、「基本目標」を設定しました。

	神戸の地域資源 (神戸らしさ・神戸の強み)	
	A : 海・山・川・田園・街の緑などの 恵まれた自然	B : 洗練された都市のくらしの文化
基本方針	<p>大都市にありながら海、山、田園など自然環境に身近に恵まれ、温暖な気候と太陽光にあふれている。また、さまざまな農水産物の生産にも恵まれている。市街地の緑も多い。</p>	<p>開国以来、海外の文化を受け入れる先進的な神戸人氣質が、神戸らしい都市文化を形成した。デザイン都市にも選ばれている。また、神戸ファッションや中華街・神戸スイーツなど独特の文化を形成している。</p>
1. 二酸化炭素の排出が少なくくらしと社会を目指します	<p>1 A-1 再生可能・未利用エネルギー 太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを公共施設へ積極的に導入するとともに、市民・事業者への普及を推進します。</p> <p>1 A-2 森林・緑地の気候緩和効果 森林・緑地などが持つ都市気候緩和効果を向上させます。</p>	<p>1 B くらしの低炭素化の定着 「二酸化炭素の排出が少なくくらしと社会」を目指す取り組みが、市民の生活に定着するように働きかけます。</p>
2. 資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します	<p>2 A 有機性廃棄物のリサイクル 神戸の豊かな自然を活かし、剪定枝や厨芥類など有機性廃棄物のリサイクルを推進します。</p>	<p>2 B 環境に配慮したくらし 「もったいない」の精神を次世代へつなぐ、環境に配慮したくらしを推進します。</p>
3. 生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します	<p>3 A 生物多様性の保全 生物多様性を保全するとともに、神戸の豊かで、かつ、身近にある自然環境をまもり育てます。</p>	<p>3 B 食文化、自然とふれあうくらし 都市と農村のふれあい・交流や自然とふれあう機会などを通じて、神戸産の農水産物を楽しむ食文化や自然とふれあう生活を楽しむライフスタイルを普及させ、自然をまもり育てる意識を広めます。</p>
4. 安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します	<p>4 A 環境監視と発生源対策 環境基準を達成・維持し、良好で健全な大気・水・土壌環境を実現するために、環境監視の実施や発生源対策等を進めます。</p>	<p>4 B 歴史・文化への誇り 神戸の歴史・文化を含めた環境に誇りを持ち、住んでいる地域を守り育てる文化を広めます。</p>

神戸の地域資源 (神戸らしさ・神戸の強み)	
C : 豊富な人材と地域のつながり	D : 多彩な産業と充実した社会インフラ
<p>多くの市民団体があつて、様々な活動を展開している。阪神・淡路大震災を経験した市民の存在は、防災・減災の取り組みにつながっている。ごみ分別の徹底など地域が担う役割は大きい。また、これらに取り組む人を育てる環境教育がある。</p>	<p>工業、商業などの多くの企業が立地し、環境やエネルギーに関連する著名な企業もある。また、陸海空の交通も整備され、人・モノ・情報が集まる拠点となっている。大学や研究機関も多く立地し、環境関連の研究も盛んである。</p>
<p>1 C-1 地域における低炭素化 「二酸化炭素の排出が少ない暮らしと社会」を目指す地域での取り組みを促進します。</p> <p>1 C-2 地域における地球温暖化対策 地域での、地球温暖化対策の学びや実践を促進します。</p>	<p>1 D-1 コンパクトな都市構造 都市機能がコンパクトにまとまった都市構造形成や総合的な交通施策の導入、エネルギーの効率的な利用を促進します。</p> <p>1 D-2 事業者の技術開発支援 「環境・エネルギー」分野の商品や技術開発に取り組む事業者を支援します。また、省エネルギー技術等の事業者への普及を推進します。</p>
<p>2 C-1 2Rのくらしの確立 むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立(2R[リデュース・リユース]の推進)します。また、効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルール of 徹底を推進します。</p> <p>2 C-2 環境に配慮したまちづくり エコタウンまちづくり、美しいまちづくりなどの、自発的かつ継続的な環境に配慮したまちづくりを推進します。</p>	<p>2 D 一般・産業廃棄物の適正処理 産業廃棄物の3Rの推進、適正処理の徹底、不法投棄対策の推進等により、産業廃棄物の適正処理を確保します。また、一般廃棄物処理施設の適切な管理等により、一般廃棄物の適正処理に努めます。</p>
<p>3 C まちなみや景観の形成 神戸固有の多様で特色あるまちなみや景観を形成します。</p>	<p>3 D 自然環境配慮型の農漁業 神戸の豊かな自然環境がもたらす様々なめぐみを次世代につなぐため、生物多様性に配慮した農漁業等の産業活動を推進し、水や緑などの自然環境を活かしたまちづくりを進めます。</p>
<p>4 C-1 安全・快適な生活環境 快適な生活環境を保全するとともに、安全で快適なまちづくりを推進します。</p> <p>4 C-2 総合的な環境教育・環境学習 環境教育や環境学習の拠点づくりや機会の提供などにより総合的な環境教育・環境学習を推進します。</p>	<p>4 D-1 健康被害の予防、気候変動への適応 環境汚染や有害環境汚染物質による健康被害が生じないように予防的な取り組みを進めます。さらに、気候変動への適応策のあり方についての検討を行い、適応策を推進します。</p> <p>4 D-2 自動車環境対策 自動車排ガス対策、交通流・交通量・沿道対策などの自動車環境対策を推進し、生活環境の改善に努めます。</p>

3-2 基本施策

地域資源

A：海・山・川・田園・街の緑などの恵まれた自然

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 1 A-1 再生可能・未利用エネルギー

太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを公共施設へ積極的に導入するとともに、市民・事業者への普及を推進します。

(1) 太陽光発電の導入・普及

市民 事業者 行政

国の補助制度を活用し、公共施設、学校施設等への太陽光発電設備の積極的な導入を推進するとともに、市民・事業者等への太陽光発電設備の普及を推進します。また、市の公有財産（土地・建物）や港湾倉庫の屋根を活用した民間事業者による太陽光発電の導入を推進します。市民共同発電所の建設を目指すとともに、ため池などの未利用地における太陽光発電の普及につなげていきます。

(2) バイオマスなどの様々な再生可能エネルギーの活用の促進

市民 事業者 行政

六甲山等における森林整備により発生する伐採材や木質系廃棄物等を、バイオマス資源としての有効活用を推進するとともに、下水由来のこうべバイオガス、小水力、風力、下水熱など再生可能エネルギー、未利用エネルギーの開発・利用を促進します。

基本目標 1 A-2 森林・緑地の気候緩和効果

森林・緑地などが持つ都市気候緩和効果を向上させます。

(1) 森林保全・育成と都市緑化の推進

市民 事業者 行政

CO₂の吸収源となる六甲山系や帝釈・丹生山系などの緑の骨格となる森林を適切に保全・育成するとともに、市街地における良好な民有緑地の保全・育成等を進めます。

特に、六甲山については、「六甲山森林整備戦略」に基づき、災害防止や生物多様性など森林の持つ多面的機能を発揮するための森林整備を進めます。

(2) オープンスペースの整備による風の道の機能の向上

市民 事業者 行政

都心・ウォーターフロントでは、地域全体が六甲山系とつながる一連の地域ととらえ、シンボルとなる河川や街路において、風通しに配慮したオープンスペースの創出の推進や緑と水の気候緩和効果を活用し、瀬戸内海からの海風や六甲山からの涼しい山風が市街地に流れ込むような「風の道」の機能を向上させます。

具体的には、河川及び河川沿いの公園・緑地・道路の一体的な整備、街路樹の効果的な再配置による魅力的なまちなみと緑陰空間の創出、沿道建築物の屋上・壁面緑化、保水性舗装、水の活用などを進めます。

[注] 基本施策のタイトルの右側に、主たる実施主体を **枠書き** で示しています。

【基本方針1】

二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会を目指します

低炭素

地域資源

B：洗練された都市のくらしの文化

	A	B	C	D
1	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

基本目標 1B **くらしの低炭素化の定着**

「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」を目指す取り組みが、市民の生活に定着するように働きかけます。

(1) 市民の暮らしぶりを変える市民・地域主体の省エネ活動の推進 市民 事業者 行政

市民の環境意識を高め、暮らしぶりを変えて無理なく節電などの省エネに取り組むというエコライフスタイルの定着を図るとともに、節電に向けた風や日陰などの自然の活用、クールスポットの利用、打ち水大作戦などを「神戸市地球環境市民会議」の運動との連携を図り定着させていきます。

(2) 「緑のカーテン普及事業」の継続 市民 事業者 行政

市民が身近に実践できる温暖化対策として、夏季にゴーヤやヘチマ等のつる性植物を窓側に繁茂させ日陰をつくり、室温を下げて省エネを進める取り組みである「緑のカーテン普及事業」を継続し、写真展、ホームページを活用した情報発信などを行い、緑のカーテンづくりについて普及促進を行います。

地域資源

C：豊富な人材と地域のつながり

	A	B	C	D
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

基本目標 1C-1 **地域における低炭素化**

「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」を目指す地域での取り組みを促進します。

(1) 地域を対象とする「低炭素化」に有効な取り組みの導入 市民 事業者 行政

市民、事業者などが地域において主体となった太陽光発電所の設置など再生可能エネルギーの普及、実現に資する地域における様々な取り組みを、他都市のモデルとなる成功事例として発信し、普及拡大を図るとともに、地域主体での取り組みの拡大を支援していきます。

(2) 環境に配慮した住宅等や省エネルギー技術等の市民への普及 市民 事業者 行政

環境に対する関心が高い地域において、まちづくり協議会などの地域団体と連携し、敷地内の緑化や建築物の省エネルギー化のルールづくりなど、地域の環境価値を高める取り組みを推進します。

住宅における環境ラベル表示制度の創設、長期優良住宅の認定制度などにより、低炭素化を推進します。また、住宅の省エネルギーの取り組みに対して専門家を派遣するなど、太陽光エネルギーの活用や家庭向け(HEMS)のエネルギーマネジメントシステムの導入や省エネルギー設備の導入に対して技術支援・助言を行います。

家庭部門の更なる CO₂ 削減及び分散型エネルギーの導入促進を図るため、高効率なコージェネレーション（熱電併給）システムである家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進を図ります。

住宅における取り組みを積極的に導入・普及するための、国、県、市等の助成制度や固定価格買取制度等の最新情報などを、市ホームページにより積極的に情報提供し、制度活用を推進します。

基本目標 1C-2 地域における地球温暖化対策

地域での、地球温暖化対策の学びや実践を促進します。

(1) 環境に配慮したライフスタイルの促進

市民 事業者 行政

地球温暖化対策を推進する第一歩として、子どもから大人まで全ての市民が、楽しみながら積極的に「エネルギーを無駄なく、大切に、有効に使う」という日常生活での意識と実践行動の継続を促すための仕組みづくりに取り組みます。

カーボンフットプリントの概念の普及に努め、物品の購入やサービスの選択において、カーボンフットプリント値が小さいものを選ぶことができる考え方を広めます。

ノーマイカーデー運動、エコドライブの普及推進、ごみの減量・資源化の推進、自然とのふれあい等、環境に配慮したライフスタイルの促進に努めます。

「くらしのエコチェック」などの教材を活用し、小・中学校の児童・生徒を通じた普及啓発活動を推進します。また、「家庭版エコマニュアル」の周知を図るために、説明会などを通じて、市民による市民への省エネ行動の定着を進めます。

地域資源

D : 多彩な産業と充実した社会インフラ

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 1D-1 コンパクトな都市構造

都市機能がコンパクトにまとまった都市構造形成や総合的な交通施策の導入、エネルギーの効率的な利用を促進します。

(1) スマート都市づくりの推進

市民 事業者 行政

環境への負荷をおさえ、自然と調和してきめ細やかに都市空間の質を高めることを目指して、都市機能がコンパクトにまとまった都市構造や、六甲山系などの都市の緑や水環境などの自然環境との調和、環境負荷を低減するエネルギーの利活用の実現に向け、市民・事業者と行政との協働と参画により、環境と共生した都市空間の再編に取り組みます。

(2) 効率的なエネルギー利用や省エネルギーの推進

市民 事業者 行政

省エネルギー診断の活用などによる地域全体での省エネルギーの取り組みを地域とともに推進するとともに、エネルギーの効率的利用をより一層進めるため、地区単位の開発や大規模施設の新築、増・改築時に事業者等に実施していただく事項として、エネルギーの面的利用の検討を定める

ことにより、取り組みを推進します。

エネルギー需給の平準化・安定化とコストダウンを図るため、電力網・通信網を活用した地域エネルギーマネジメントシステム（地域 EMS）の導入を推進します。三宮地区においては、低炭素まちづくりの取り組みとして、既存の地下空間を活用して面的なエネルギー利用を可能とする次世代スマートエネルギーインフラの検討を行います。また、特定供給制度等を活用したエネルギー融通の事業検討などを行います。

ヒートアイランド対策のため、屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンなどによる建築物及びその敷地内の緑化を推進します。また既存市街地において、海や山からの涼しい風が市街地を流れる「風の道」を形成するため、山と海を結び、憩いの親水空間となる河川及び河川沿いの緑地の整備をはじめ、街路での更なる緑化・緑の質の向上を推進します。

道路における遮熱性舗装等の環境に配慮した技術の導入を推進します。また、ミスト散水など、上水の有効利用によるヒートアイランドの緩和策を推進します。

(3) 公共交通ネットワークの維持・形成、自動車交通量の抑制、自転車利用環境の整備などの総合的な推進

市民 事業者 **行政**

広域・主要な公共交通ネットワーク（鉄道・バス等）の維持・形成による公共交通機関の利用促進を進めて自動車交通量を抑制し、CO₂発生量の削減を図ります。また、交通局が実施する「エコファミリー制度」や「パークアンドライド」、阪神間7市が共同実施する「ノーマイカーデー運動」などを推進することにより、公共交通機関への利用転換を促進し、自動車利用の抑制を図ります。

ネットワーク化による快適な自転車走行空間の創出や需要に応じた駐輪場を整備することにより、多様化する自転車利用への対応を進めると共に歩行者の安全な空間の創出を図ります。また、都心・ウォーターフロント、観光地の回遊性向上の一環として、LRT、BRTの導入可能性の検討やワンウェイ型カーシェアリング、コミュニティサイクルのさらなる活用（ポートの拡大）など、魅力的な交通環境の形成を進めます。

(4) 次世代自動車の導入・普及

市民 **事業者** **行政**

市の率先的な取り組みとして、「公用車への次世代自動車の導入基準」に基づき公用車への次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車など）の導入を進めるとともに、事業者に対しては、購入補助制度により導入を促進します。また、市内の充電設備網の充実や水素ステーションの誘致を進めます。

(5) 水素などの次世代エネルギーの利活用

市民 **事業者** **行政**

利用段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利活用に取り組んでいきます。

家庭用燃料電池（エネファーム）と燃料電池自動車の普及促進を図るとともに、水素エネルギーの先端技術を有する地元事業者等とともに、天然ガス・水素を燃料とするコジェネレーションシステムを活用した電気・熱の地域内利用の実証事業に取り組みます。また、水素供給システムに関する実証事業への支援等に取り組みます。

基本目標 1D-2 事業者の技術開発支援

「環境・エネルギー」分野の商品や技術開発に取り組む事業者を支援します。また、省エネルギー技術等の事業者への普及を推進します。

(1) 「環境・エネルギー」関連分野の産業振興や製品開発のためのインセンティブの検討市民 事業者 行政

新たな都市活力や雇用の場を創出するため、「環境・エネルギー」などを神戸の戦略産業のひとつと位置付け、設備投資や製品開発、販路開拓などの取り組みに対し集中的な支援を行います。また、関連企業や雇用創出効果の高い内需関連企業などの企業誘致を進めます。

水素をはじめとした次世代エネルギーについては、都市としての普及促進を図りつつ、神戸の次代の有望な産業として注目し振興します。

(2) 環境に配慮した建築物の普及、省エネルギー等の推進、業務用コジェネレーションの導入などによる事業者の低炭素化への取り組みの支援や新しい技術の導入検討市民 事業者 行政

建築物の環境性能を総合的に評価する CASBEE 神戸（建築物総合環境性能評価システム）の結果公表により B+以上の評価への誘導を図ります。

大規模施設の建設・更新時に、周辺の建築物・施設と連携したエネルギーの地区単位での利用を誘導する制度の創設を目指し、エネルギーの効率的な利用や、環境負荷の少ない未利用・再生可能エネルギーを活用する取り組みを推進します。

業務用コジェネレーションの導入促進や中小事業者向けの無料の電力診断、省エネ行動の目安となる取組目標や効果的な取組メニューを掲載した「事業者向けエコマニュアル」を作成・配付などにより、中小事業者の省エネルギーを支援します。

(3) 環境に配慮したビジネススタイルの促進市民 事業者 行政

環境保全協定締結事業者の拡大、温室効果ガス排出量の削減に向けた環境保全協定内容の見直し及び締結事業者の拡大、KEMS（神戸環境マネジメントシステム）等環境マネジメントシステムの普及促進を図るなど、環境に配慮したビジネススタイルの定着と事業者による環境保全活動等の取り組みを促進します。

グリーン配送を推進するとともに、エコ通勤、ごみの減量・資源化の推進、森林の保全・育成等の CSR 活動の推進等、環境に配慮したビジネススタイルの促進に努めます。

カーボンフットプリントの概念を普及し、物品の販売やサービスの提供にカーボンフットプリントが活用されるように検討を行います。

【基本方針2】

資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します

循環型

地域資源

A：海・山・川・田園・街の緑などの恵まれた自然

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 2A 有機性廃棄物のリサイクル

神戸の豊かな自然を活かし、剪定枝や厨芥類など有機性廃棄物のリサイクルを推進します。

(1) 木質バイオマス活用（エネルギー源、堆肥、チップ化等）の推進 市民 事業者 行政
 街路樹等の剪定枝、落葉等の堆肥・チップ化を推進し、バイオマスエネルギーとしての利用を促進します。六甲山等における森林整備により発生する伐採材をバイオマス資源として有効活用します。

(2) 循環型の食品リサイクルの推進 市民 事業者 行政
 都市と農村が近接した本市の特性を活かし、地産地消や食品廃棄物を堆肥化し農作物の生産に活用するなど、循環型の食品リサイクルを進めます。

地域資源

B：洗練された都市のくらしの文化

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 2B 環境に配慮したくらし

「もったいない」の精神を次世代へつなぐ、環境に配慮したくらしを推進します。

(1) これまで神戸が培ってきた「もったいない」の精神やリサイクルの取り組みの推進 市民 事業者 行政
 平成20年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、「もったいない」の精神の共有や発生抑制の最優先などを定めた「神戸3R行動計画」が世界に向けて発信されました。
 これまで、神戸市民に引き継がれてきた「もったいない」という精神を活かし、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方にに基づき、2R（リデュース・リユース）の取り組みを進めます。特に食品ロスの削減に市民・事業者・行政の協働により取り組んでいきます。

(2) 環境への負荷の少ない神戸らしいイベントの推進 市民 事業者 行政
 イベント会場や野球、サッカーのスタジアムなどでは、多くの人が集まります。そのため、廃棄物の分別・減量化やリサイクルの取り組み、併せて、使用エネルギー量の削減や再生可能エネルギーの導入などを検討し、各イベントに適したグリーン化（環境負荷の低減）を市民・事業者と協働して進めます。

【基本方針2】

資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらい
と社会を目指します

循環型

地域資源

C：豊富な人材と地域のつながり

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 2C-1 2Rのくらしの確立

むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立（2R [リデュース・リユース] の推進）します。また、効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールを徹底を推進します。

(1) 神戸で培われてきたコミュニティ単位での取り組みを活かした2R（リデュース、リユース）の推進 市民 事業者 行政

市民や事業者が、主体的かつ継続的にごみの発生抑制を進めていくため、従来の施策を継続して実施していきます。また、将来的な経済的誘導策を検討していきます。

3Rの中でも、「そもそも、ごみとして排出されるものを減らす」2Rの取り組みを優先し、計画的な買い物や食べ切りの推進による食品ロスの削減など、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立していきます。

さらに、地域の資源集団回収やリサイクル工房などにおける拠点回収や民間が実施している取り組みの情報提供などによって、リユースを進めていきます。

(2) 分別・リサイクルの推進 市民 事業者 行政

これまで実施してきたルール啓発を継続的に取り組んでいくとともに、対象となる品目や出し方などの排出・分別ルールをわかりやすく周知していくことにより、ごみの減量・資源化を促進します。民間事業者によるリサイクルも推進していきます。

ごみをクリーンステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対するごみ出し支援（ひまわり収集）を行い、地域福祉の補完を図るとともに、今後は地域福祉とも連携しながら高齢者等に対して、わかりやすい情報提供を行い、分別を支援していきます。

これらの取り組みのために、紙媒体のほか新たなツールを用いて、分かりやすく情報提供を行います。とりわけ、若者、高齢者、新しく転居してきた人、外国人などに対象を絞り効果的な情報発信を行います

(3) 適正処理の推進 市民 事業者 行政

これまでの取り組みに加えて、新たな課題に対応しながら適正処理を推進していきます。小型家電リサイクル制度の周知を図り、効率的に資源回収を行います。

水銀廃棄物処理について、国の方針に基づいて適正に対応していくとともに、適切な情報収集・提供に努めます。

使い切らずに家庭で放置されている塗料や洗浄剤などのいわゆる有害廃棄物については、排出者が出しやすい仕組みづくりを研究・検討していきます。

カセットボンベ・スプレー缶の収集については、現状の収集状況を考慮したうえで適正な収集・処理方法等を検討します。

【基本方針2】

資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します

循環型

(4) 指導啓発や拡大生産者責任、将来に向けた調整・検討

市民 事業者 行政

クリーンステーションでの啓発や、施設での開封調査や個別指導などの適正排出指導を充実していきます。また、民間事業者の資源化・処理施設の適正な運営について指導していきます。

引き続き、国等に対して、他の自治体等と連携を図りながら、拡大生産者責任の確立を強く求めていきます。また、引き続き、収集作業の安全性確保に努めていくとともに、収集体制の効率化やごみ収集車への次世代自動車の導入などを進め、環境負荷の低減を推進します。

基本目標 2C-2 環境に配慮したまちづくり

エコタウンまちづくり、美しいまちづくりなどの、自発的かつ継続的な環境に配慮したまちづくりを推進します。

(1) エコタウンまちづくりの推進

市民 事業者 行政

エコタウンまちづくりは、地域の住民や事業者が主体となり、地域ぐるみで環境にやさしいまちづくりに取り組み、1人でも多くの市民が、環境のことについて「気づき、考え、行動する」ことができるように活動しています。

このエコタウンの取組みでは、ごみの減量や、環境美化活動以外にも、地球温暖化や自然環境保護の活動についても、取り組めるようにより支援していきます。

(2) 美しいまちづくり（環境美化活動等）の推進

市民 事業者 行政

引き続き、清潔で緑と花があふれる「美しいまち」を未来の世代に引き継ぐために、「自分たちのまちは自分たちで美しく」を基本に、地域で行われる美化活動など、市民・NPO・事業者・市などの協働による美しいまちづくりのための取り組みを推進します。

美緑花こうべまちづくりへの支援、まちの美緑花ボランティア制度の活用などにより、美しいまちづくりを推進します。

地域の監視の目が行き届かないクリーンステーションやその周辺でのごみの散乱や、事業系ごみの家庭系ごみステーションへの排出等の不法投棄を防止するため、市民意識の高揚による監視の強化を図るなど、あらゆる主体の協働によって、不法投棄などの不適正排出の防止を図ります。

自転車利用マナーの向上、新規駐輪場の設置検討等、放置自転車対策を推進します。

地域資源

D：多彩な産業と充実した社会インフラ

	A	B	C	D
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

基本目標 2D 一般・産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の3Rの推進、適正処理の徹底、不法投棄対策の推進等により、産業廃棄物の適正処理を確保します。また、一般廃棄物処理施設の適切な管理等により、一般廃棄物の適正処理に努めます。

(1) 産業廃棄物の2Rの優先とリサイクルの推進

市民 事業者 行政

多量排出事業者への産業廃棄物処理計画作成の指導など従来の施策を継続・強化し、産業廃棄物の再使用・発生抑制及び減量化を推進し、現状よりも産業廃棄物発生量の減少を目指します。

【基本方針2】

資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらい と社会を目指します

循環型

再生利用の取り組みが進んでいない産業廃棄物について、再生利用の取り組みに関する情報提供等により、適切な有効利用を推進します。また、事業系一般廃棄物についても適正な排出を啓発・指導します。

(2) 産業廃棄物の適正処理の徹底と不法投棄対策の推進

市民 事業者 行政

排出事業者には産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を徹底させるとともに、排出事業者の処理責任の周知徹底を図るため、多量排出事業者、特別管理産業廃棄物排出事業者、建設廃棄物排出事業者に対し、重点的に適正処理の指導を実施します。

また、産業廃棄物処理業者に対しては、立入検査等を通じて適正処理の指導を行うとともに、産業廃棄物処理業者等の設置する処理施設については、関連法令や神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱等に基づく規制の遵守を徹底し、適正な維持管理と周辺的生活環境の保全を図っていきます。

不法投棄の未然防止や早期発見を図るため、通報のワンストップ窓口「クリーン110番」による通報の受理と対応、さらに市民、事業者との協働の監視活動などの不法投棄防止対策を推進するとともに、不法投棄の再発防止、原状回復への支援を実施します。

(3) 公共建設工事におけるゼロエミッションの推進

市民 事業者 行政

建設分野における廃棄物を限りなく“0”（ゼロ）に近づけるゼロエミッションの推進に取り組む。また、神戸市発注の建設工事を調査し、取り組みを客観的に評価できる指標を検討するとともに、具体的な行動に向け「神戸市建設ゼロエミッション推進に向けた方針」の策定に取り組みます。

(4) 施設の適正な運営・管理、処理体制の効率化

市民 事業者 行政

ごみを安定的・継続的に処理するため、将来のごみ量等を踏まえながら効率的な処理体制を構築していきます。また、ごみの分別リサイクルを推進し、施設の長寿命化を図るとともに、改築更新を計画的に進め、ライフサイクルコストの低減と予算の平準化を図りつつ、市内で完結できる複数のごみ処理及び処分の基盤施設を確実に維持管理し、将来に引き継いでいきます。

法令等に基づく基準を遵守し、安全・安心な適正処理を行うとともに、ごみ発電によるエネルギー回収を推進します。

平成29年度に新しく稼働する第11次クリーンセンターの3焼却施設（クリーンセンター）体制で中継施設などを活用し、CO₂排出量の削減、ごみ発電の効率化を図り、エネルギー利用の観点、災害等緊急時にも対応した安定的な処理を目指すとともに効率的な処理体制を構築していきます。

(5) 適正な最終処分の推進及び災害廃棄物への対応

市民 事業者 行政

最終処分量の削減に努めて環境センターを長期にわたって使用するとともに、引き続き大阪湾フェニックス計画にも参画します。2つの環境センター（布施畑、淡河）について、水処理設備等の点検・補修・更新を適切に行い、安定的に運転・管理をしていきます。また、焼却灰のセメント原料化などの有効利用について引き続き検討していきます。

「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」に参画して、兵庫県及び他自治体との情報の共有、広域連携に取り組むとともに、災害発生時には、災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑な処理を実施できるよう備えます。

【基本方針3】

生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します

自然共生

地域資源

A：海・山・川・田園・街の緑などの恵まれた自然

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 3A 生物多様性の保全

生物多様性を保全するとともに、神戸の豊かで、かつ、身近にある自然環境をまもり育てます

(1) 生物多様性の保全に関する総合的な施策の推進

市民 事業者 行政

「生物多様性 神戸プラン」の効果・課題等の把握に努め、PDCAによる進行管理を行いながら着実に推進します。計画の立案段階における事前配慮手続きを含めた環境影響評価制度や開発事前審査制度等を活用して、よりきめ細かく開発計画を審査するなど、貴重な動植物や生態系への影響を回避する仕組みづくりや市民参加型の「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」の実施、「KOBE 生物多様性プラットフォーム」の整備など総合的な施策を推進します。

とりわけ、神戸の豊かな自然を象徴する六甲山系を保全・活用する取り組みを進めるとともに、市民との協働のもと、六甲山系や北区・西区などの里山に残された貴重な自然や生物の多様性を保全します。

生物多様性保全のシンボル拠点として「キーナの森」の整備を進めるとともに、自然観察会、シンポジウムなどにより、市民に生物多様性の大切さを啓発し、希少種の状況や外来種の分布などの把握・情報提供などにより理解を深め、在来の生態系を保全する取り組みを進めます。

(2) 野生動植物種の保全

市民 事業者 行政

アライグマなどの外来種やイノシシなどの野生鳥獣による被害を防止するため、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）や鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）に基づく対策を推進します。また、市民・NPO等と協働し六甲山の森林保全・育成やアカミミガメ等の外来種の防除などの事業を展開することにより、野生動植物種の保全に努めます。

(3) 森林・田園環境、水辺環境の保全と創造

市民 事業者 行政

従来から実施してきた様々な施策を総合的に活用し、六甲山系、帝釈・丹生山系等の骨格的な緑地、貴重な地域資源である農地や里山、市内の多彩な水辺環境の保全と創造を図ります。

また、農村地区の活性化を図り、田園の生物多様性の保全に寄与する取り組みを進めていきます。

このような取り組みや活動においては、市民、事業者や各種団体との連携を図り、協働して取り組んでいきます。

【基本方針3】

生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します

自然共生

地域資源

B：洗練された都市くらしの文化

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 3B 食文化、自然とふれあうくらし

都市と農村のふれあい・交流や自然とふれあう機会などを通じて、神戸産の農水産物を楽しむ食文化や自然とふれあう生活を楽しむライフスタイルを普及させ、自然をまもり育てる意識を広めます。

(1) 都市と農村のふれあい・交流や市内生産の農産物を使う地産地消の取り組みの推進

市民 事業者 行政

ふる里一誇事業、農都ふれあい隊等による都市と農村の交流を促進するとともに、都市住民と農村との出会いをマッチングする農村交流推進員の育成を進めます。

ローカルプログラムとして、「EAT LOCAL KOBE（神戸産を食べよう）」を掲げ、ファーマーズマーケット、ファームビジットなど、神戸市民が地産地消を楽しむライフスタイルを定着させ、神戸産の農水産物を楽しむ食文化を育てます。

こうべ旬菜育成推進事業（人と環境に配慮した有機・減農薬栽培等を推進する事業）、こうべ版GAP（土づくりから出荷までの農業生産工程の管理）などにより「環境保全型農業」を推進し、これにより生産した地元農産物を、都市と農村の交流、学校給食での利用拡大などにより市民に提供して「地産地消」を進め、フードマイレージ（食料の輸送距離）を低減して温室効果ガス排出量の削減につなげます。

(2) 自然とふれあう機会・場づくりの推進と地域資源を利用したエコツーリズムの実施

市民 事業者 行政

六甲山における「市民参加の森づくり」や都市河川等における生きもの観察会などの自然とふれあう機会づくりを推進します。また、自然のめぐみなど幅広い神戸の環境に係る地域資源についても対象にしたエコツーリズムの本格実施について検討していきます。

また、豊かな自然を満喫できる農村部に暮らしながら、都心部の利便性を享受できる「豊かな自然と都心の距離が近い神戸ならではの里山暮らし」を推進します。

地域資源

C：豊富な人材と地域のつながり

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 3C まちなみや景観の形成

神戸固有の多様で特色あるまちなみや景観を形成します。

(1) 自然景観、農村景観などの保全と創造

市民 事業者 行政

田園地域では、人と自然とが共生できる緑豊かで活力ある田園環境を形成するため、里づくり協議会による集落の活性化を推進するとともに、幹線道路沿いなどにおける建築物や工作物、土地の

【基本方針3】

生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します

自然共生

利用形態の周辺景観との調和や、飾花等の地域の魅力づくりを誘導します。

海や山を一望したり、河川や道路などの先に海や山を望む眺望景観の保全・育成を進めるとともに、まちなみに大きな影響を与える屋外広告物のデザイン等の向上を図ります。

「神戸らしい眺望景観 50 選・10 選」をはじめとして、まちなみや農村・田園風景、夜景など神戸の多様な文化を象徴する魅力ある景観が得られる場所（ビューポイント）を選定・明示するとともに、その地点の修景整備や、そこからの景観を保全・育成するための規制誘導を図ります。

(2) 文化的・歴史的資源の保全と活用

市民 事業者 行政

本市の文化的・歴史的資源は、本市の地勢などの自然環境と相まって存在することが、神戸固有の特色の一つと考えられます。これら特色を生かすための保全や活用に取り組みます。

埋蔵文化財やその他の文化財等の実態調査により現状を把握するとともに、文化財の指定、保存、活用等を推進します。また、市所有文化財建造物の保存修理、民有文化財の保存修理及び維持管理に対する助成等により、文化的・歴史的資源の保全を推進します。

歴史的建造物の保全・活用、異人館、五色塚古墳等の文化財の公開などにより、市民と文化財とのふれあいの機会の増大や文化財に対する普及啓発等を推進します。

建築専門家や活用促進団体など民間団体との連携強化を図り、所有者や活用事業者とのマッチングや保全活用のための資金収集の仕組みなどを構築することにより、地域の文化を伝える茅葺建物、開港以降に建てられた近代建造物や異人館など歴史的建造物の保全・活用を行い、神戸ならではの景観を次世代に継承します。

地域資源

D：多彩な産業の構築と充実した社会インフラ

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 3D 自然環境配慮型の農漁業

神戸の豊かな自然環境がもたらす様々なめぐみを次世代につなぐため、生物多様性に配慮した農漁業等の産業活動を推進し、水や緑などの自然環境を活かしたまちづくりを進めます。

(1) 生物多様性に配慮した農漁業等の産業活動の推進

市民 事業者 行政

神戸の豊かな自然環境の恩恵を受け、県下有数の農漁業地域を抱えており、「こうべ旬菜」、「須磨海苔」など、様々な高品質な農水産物が生産されています。これらを有効に活かし、神戸の街全体の活性化につなげるため、「食」を軸とした新たな都市戦略「食都 神戸 2020」構想を推進します。

特に環境面で考えると、農業は食料を供給する役割だけではなく、その活動を通じた国土の保全や水源の涵養、生態系の保全、良好な景観の形成、文化の継承など、多面的な機能を有しています。神戸においても、農業の営みに伴って人の手が加わった二次的な自然が維持され、生物多様性が保全されてきました。このように、農業の営みを継続すること自体が生物多様性の保全につながることを再認識し、農漁業の振興と農村地域の活性化を図ります。

(2) 都市緑地の保全と創造、河川環境の改善などによる水と緑のネットワークの形成

【基本方針3】

自然共生

生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します

市民

事業者

行政

公園における市民花壇、「緑のカーテン普及事業」など、市民との協働による緑化を推進します。また、事業者の協力を得ながら、建築物の屋上緑化・壁面緑化を推進します。市街地における社寺林や屋敷林などの貴重な緑を土地所有者や地域住民との協働の取り組みにより保全していきます。

都市公園や街路樹、公共施設緑地等の整備、適正管理を進めていきます。

六甲山系、帝釈・丹生山系、田園地帯などの緑地と河川、水田、ため池、海などをつなぎ、水と緑の連続性を確保した広域的な水と緑のネットワークを形成します。一方、河川、水路、社寺林、公園、民有緑地、などからなる市街地の水と緑のネットワークを形成します。

【基本方針4】

安全・安心で快適な生活環境のある暮らしと社会を目指します

安全快適

地域資源

A：海・山・川・田園・街の緑などの恵まれた自然

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 4A 環境監視と発生源対策

環境基準を達成・維持し、良好で健全な大気・水・土壌環境を実現するために、環境監視の実施や発生源対策等を進めます。

(1) 大気汚染発生源対策及び総合対策

市民 事業者 行政

ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対し、環境関係法令等に基づき、立入調査による施設の確認等の規制基準遵守の指導を行うとともに、ばいじん等の測定結果や燃料使用量等の報告を求め確認を行うなど、大気汚染物質の排出抑制に向けた取り組みを推進します。また、大気汚染物質が高濃度に検出されやすい冬季の排出抑制対策を推進します。

環境関係法令等の規制対象とならない小規模施設等を設置する工場・事業場に対し、低NO_x型の小規模燃焼機器等の普及を促進します。

「神戸市民の環境をまもる条例」に基づき、船舶からの大気汚染物質の排出抑制対策等を進めるとともに、国の取り組み状況や船舶側からのニーズを考慮の上、陸電供給の導入を推進します。

光化学スモッグによる被害をなくすため、光化学スモッグ予報・注意報発令時における発生源での対策の徹底、発令システムの充実等の対策を推進します。

(2) 水質汚濁発生源対策及び総合対策

市民 事業者 行政

特定施設を設置する工場・事業場に対し、環境関係法令等に基づき、立入調査を実施し、排水の採取・分析を行うなど、排水基準・総量規制基準の遵守の徹底、指導等を推進します。

小規模未規制事業場に対しても、汚濁負荷の低減に努めるよう指導します。

畜産農家等に対し、糞尿の土壌還元促進、堆肥流出の防止や農薬・肥料の適正利用等を指導します。

ゴルフ場排水口及び公共用水域で水質調査を行い、ゴルフ場における農薬の使用状況及び排出状況を監視・調査するとともに、低毒性の農薬の選択や使用量の適正化及び低減、自主検査の実施等を指導します。

工事濁水等を発生する恐れがある工事現場に対し、公共用水域を汚濁しないよう適切な措置を講じるよう指導します。

油・濁水等の流出といった水質等事故発生の際には、迅速・適切な対応を図ります。

公共用水域における水質調査等を継続的に実施することにより現状を把握し、適切な水質改善策の検討等を推進します。

市民の水遊び等レクリエーションの場として活用されている河川、その源流である六甲山の溪流、海水浴場等の水質調査を継続的に実施し、良好な水質が確保されていることを監視します。

(3) 生活排水対策

市民 事業者 行政

「生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽による生活排水の適正処理の推進を図るとともに、設置費の一部助成による浄化槽の計画的な整備を推進し、全市における生活排水の処理化を図ります。

浄化槽の適切な維持管理を徹底するとともに、家庭で容易に実施できる生活排水対策に関する情報提供等により、生活排水負荷の抑制を図ります。

(4) 土壌汚染・地下水汚染対策の推進

市民 事業者 行政

土壌汚染対策法に基づき、大規模な土地の形質変更時の届出や、土壌汚染状況調査の実施、汚染土壌の適正処理などについて指導し、土地の形質変更や土壌の搬出・運搬に伴う汚染拡散防止を図っていきます。

汚染土壌処理業者に対して、立入調査等を通じて適正な処理および維持管理を行うよう指導し、周辺環境の保全を図っていきます。

土壌汚染の状況等に関する情報を収集・整理し、市民・事業者等へ適切に提供するよう努めます。

土壌汚染等による地下水への影響を把握するため、地下水調査を計画的に実施するとともに、有害物質を取り扱う工場・事業場への排水規制、畜産業に対する排水を出さない糞尿処理の推進等により、地下水汚染の防止に努めます。

(5) 環境基準が未達成の項目等についての重点的取り組み

市民 事業者 行政

大気環境では、光化学オキシダント濃度や微小粒子状物質(PM2.5)で環境基準の超過がみられるため、光化学オキシダント生成やPM2.5の原因となる物質の低減への取り組みを継続して実施します。光化学スモッグによる被害をなくすため、光化学スモッグ予報・注意報発令時における発生源での対策の徹底、発令システムの充実等の対策を推進します。また、PM2.5の注意喚起情報が兵庫県により発信された場合には、速やかな広報と関係機関への伝達を図ります。

水環境では、一部の水域で基準が達成できていません。河川・湖沼においては、継続して対策を実施するとともに、海域については、大阪湾再生推進会議などの広域連携組織に参画し、瀬戸内海や大阪湾の水質改善等の広域的な取り組みを推進します。

【基本方針4】

安全・安心で快適な生活環境のある暮らしと社会を目指します

安全快適

地域資源

B：洗練された都市のくらしの文化

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 4B 歴史・文化への誇り

神戸の歴史・文化を含めた環境に誇りを持ち、住んでいる地域を守り育てる文化を広めます。

(1) 歴史や文化を含めた環境学習の推進

市民 事業者 **行政**

市内には、江戸時代に禿山になった六甲山への植林、灘の酒蔵や神戸ウォーター、北野町・山本通の異人館街や元町周辺の旧外国人居留地、深江文化村や産業資産など、歴史的・文化的資産があります。神戸の特色である茅葺建物の維持のために、市民とともに茅（ススキ）を通じて循環型文化への理解を深める必要があります。また、公害や災害を克服してきた経験も蓄積されています。

これらの資産や経験は、神戸の環境と密接にかかわるものであり、環境学習を行う際には、歴史的、文化的な事柄もあわせて学び、神戸の環境への理解を深める取り組みとします。

環境学習の情報を提供するにあたっては、神戸らしさ・神戸の強みに関連するものも入れ、神戸の環境の特色をアピールできるものとします。

(2) 地域文化の学習の推進

市民 事業者 **行政**

「住んでよかった、これからもここに住み、働き続けたい」と思えるまちをつくるためには、その地域の歴史文化を知る必要があります。一方で、市内には、ポートアイランドや六甲アイランドの海上都市から北西部の農村集落まで、様々な特色を持った地域があります。それらの多様な地域を知ることは、自らの地域のよさを見つけ、伸ばしていく一つの力となります。地域活動の中で、このような学習の機会を提供していきます。

住んでいるまちのよさをアピールできるイベントの開催を検討します。

大震災からの復興のため、地域住民が協働してまちづくりをしていくという取り組みが行われましたが、その経験・知識は未来の世代に受け継がれていくべきものです。世代継承ができるような取り組みを検討し、実行に移していきます。

地域資源

C：豊富な人材と地域のつながり

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 4C-1 安全・快適な生活環境

快適な生活環境を保全するとともに、安全で快適なまちづくりを推進します。

(1) 騒音・振動対策や悪臭対策など、地域の生活環境を保全

市民 **事業者** 行政

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等に基づき、規制対象となる施設への指導を行います。

また、建設工事においても、作業の実施届出や作業基準の遵守を指導することで、騒音・振動の防止に努めます。

【基本方針4】

安全・安心で快適な生活環境のある暮らしと社会を目指します

安全快適

日常生活の中で、市民が、神戸らしい、地域の自然、歴史、文化等とのふれあいを感じられる快適な音環境の保全・創出に努めるとともに、深夜営業や拡声器による商業宣伝放送等の近隣騒音に対する指導を実施します。また、低周波音問題等にも適切に対処します。

(2) 安全で快適なまちづくりの推進

市民 事業者 行政

緑豊かで静かな町並みはまちの快適性を高めるもので、地域自らが課題に取り組んでいくものですが、その取り組みを支援します。

市民から公害苦情相談が寄せられれば、典型7公害に関わらず、環境法令等に基づく立ち入り調査等を実施し、法規制の遵守状況を確認します。

法規制の対象外である苦情に関しても、発生源に対して苦情内容を伝え、配慮を求めるなど、公害苦情の低減に努めます。また、低周波音の苦情については、測定機器の貸出など、様々な支援を実施します。

基本目標 4C-2 総合的な環境教育・環境学習

環境教育や環境学習の拠点づくりや機会の提供などにより総合的な環境教育・環境学習を推進します。

(1) 学校、市民・NPO、事業者との連携により取り組みを進めます。

市民 事業者 行政

小中学校での児童生徒への環境教育の取り組みを支援します。市民向けの様々な分野での総合的な環境学習や環境保全活動の機会を増やすとともに、市民・事業者、NPO と連携した取り組みを進めます。

また、環境教育・環境学習の拠点、環境情報の発信の場として、「こうべ環境未来館」に隣接する資源リサイクルセンターの施設見学や自然体験学習など体験型環境教育を実施するとともに、市民に環境情報の総合的な発信や啓発を継続します。

(2) 人材育成と協働の推進

市民 事業者 行政

地域における様々な分野での総合的な環境教育・環境学習や環境配慮行動などへの指導・助言等ができる人材の育成に努めます。未来を担う子どもたちへの環境教育に取り組む団体や市民・事業者の環境保全活動の取り組みを推進する団体との協働により取り組みを進め、環境問題に対するリーダーとなる人材を育成します。

(3) 環境情報の収集と発信

市民 事業者 行政

年次報告書や広報紙、市ホームページなどの各種広報媒体を通じて、神戸の環境に関する情報を提供するとともに、市民、事業者、民間団体等の取り組みに関する情報や市内で開催される環境関連のイベントに関する情報の収集と共有化を推進します。

情報発信・相談窓口の充実や意見交換会の開催など、協働と参画による取り組みを進めるため、情報の双方向化を進め、各主体がつながりを意識できる情報共有の仕組みづくりを進めます。

【基本方針4】

安全・安心で快適な生活環境のある暮らしと社会を目指します

安全快適

地域資源

D：多彩な産業の構築と充実した社会インフラ

	A	B	C	D
1				
2				
3				
4				

基本目標 4D-1 健康被害の予防、気候変動への適応

環境汚染や有害環境汚染物質による健康被害が生じないように予防的な取り組みを進めます。さらに、気候変動への適応策のあり方についての検討を行い、適応策を推進します。

(1) 環境影響評価制度の推進

市民 事業者 行政

「神戸市環境影響評価等に関する条例」の運用により、開発行為等に対する環境配慮の充実を図ります。

平成25年10月から導入した「事前配慮手続」は、事業実施のより早期の段階である事業計画の立案・策定段階から環境配慮に関する検討を加えて、環境への影響がより少ない事業計画を策定していくための手続であり、特に、自然環境への影響を回避・低減し、生物多様性を保全する観点等から非常に重要であるため、本手続を活用するなど、環境影響評価制度の適切な運用を推進していきます。

(2) アスベスト対策の推進

市民 事業者 行政

建築物解体時におけるアスベストの飛散防止対策として、関係法令等に基づく届出の適正化や事前調査によるアスベスト含有建材の把握、作業基準の遵守等、事業者への指導を徹底します。

アスベスト飛散のおそれのある除去作業時には、濃度測定等を実施することで、周辺への飛散がないことを確認します。また、一般大気環境中のアスベスト濃度測定を継続的に実施します。

既存建築物については、吹き付けアスベスト等の石綿使用情報を的確に把握すると共に、除去を促す取り組みを実施します。

また、兵庫県条例で規制している非飛散性石綿含有建材についても、適切な事前調査並びに解体作業が実施されるよう、解体パトロールの実施による事業者啓発に努めます。

さらには他部局との合同パトロールの実施など、アスベスト飛散防止に係る関係部局との共同施策を推進します。

(3) 有害大気汚染物質及び有害化学物質対策の推進

市民 事業者 行政

有害大気汚染物質のうち優先取組物質については大気中濃度等の把握に努めるとともに、有害物質等を使用する工場・事業場に対する排出抑制等の取り組み促進のための情報提供に努めるなど対策を推進します。

光化学オキシダントと浮遊粒子状物質の主な原因の一つである揮発性有機化合物（VOC）について、工場・事業場等の固定発生源からの排出抑制対策等を推進します。

また、改正大気汚染防止法に基づき、水銀排出施設における排出基準の遵守を指導すると共に、要排出抑制施設に対しても、自主的取り組みを促すための情報提供に努めていきます。

ダイオキシン類や PCB 等の有害化学物質の一般環境や発生源周辺での調査を環境関係法令等に基づき実施し、実態把握に努めるとともに、事業者等の適正な化学物質の管理・使用を徹底することにより、排出抑制対策を推進します。

さらに、工場等で使用している化学物質の工場外への移動や排出量を報告する PRTR 制度により化学物質管理の改善を促進します。

これらの取り組みにより、化学物質による環境リスクを低減します。また、化学物質についてのリスクコミュニケーションを推進します。

(4) 環境監視体制の充実

市民 事業者 **行政**

一般環境大気測定局・自動車排出ガス測定局の適正配置や水質調査などによる、大気汚染、水質汚濁等に係る監視測定等の効率的・効果的な運用を行い、測定結果を公開します。また、光化学スモッグ広報や PM2.5 の注意喚起情報が兵庫県により発信された場合には、速やかな広報と関係機関への伝達を図ります。

(5) 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

市民 事業者 **行政**

地球温暖化の進行に伴い顕在化する気候変動が、様々な分野への影響が懸念されていますが、地域によってその影響を受ける分野や度合いが異なることから、国等の動向を踏まえながら、治山・治水、水資源、沿岸、農林水産、健康、都市づくり、自然生態系の各分野において、市民生活や行動様式の変更や防災対策の充実などの対策を通じて、市民生活への影響の軽減を図っていきます。平成 27 年 9 月に改定した神戸市地球温暖防止実行計画において、既存の施策の中で適応策に位置付けられるものを分野横断的に環境側面で集約・整理し、適応策の推進を位置付けました。新たに策定された国の適応計画の内容も踏まえ、本市における適応策の基本的な考え方を定め、効果的な対策を推進するために、下記の事項を検討します。

①神戸市域の気候変動・影響の把握

②神戸市における既存の適応策の点検と課題整理

(現状体制における脆弱性の確認(バルネラビリティ・アセスメント)を実施)

③各省庁・学会・業界の適応策検討状況

④神戸市における新規(追加)適応策

⑤既存と新規、短期と中長期の観点からの 緩和策と適応策との融合策

⑥市民・事業者への理解促進策

基本目標 4D-2 **自動車環境対策**

自動車排ガス対策、交通流・交通量・沿道対策などの自動車環境対策を推進し、生活環境の改善に努めます。

(1) 自動車排ガス対策と沿道対策の推進

市民 事業者 **行政**

道路沿道における大気環境の測定・監視を継続的に実施し、状況把握に努め、自動車排出ガス対策を推進します。

【基本方針4】

安全・安心で快適な生活環境のある暮らしと社会を目指します

安全快適

次世代自動車（特に電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車）普及のイベントの開催や購入補助制度の拡充を行い、次世代自動車の普及・啓発に努めるとともに、エコドライブ運動、グリーン配送、ノーマイカーデー運動を推進するなど、自動車からの環境負荷を少なくする行動の促進に努めます。

適正な沿道土地利用や、大気浄化等の機能を有する街路樹による道路空間の緑化に努めます。

自動車排出ガス監視局の適正配置による効率的・効果的な監視の継続に努めます。

道路沿道の騒音・振動測定、自動車騒音の常時監視等による現状把握に努めるとともに、国・県・道路管理者等と連携した道路交通騒音・振動対策を推進します。

3-3 重点施策

先述の3-1で掲げた基本目標の達成に向け、3-2に掲げる基本施策に取り組んでいきます。この基本施策の中から重点施策を定めて取り組みを推進します。これは、他の施策の積極的展開に波及すること期待して実施するものです。

	対象となる基本施策	重点施策名	施策の目的・概要
1	1 A-1 太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを公共施設へ積極的に導入するとともに、市民・事業者への普及を推進します。	低炭素社会の実現に資するエネルギー施策の推進～省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの普及・エネルギー分野における革新的技術開発の推進～	再生可能エネルギーや分散型エネルギーの導入を進めるとともに、新たなエネルギーである水素エネルギーの利用拡大にも取り組み、大幅な二酸化炭素排出量の削減を目指します。
2	1 A-1 (2) バイオマスなどの様々な再生可能エネルギーの活用の促進	都市の特徴を活かした木質バイオマスの活用	六甲山系などの森林整備に伴い発生する伐採材や木質系廃棄物を有効活用し、森林保全の推進及びエネルギーの地産地消を目指して都市型のバイオマスエネルギーとしての活用を推進していきます。
3	2 C-1 (1) 2 R (リデュース・リユース) の推進	2 R (リデュース・リユース) の推進 (食品ロスの削減)	3 Rの中でも、「そもそもごみとして排出されるものを減らす」2 R (リデュース・リユース) の取り組みを優先し、計画的な買い物や食べ切りの推進による食品ロスの削減など、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立していきます。
4	2 D (4) 施設の適正な運営・管理、処理体制の効率化	ごみ処理体制の効率化 (3クリーンセンター体制)	ごみの焼却処理について、平成29年度には、東クリーンセンター、西クリーンセンターと新しく稼働する第11次クリーンセンターの3焼却施設 (クリーンセンター) 体制で中継施設などを活用し、CO ₂ 排出量の削減、ごみ発電の効率化を図り、災害等緊急時にも対応した安定的な処理を目指すとともに効率的な処理体制を構築していきます。
5	3 A (2) 野生動植物種の保全	外来種に対する水辺の在来種の保護	生息実態と生態系への影響を把握するとともに、アカミミガメを防除し、防除効果の検証を行います。明石川水系 (西区) を中心に、行政、市民団体等が一体となって防除していきます。
6	3 A (3) 森林・田園環境、水辺環境の保全と創造	適切に管理されてきた二次的な自然環境の維持	土地所有者・活動団体・大学等の連携による希少植物オカオグルマ等の保全を北区山田町に広がる山間の棚田で実施します。
7	4 A (5) 環境基準が未達成の項目等についての重点的な取り組み	光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) への対策	人の健康や生活環境への影響が少しでも低減されること目的に、事業者への環境負荷低減の協力依頼や市民・事業者に必要な情報提供を行うことにより、安全・安心で快適な生活環境のある暮らしと社会を目指します。

～省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの普及・**エネルギー分野における革新的技術開発の推進～****(1) 基本的な考え方**

再生可能エネルギーや分散型エネルギーの導入を進めるとともに、新たなエネルギーである水素エネルギーの利用拡大にも取り組み、大幅な二酸化炭素排出量の削減を目指します。

(2) 施策の概要

具体的な取り組みとしては、再生可能エネルギーの普及に向け、「KOBE ろっこう・かもめ発電」として、公有財産を活用したメガソーラーの導入促進を図っており、現在、市内3か所（神戸六甲西太陽光発電所、神戸港太陽光発電所、布施畑大規模太陽光発電施設）となっています。また、民間事業者によるメガソーラーも展開されています。

分散型エネルギーの導入促進としては、平成21年度より住宅用太陽光発電システム、平成25年度より家庭用燃料電池（エネファーム）の設置補助を行っており、平成27年度より、家庭用燃料電池（エネファーム）の補助対象に戸建に加えて集合住宅を追加しています。

また、水素エネルギー利活用の取り組みとして、「神戸市燃料電池自動車(FCV)普及促進ロードマップ」(H27.3)を策定し、平成27年3月には、関西の自治体として初めて公用車にFCVを導入し、各種イベントに出展することで、水素エネルギーの普及啓発にも活用しています。

水素ステーションについては、再生可能エネルギー（太陽光・風力発電）で発生した電気で水を電気分解して水素を製造し、FCVに供給する「水素ステーション」の整備を西区で進め商用ステーションの設置に取り組んでいきます。

さらに、水素エネルギーの先端技術を有する地元事業者等が進めている天然ガス・水素を燃料とするコジェネレーションシステムを活用した電気・熱の域内利用の実証事業に協力していきます。

このほか、三宮地区の次世代スマートエネルギーインフラ構想の実現に向けた検討や特定供給制度等を活用したエネルギー融通の事業検討などにも取り組みます。

今後、電力の小売り全面自由化や発送電分離などにより、エネルギー供給源を選択できるようになる中、さらに多様なエネルギーの利活用や効率的な利用を進め、エネルギーセキュリティが高く、二酸化炭素排出量の少ないまちづくりを進めます。

	取組内容
1	太陽光発電「KOBE ろっこう・かもめ発電」の導入促進
2	住宅への太陽光発電の導入促進
3	「こうべバイオガス事業」のさらなる展開
4	廃棄物の減量・資源化の推進と高効率ごみ発電の導入
5	ベストバランスエネルギー都市としての情報発信
6	水素エネルギーの利活用
7	分散型エネルギーの導入促進
8	エネルギーセンター（地域分散型電源の構築）
9	家庭・地域における温室効果ガス削減の推進
10	事業者・市による温室効果ガス削減の推進
11	低炭素都市づくりを通じた温室効果ガスの削減
12	建築物・施設ごとの低炭素化の推進
13	緑の保全・育成と緑化の推進
14	都心・ウォーターフロント、観光地の回遊性向上
15	次世代自動車の普及促進



市内を走る燃料電池自動車



メガソーラー（神戸六甲西太陽光発電所）

重点施策2 都市の特徴を活かした木質バイオマスの活用

(1) 木質バイオマスの活用

都市部近郊に、市民の暮らしに密接に結び付いた六甲山が存在し、「六甲山森林整備戦略（平成24年4月）」に基づき、森林資源の活用などを推進しているところです。これまでも六甲山系や帝釈・丹生山系の山々より豊かな自然のめぐみを楽しんでいます。近年では、山の保全のための手が入らず、木々が生い茂り森の中に十分な光が届かなく下草が減るなど、森林が荒廃している箇所も見受けられます。そのため、森林整備を促進し健全な森として次世代に繋げていくことが大切です。

また、市民活動や市内の事業者の経済活動により発生する建設廃材や剪定枝などの木質系廃棄物を、バイオマスエネルギー源として有効活用することが可能です。

これら森林整備などにより発生する伐採材や、木質系廃棄物を有効活用し、森林保全の推進及びエネルギーの地産地消を目指して都市型のバイオマスエネルギーとしての活用を推進していきます。

(2) 施策の概要

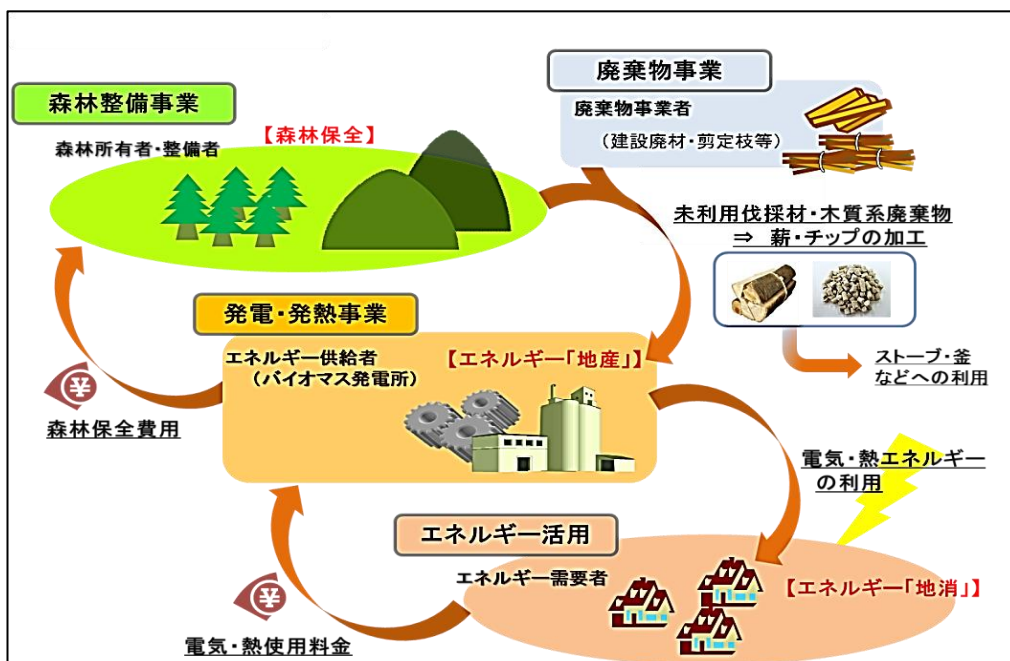
木質バイオマスの活用方法として、以下の取り組みを検討します。

① バイオマス発電への利用

森林整備などにより発生する伐採材や、木質廃棄物を有効活用するため、木質バイオマスの発生量やその利用可能性、流通経路、需要量の調査を行い、資金循環できる具体的な事業方法を検討し、コンパクトなエリアで自立分散型の発電・熱活用事業を計画します。

② 薪やチップなどの活用

市民に身近なバイオマスエネルギーとして、薪やチップ、ペレットなどの利用拡大を目指し、農村地域や里山暮らしでの薪ストーブ・ペレットストーブの導入促進や石釜を使用したグルメなどでの活用を促進します。



薪ストーブ
(TENRAN CAFE)

木質バイオマス活用のイメージ

重点施策3 2R（リデュース・リユース）の推進（食品ロスの削減）

むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立のため、可能な限り、ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・市の三者が「ごみの減量・資源化」を推進します。

そして、リサイクルよりも、2Rの取り組みを優先します。生ごみに含まれる食品ロスの削減のために、市民・市は、計画的な買い物や、食べ切りを推進していくとともに事業者も食品ロスが出にくい販売・提供方法の工夫に努めていきます。

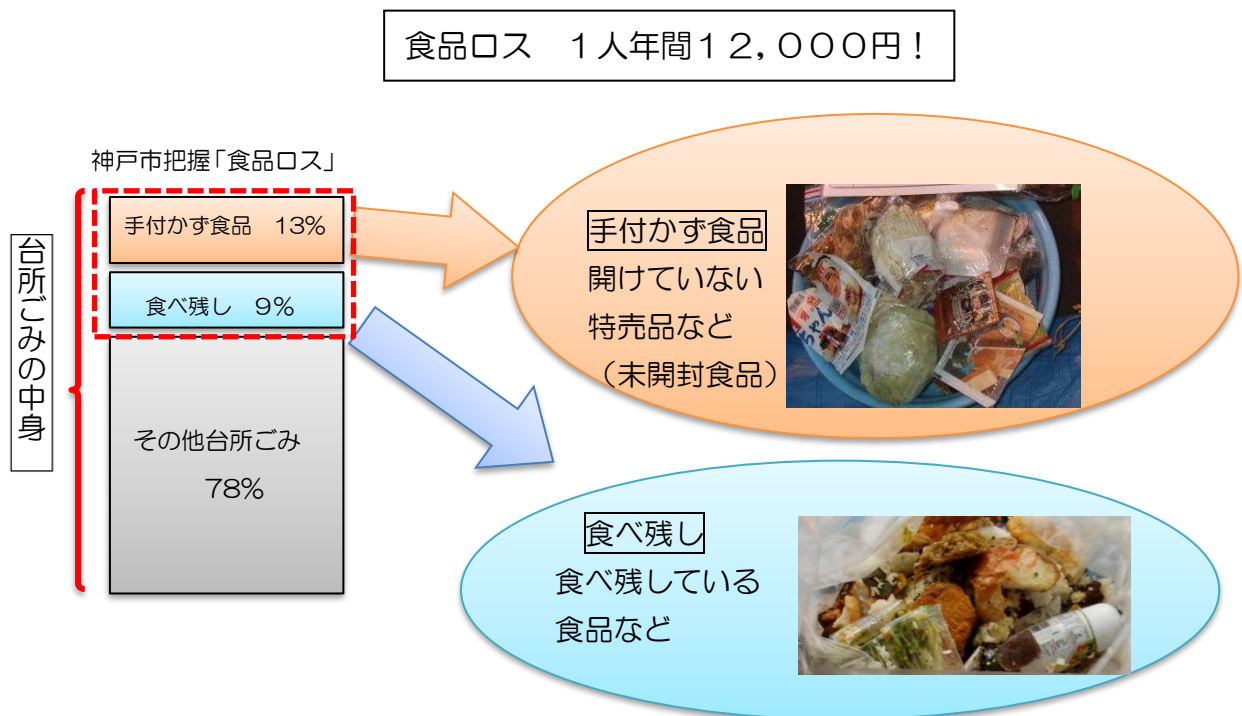
【食品ロスについて】

「食品ロス」とは、「本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品」で、神戸市では、①食べずにそのまま廃棄された食品（手付かず食品）や②食べ残して捨てられた食品（食べ残し）を「食品ロス」としています。

平成25年度の家庭系燃えるごみ組成調査によると、手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス」の家庭系燃えるごみに占める割合は全体の7%となっており、台所ごみの約2割となっています。

神戸市が行ったごみの組成調査では、台所ごみのうち約20%が「食品ロス」で、1人あたり年間約12kgの食品を消費せずに捨てていることとなり、例えば1個80円のコロッケ（80g）に換算すると年間約「12,000円」になると考えられます。

今後、「食品ロス」を減らすために、食材を計画的に使い切る、食べ残しをしないなどを心がける必要があります。



※家庭系燃えるごみのうち台所ごみの占める割合は32%平成25年度家庭系燃えるごみ組成調査結果より

重点施策 4 ごみ処理体制の効率化（3クリーンセンター体制）

平成 29 年度には、第 11 次クリーンセンターの稼働にあわせて、東クリーンセンター、西クリーンセンターとの 3 クリーンセンター体制において中継施設などを活用した効率的な収集・処理体制（ネットワーク）を構築します。

これにより迅速かつ確実な収集が可能になり、「燃えるごみ」の早期収集など現在の市民サービスを維持していきます。また、大型車両への積替え輸送により車両台数を減らし、CO₂排出量を削減するとともに、ごみ発電の効率化を図ります。そして、災害等緊急時には、中継施設の一時貯留機能を活用するとともに、非常用電源等を備えた第 11 次クリーンセンターが自立稼働することにより安定的な処理を行っていきます。

このようにごみを迅速かつ確実に収集・運搬し、全体最適を図りながら安定的に処理していくためにも、3 クリーンセンター体制を維持していきます。

第 11 次クリーンセンター（仮称：新港島クリーンセンター）の諸元

区分	概要
処理能力	600t/日(200t/日×3 炉)
処理方式	ストーカ式焼却炉(全連続燃焼式)
所在地	神戸市中央区港島9丁目 12-1(ポートアイランド第2期南東部)
供用開始	平成 29 年 4 月(予定)

第 11 次クリーンセンター（仮称：新港島クリーンセンター）イメージ図



重点施策5 外来種に対する水辺の在来種の保護

(市民と取り組むアカミミガメの防除作戦)

(1) 基本的な考え方

アカミミガメは、ミドリガメとして知られ、海外から輸入された個体が主にペットとして流通しています。在来のカメ類とは、食物、日光浴の場所、産卵・越冬場所等が競合することや繁殖能力が高いこと、様々な動植物を摂食することから、生態系に大きな影響を及ぼしているとされ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（平成27年3月 環境省）」では「緊急対策外来種」とされています。

神戸市内の水域にも広く分布していることから、生息実態と生態系への影響を把握するとともに、捕獲したアカミミガメを防除することで、駆除効果の検証を行います。

アカミミガメが広く分布している明石川水系（西区）を中心に、以下のとおり、行政、市民団体等が一体となって防除していきます。

(2) 施策の概要【プロジェクト内容】

- ニホンイシガメとの競合がみられる地点（明石川上流とその周辺のため池など）を中心に、防除に取り組んでいきます。
- 防除は、行政のほか市民、市民団体等との協働により取り組むとともに、市民・市民団体等による自主的な防除が進むよう、支援策を講じます。そのスキームを確立し、費用対効果を高めます。
- 市民に対して、遺棄や逸出の防止等呼び掛けます。
- 防除後の淡水ガメの生息状況等を調査し、防除効果の検証を行い、新たに在来種の保全に必要な対策を進めていきます。



重点施策6

適切に管理されてきた二次的な自然環境の維持

(土地所有者・活動団体・大学等の連携による希少植物オカオグルマ等の保全)

(1) 基本的な考え方

里地・里山等の二次的自然は、人の手が加わることで、生物多様性が保全されてきたにもかかわらず、土地所有者が高齢等の理由で、その保全が危惧されている場所があります。そのような場所で、特に生物多様性を保全する上で重要な場所については、市民等との協働により、生物多様性保全活動を進めていきます。

(2) 施策の概要

○北区山田町における生物多様性保全活動

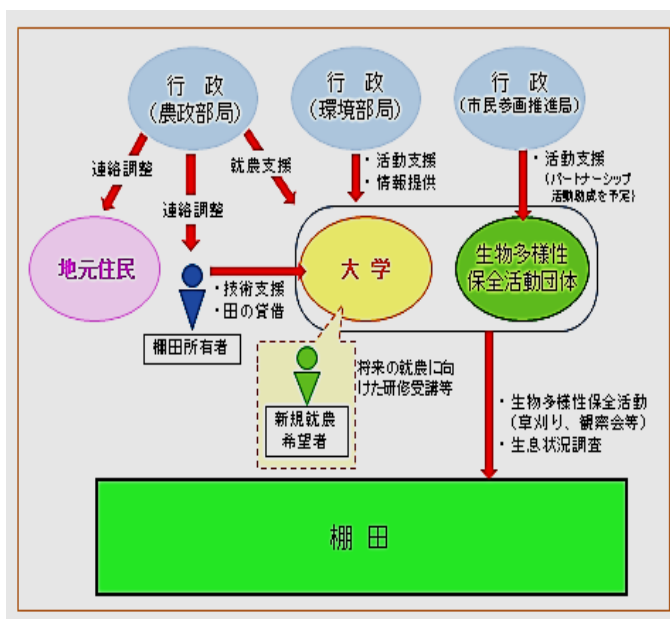
北区山田町に広がる山間の棚田には、希少種であるオカオグルマ（キク科。「神戸版レッドデータ2010」Bランク）、カスミサンショウウオ（サンショウウオ科。同Bランク）をはじめ、貴重な動植物が今なお生息・生育しています。

これらの動植物は、耕作の実施に伴う管理された環境で生息・生育してきましたが、近年、農業従事者の高齢化により、耕作が困難となり、また後継者の不足等の問題から、耕作を放棄せざるを得なくなり、生息・生育への影響が懸念されてきています。

この環境を保全するため、これまで耕作者が管理してきた棚田とその周辺の畦畔において、生物多様性保全活動団体のほか、水田の所有者、就農希望者、大学、行政等が、それぞれの役割を分担しながら、一体となって畦畔の草刈り、動植物の生息・生育状況の調査、試験的な営農などを、進めていきます。

生物多様性保全活動が環境面だけでなく、経済面からも継続できるような仕組みづくりをめざし、就農支援などの施策とも組み合わせ、希少種の生息・生育環境を保全していきます。

(協議会の体系図)



棚田における草刈り作業

重点施策7 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）への対策

（1）基本的な考え方

市内の発生源における大気汚染物質の排出削減対策とともに、海外での対策促進に貢献する国際協力を進めます。兵庫県により光化学スモッグ広報の発令やPM2.5の注意喚起情報の発信があった場合は、速やかな広報を行い、被害の防止に努めます。

（2）施策の概要

①PM2.5や光化学スモッグの原因物質と考えられている、ばい煙やVOCを低減させるために

- ・大気汚染防止法や兵庫県条例に基づくばい煙対策、VOC対策の着実な推進
- ・自動車NOx・PM法や兵庫県条例にもとづく車種規制や流入規制の着実な実施

②国際協力を推進するために

- ・大気環境に関する豊富な経験を有する地方自治体のノウハウを活用して中国主要都市における人材育成等に協力する「中国大気環境改善のための都市間連携事業」の継続
- ・先進的な環境技術を有する企業による海外活動に対する支援

③環境監視の実施と注意喚起情報等の速やかな広報

- ・光化学スモッグ広報の発令やPM2.5注意喚起情報の発信があった場合には、速やかな広報を実施



神戸市街地の青空



大気環境測定局

光化学オキシダントとは

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光の紫外線により化学反応を起こすことで生成される物質の総称で、光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では、眼や喉への刺激、呼吸器、農作物などにも影響を与えます。

なお、全国的に光化学スモッグが広域化する傾向にあります。これは、大気汚染物質の越境汚染による影響だと考えられます。

微小粒子状物質（PM2.5）とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 μm以下のものをいいます。PM2.5は微小なため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器疾患や循環器疾患の原因になるといわれています。自然起源のものや化石燃料の燃焼により排出された「一次粒子」と、ガス状の汚染物質が化学反応により粒子化した「二次粒子」があります。

市では、平成23年度よりPM2.5の測定を行なっています。平成26年度、大気測定局では、13局中9局で環境基準を達成。自動車測定局では、4局中1局で環境基準未達成。

環境省は、国内の観測網の充実を図るよう自治体に要請しているほか、成分分析結果を収集し、実態を把握した上で、規制・削減対策を実施することとしています。

第4章 計画の推進

4-1 全ての主体の協働と参画

望ましい環境像や4つの基本方針を達成するためには、市民・事業者・行政などの全ての主体が、環境問題を自らの問題としてとらえ、それぞれが担うべき責務及び役割を自覚し、相互の協働・連携により環境問題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

「全ての主体の協働と参画」は、共通・基盤的な基本方針と位置付けており、そのためには、市民・事業者・行政相互のコミュニケーションを密接にし、各主体間の情報共有を充実させるとともに、学習の場や機会の提供、及びそれらを通じた人材育成・活用などによる環境教育・環境学習の推進、環境に配慮したライフスタイルや環境保全活動の推進などが重要となります。

1. 市が実施する施策の方向性

(1) 環境教育・環境学習の推進

参考事例：

- ・環境教育・学習の場の提供(こうべ環境未来館の運営)
- ・学校副教材の作成・配付(くらしのエコチェック、きせつの生きものさがしガイド)

(2) 環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの促進

参考事例：

- ・地球環境市民会議の活動推進
- ・エコマニュアル地域説明会の実施
- ・緑のカーテン普及事業の展開

(3) 環境に配慮したまちづくりや環境保全活動の推進

参考事例：

- ・エコタウンまちづくりの推進
- ・ポイ捨て防止に係る啓発活動の推進
- ・KOBE 行動宣言の展開

(4) 国際環境協力の推進

参考事例：

- ・国事業への協力(中国大気環境改善のための都市間連携事業への参画)

2. 市民・事業者に期待される役割

(1) 地域コミュニティの中で環境課題への取り組みを進める部門の設置

参考事例：

- ・エコタウンまちづくりの推進
- ・地球環境市民会議の活動推進

(2) 市民・事業者・行政とのコミュニケーションによる情報の共有

参考事例：

- ・KOBЕ 生物多様性プラットフォーム事業への参加
- ・地球環境市民会議の活動推進

(3) 環境にかかる様々な協働事業への積極的な参加

参考事例：

- ・環境保全協定事業者との連携や協働事業の展開
- ・「神戸こどもエコチャレンジ 21 倶楽部」などの環境関係事業の展開
- ・地域の美化活動の促進

(4) 自己啓発・学習の実施

参考事例

- ・環境教育・学習の場や各種啓発資料や副教材の積極的活用
- ・こうべ省エネチャレンジ、ライトダウンキャンペーン、打ち水イベントなどを通じた自己啓発への参加
- ・「みんなでつくる KOBЕ 生きものマップ」の作成事業への参加

(5) 次の世代を担う人材の育成

参考事例

- ・学校教育と連携した環境学習の展開(ふれあいごみスクール、くらしのエコチェック、季節の生きものさがしガイドなど)
- ・「こうべエコちゃれゼミ」などの事業展開を通じた人材育成

(参考) 取り組み事例

●緑のカーテン普及事業

家庭や企業から排出される温室効果ガスを削減するため、市民・事業者を対象にゴーヤやアサガオなどのつる性植物の種子・苗、植栽ネットなどを配布し、市域における緑のカーテンの普及を図っている。エコタウンなどの地域拠点で緑のカーテンを育成することにより、各家庭への普及を推進しています。



●地球環境市民会議

地球環境問題を地域においてとらえ、市民一人ひとりの行動として実践していくため、神戸市地球環境市民会議において、「KOBЕ市民行動計画」を定め、市民、事業者、地域団体、学識経験者、行政などの代表者が集い、環境を守る取り組みを進めています。

●KOBЕ 行動宣言

市民、事業者、行政等、多様な主体で構成する神戸市地球環境市民会議において、生物多様性保全に向けた行動宣言（KOBЕ 行動宣言）を平成 27 年 6 月に行い、日常生活から、生物多様性がもたらす自然のめぐみを意識し、その保全に向けて行動していくきっかけとする取り組みを行いました。



●エコタウンまちづくり

地域の住民や事業者が中心となり地域ぐるみで環境に優しいまちづくりに取り組み、一人でも多くの市民が「気づき、考え、行動する」ことを目的としてエコタウンまちづくりを進めます。

●地域の美化活動

美緑花重点スポット美化活動助成制度により、地域団体が主体となって行う美化活動を支援しています。

●ほい捨て防止に係る啓発活動

地域が行うほい捨て防止の啓発活動に啓発資材を提供し、地域の要請がある場合には市の啓発員が参加しています。

●エコマニュアル地域説明会

環境問題に取り組む NPO に所属している市民が市民講師となって、地球温暖化が起きる仕組みや効果的な省エネ方法の実践について、エコタウンなどの地域で説明しています。

●みんなでつくる KOBE 生きものマップ

神戸の豊かな生物多様性を知らいただくため、市民のみなさんからいただいた神戸市の野生動植物の目撃情報や調査結果を、パソコンや携帯電話を利用して集約し「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」として公開しています。

●KOBE 生物多様性プラットフォーム

生物多様性保全活動を行っている市民・市民団体・企業・研究機関・行政など、多様な主体が自由に意見交換・情報共有を行う場として「KOBE 生物多様性プラットフォーム」を開設しました。神戸市も、生物多様性に係る施策の進捗状況や成果・課題などの情報を当サイトに掲載しています。



●こうべ省エネチャレンジ

夏と冬の節電期間に家庭等で電気・ガス使用量の削減に取り組んで頂き、取組結果に応じて記念品等を提供する「こうべ省エネチャレンジ」の参加者向けの記念品を協賛企業に提供いただき、事業者と市が協働して市民の省エネを推進しています。

●環境保全協定締結事業者との連携

事業者の自主的な環境保全に関するパートナーシップ協定である「環境保全協定」にもとづく企業との連携事例として、イズミヤ株式会社と公民連携に関する協力の覚書を締結し、同社店舗での環境教育イベントの実施等により、地域住民や来店者の環境配慮意識の向上を推進しています。

●ライトダウンキャンペーン

環境省の提唱に応じ、環境保全協定締結事業者等の市内事業者と連携して、毎年、夏至と七夕の日にライトアップ施設や事業所の照明等の一斉消灯を行う「ライトダウン・キャンペーン」を実施しています。

●打ち水イベント

三宮周辺の事業者と協働し、JR 三宮駅前広場で打ち水イベントを開催しています。地域の幼稚園児と保護者も参加し、日本の古くからの習慣である打ち水による効果を体験してもらうことでエネルギーに過度に頼らない暮らし方を考えるきっかけとしています。

4-2 環境教育・環境学習の推進

環境マスタープランを推進していくためには、神戸市の環境を守る意欲を持ち、環境を守る活動をしていく人材を育成していくことが重要です。

神戸市に住み・働く人々のライフステージのあらゆる場面で環境教育・環境学習を受ける機会を提供するため、学校教育と環境行政との連携、環境学習の拠点活用、環境教育・学習に携わる人材の育成、環境情報の提供などを行います。とりわけ将来の環境保全活動を担う子どもたちへの環境教育を重視します。また、市民、NPO、事業者などと協働して環境教育・環境学習を実施します。

1. 市が実施する施策の方向性

(1) 学校教育との連携

- ・小中学生用に作成した「神戸市くらしのエコチェック」等を活用し、小中学校における地球環境問題に関する学習等の取り組みを支援します。
- ・小学校4年生用に作成した社会科副読本「くらしとごみ」や、小学校にごみ収集車が出向き、パッカー車の仕組みなどについて体験学習を行う「ふれあいごみスクール」などにより、小学校におけるごみ問題に関する学習等の取り組みを支援します。
- ・こうべ環境未来館のビオトープの整備を行い自然体験学習に活用するなど、学校における自然関連の環境学習の取り組みを支援します。
- ・KEMS（神戸環境マネジメントシステム）を活用し、環境に配慮する児童生徒の育成を支援します。

(2) 環境学習の拠点活用による環境学習の機会の提供

- ・幅広い年齢層に対応した環境教育・学習の機会を提供します。
- ・こうべ環境未来館や地域人材支援センター内に設置した「エコエコひろば」等を活用し、様々な環境問題に関する情報発信、意識啓発、自主的な環境学習や環境保全活動の促進等を図ります。
- ・親子向け環境学習講座など若年層を対象にした環境関連講座や、環境問題等に関する出前トークを実施します。
- ・市内のごみ処理施設や上下水道施設等において見学会やイベント等を開催します。

(3) 人材育成と協働の推進

- ・家庭や地域等と連携し、環境学習を通じて率先して環境課題に対処し、指導的な役割を担える人材の育成に努めます。
- ・グループで自然観察やリサイクル活動などの環境学習プログラムを自ら実践する KOBE 子どもエコクラブの結成を促進します。
- ・子どもたちへの環境教育に取り組むために市民・民間団体・事業者・市で組織された神戸子どもエコチャレンジ 21 倶楽部や、環境保全活動に係る市民・事業者の取り組みを推進する地球環境市民会議の活動を支援します。

- ・環境保全の向上と発展に貢献した市民・事業者・民間団体等に神戸市環境功労賞を贈り、環境保全活動の一層の向上、発展を図ります。

(4) 環境情報の収集と発信

- ・「神戸の環境」や環境情報誌「エコエコ」、「広報紙 KOBE」、市ホームページ、SNS、メールマガジンなどの各種広報媒体を通じ、環境情報を発信します。
- ・市民、事業者、民間団体等の取り組みに関する情報や、市内で開催される環境関連のイベントに関する情報の収集と共有化を推進します。

2. 市民・事業者に期待される役割

環境教育・環境学習に積極的に参加し、環境を守る意欲を高め、環境を守る活動を行います。

(1) 市との協働や市民団体・事業者独自での環境教育・環境学習の実施

- ・市が実施する環境教育・環境学習に市民・市民団体が協働で取り組みます。
- ・事業者における主体的な研修等により、環境教育を実施します。
- ・自ら行う環境を守る活動について環境報告書等によって積極的に情報発信します。

(2) 環境教育・環境学習イベントへの協力（講師、サポートスタッフ、場、媒体等の提供）

- ・市や市民団体・事業者等が実施するイベント等に、講師やスタッフとして協力します。
- ・市民や事業者が所有する施設等を自然体験学習等の環境教育・学習の場として提供します。

(参考) 取り組み事例

●ふれあいごみスクール

全小学校にごみ収集車が出向き、児童や保護者を対象に、ごみの減量・資源化、ごみ収集車の仕組みや排出ルール、ごみを集める仕事の大切さなどについて環境局職員が説明し、ごみ問題を考え、家庭や地域での取組みのきっかけづくりを行っています。

また、教育委員会事務局と連携して社会科の副読本「くらしとごみ」を作成し、市立小学4年生の教材として配布を行っています。



●くらしのエコチェック

教育委員会事務局と連携し、教材「くらしのエコチェック」について小学生用と中学生用を作成し、ホームページに掲載しています。特に、小学生に対しては、市立小学4年生と保護者に冊子を配布し、付録「エコライフチェックシート」による児童の取組みを推進しています。また、中学生に対しては、学級数分と教師用解説書の冊子とパワーポイントデータを作成し配布を行っています。

●「きせつの生きものさがしガイド」の活用

子どもが生物多様性を保全することの大切さを知る機会として、「きせつの生きものさがしガイド」を小学校の副教材として作成・配布し、学校教育と連携した身近な生きものについての啓発・教育を行います。あわせて、このガイドを活用した授業や課外活動を実施する小学校には、市民団体の協力を得て、出前教室の実施等を進めます。



●こうべ環境未来館

環境教育・環境学習の拠点、環境情報の発信の場として、「こうべ環境未来館」で、隣接する資源リサイクルセンターの施設見学をはじめ、ビオトープや周辺の里山での自然体験学習など体験型環境教育を実施し、市民に環境情報の総合的な発信や啓発を行うとともに、多様な主体と連携した企画展を行っています。



●こうべエコちゃれゼミ

小学生児童と保護者を対象に、環境に配慮したくらしを実践するきっかけとなるよう参加・体験型の環境学習プログラム「こうべエコちゃれゼミ」を市内各地で開催しています。



●神戸こどもエコチャレンジ 21 倶楽部

次世代を担う子どもたちが成長に応じて、環境に配慮した行動を実践できるように、市民・民間団体・事業者・市の協働と参画による新たな環境教育推進のための基盤づくりとして、「神戸こどもエコチャレンジ 21 倶楽部」を平成 19 年度に設立しました。平成 21 年度より小学校への「エコチャレンジ大賞」の贈呈、「児童館エコ出前講座」、「エコチャレポイントラリー」を実施し、KOB E こどもエコクラブの活動を支援しています。

●KOB E こどもエコクラブ

子どもたちが地域で行う環境学習や環境保全活動を支援する全国的な取り組み「こどもエコクラブ」について、地域事務局として活動を支援し、クラブの相互交流を図る活動などを加えた「KOB E こどもエコクラブ」事業を推進しています。

●“美緑花こうべ”環境ポスター展

小中学生が、環境問題への関心を深める機会として環境ポスター展を実施しています。一般の部、ごみの部あわせて 40 点を表彰し、ごみの部の入選作品については、パネルにしてごみ収集車に掲出しています。



4-3 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

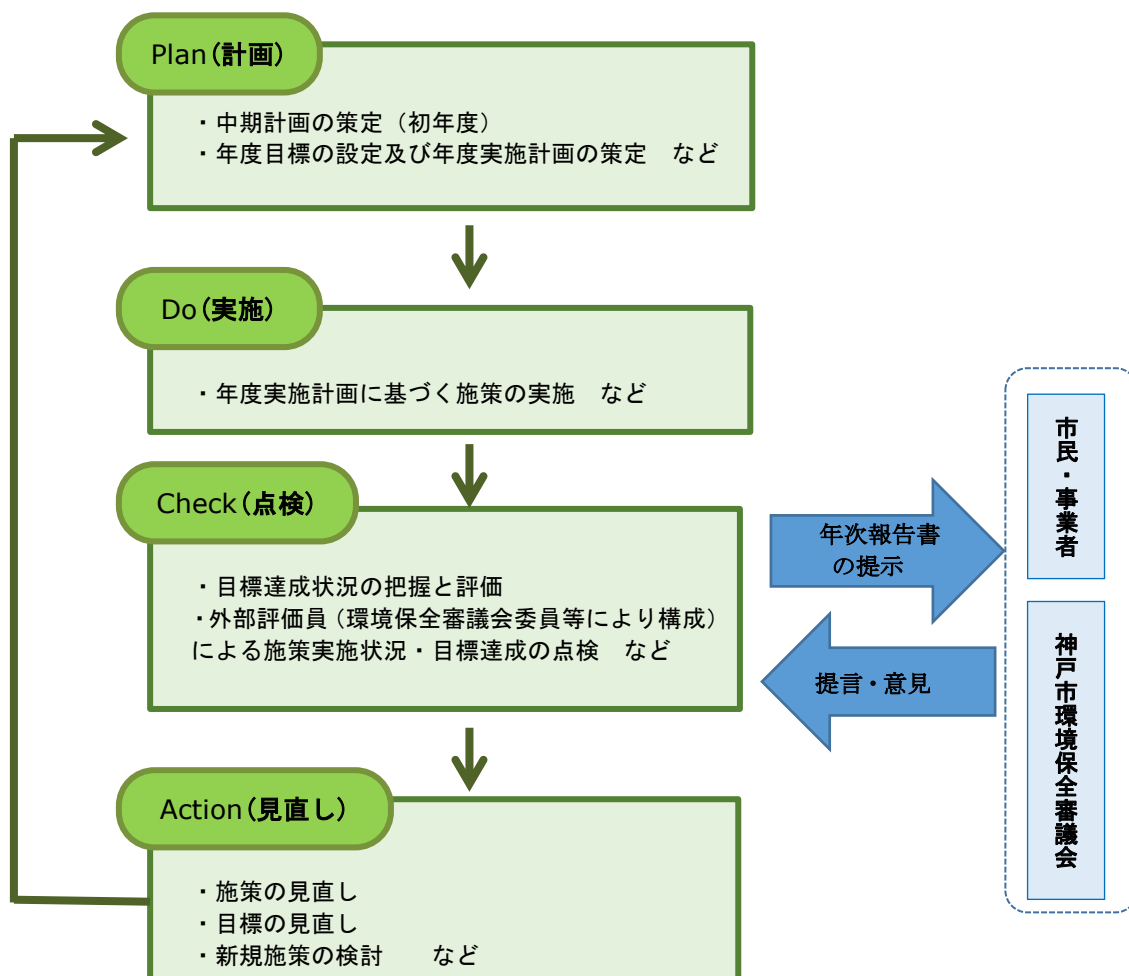
本計画を推進するために、市長の附属機関である「神戸市環境保全審議会」、庁内組織である「神戸市地球環境保全推進本部」などを中心とした体制で計画を推進していきます。

また、施策の実施状況の点検を行い、解決するなど、施策実施を担当している部署内で進行管理をします。

このようにして実施された施策や下位計画での施策の進行管理状況について、点検や見直しを行っていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の施策は、PDCA サイクルの一連の手続きに沿って、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(見直し)を実施し、進行管理を行います。取り組みの概略は、以下の通りです。



Plan（計画）

- ① 本計画の重点施策などの主要施策については、着手の初年度に、実施年数や到達目標等を定めて、中期計画を作成します。設定する目標では、アウトプット（事業実績、事業量）だけでなく、アウトカム（事業実施による効果、成果）を可能な範囲で設定し、施策の目的・成果を分かりやすくすることにします。
- ② 中期計画に基づいて、当該年度の目標等を定め実施計画を作成します。

Do（実施）

- ③ 実施計画に基づいて事業を実施します。

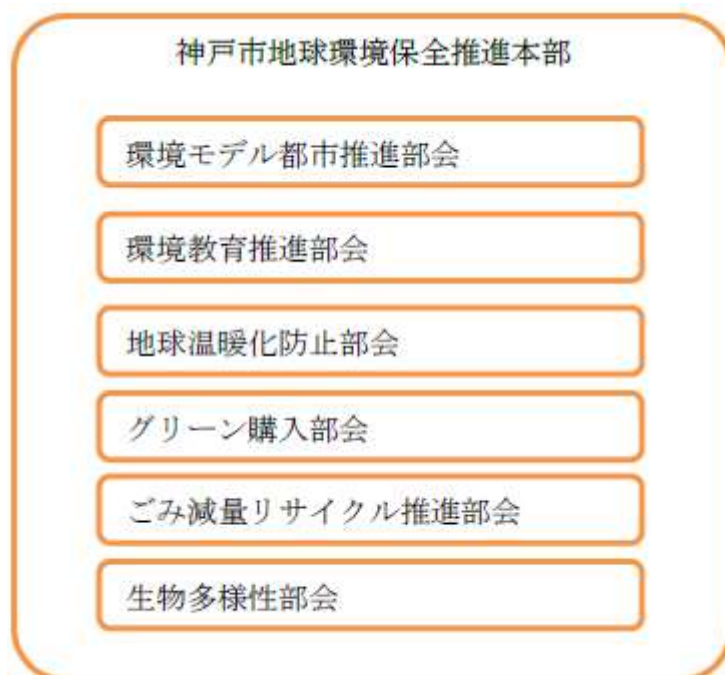
Check（点検）

- ④ 施策実施を担当している部署内で、定期的の実施状況を点検し、施策目標の達成状況について検討し、必要があれば実施計画の内容を修正します。これにより、施策実施の課題を早い段階で認識して、着実に対応していくことができるようにします。
- ⑤ 年度途中の適切な時期に、評価対象の施策を抽出選定し、評価を行い、実施計画の進行管理状況を点検します。評価内容は、計画の進捗状況、年度末での目標達成の見込み、課題整理状況などで、これにより施策実施の状況进行评估します。
- ⑥ 重点施策については、外部評価員（環境保全審議会委員等）により、施策実施状況・目標達成の点検評価等を受け、その内容を附して神戸市環境保全審議会に報告して、意見や提言を受けます。
- ⑦ 毎年度、本計画の主要施策の進捗状況と目標の達成状況、評価の結果、さらに、必要な個別計画による施策の進捗状況や目標の達成状況についても併せて年次報告書として取りまとめます。

Action（見直し）

- ⑧ これらを神戸市地球環境保全推進本部に報告を行い、必要に応じて新規施策を検討・立案します。また、目標についても、必要に応じて見直します。

（参考）神戸市地球環境保全推進会議の各部会一覧



(付 属 資 料)

1. 神戸市環境保全審議会委員名簿 (P. 70)
2. 計画改定の経緯 (P. 72)
3. 神戸市が自ら定める基準 (基本方針4に関する基準) (P. 73)
4. 環境基本計画改定に係る市民・事業者向アンケート集計結果 (P. 74)
5. 用語解説 (P. 88)

1. 神戸市環境保全審議会委員名簿（敬称略）

区 分	氏 名	役 職
学識経験者 16名	石 川 聡 子	大阪教育大学教育学部 教授
	石 川 雅 紀	神戸大学大学院経済学研究科 教授
	大久保 規 子	大阪大学大学院法学研究科 教授
	岡 絵 理 子	関西大学環境都市工学部 准教授
	川 井 浩 史	神戸大学 内海域環境教育研究センター長
	島 田 幸 司	立命館大学経済学部 教授
	中 嶋 節 子	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授
	中 野 加 都 子	甲南女子大学人間科学部生活環境学科 教授
	○新 澤 秀 則	兵庫県立大学経済学部 教授
	花 田 眞 理 子	大阪産業大学人間環境学部 教授
	藤 原 健 史	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授
	槇 村 久 子	京都女子大学宗教・文化研究所 客員教授
	増 田 啓 子	龍谷大学経済学部 教授
	◎盛 岡 通	関西大学環境都市工学部 教授
	森 本 政 之 ※	神戸大学 名誉教授
	山 本 祐 吾	和歌山大学システム工学部 准教授
渡 辺 信 久	大阪工業大学工学部 教授	
神戸市会 6名	長 瀬 た け し	神戸市会議員
	梅 田 幸 広 ※	
	堂 下 豊 史	神戸市会議員
	沖 久 正 留 ※	
	金 沢 は る み	神戸市会議員
	山 本 じ ゅ ん じ ※	
	山 本 の り か ず	神戸市会議員
	人 見 誠	神戸市会議員
	伊 藤 め ぐ み ※	
	高 岸 栄 基	神戸市会議員
平 井 真 千 子 ※	神戸市会議員	
市民代表 3名	岩 佐 光 一 朗	神戸市自治会連絡協議会 会長
	村 山 由 佳	第12期市政アドバイザー
	桜 井 知 子 ※	第11期市政アドバイザー
	高 尾 ひ ろ 子	神戸市婦人団体協議会理事
	玉 田 は る 代 ※	神戸市婦人団体協議会会長

事業者代表 3名	阿曾 沼 淳	兵庫県環境保全管理者協会 企画委員会副委員長
	伴 智 代	生活協同組合コープこうべ 理事
	村 田 泰 男	神戸商工会議所 専務理事
労働団体代表	河 野 英 司	連合神戸地域協議会 事務局長
関係団体 3名	井 上 健 司	ひょうご環境保全連絡会 副会長
	緒 方 隆 昌 ※	
	濱 西 喜 生	兵庫県農政環境部環境創造局長
	田 中 基 康 ※	
	川 崎 雅 貴	環境省近畿地方環境事務所 環境対策課長
	原 田 幸 也 ※	

(氏名欄の◎は会長、○は副会長)

※は審議期間中(平成26年11月～平成28年2月)に退任された委員

【在籍委員の役職は、平成28年2月末時点のもの】

2. 計画改定までの経緯

下記のスケジュールで、神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）の改定を行いました。

年月日	内 容
平成 26 年 11 月 19 日	第 41 回環境保全審議会 ・計画の改定について（諮問） （環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、 生物多様性神戸プラン）
平成 27 年 6 月 9 日	第 42 回環境保全審議会 ・計画の改定について（課題説明・意見聴取）
平成 27 年 7 月～8 月	・市民懇談会の実施（神戸の望ましい環境像について） ・審議会委員に対するアンケート・ヒアリングの実施
平成 27 年 8 月 28 日	第 43 回環境保全審議会 ・審議会委員に対するアンケート等の結果報告 ・計画改定方針案について ・市民・事業者アンケートの実施方法について
平成 27 年 9 月～10 月	・関係委員への個別ヒアリングの実施 ・市民・事業者アンケートの実施
平成 27 年 11 月 12 日	第 44 回環境保全審議会 ・計画改定案について（市民意見募集案の検討） （一般廃棄物処理基本計画改定案、生物多様性神戸プラン改定 案も同時審議）
平成 27 年 12 月 10 日 ～ 平成 28 年 1 月 15 日	計画改定案に対する市民意見募集
平成 28 年 2 月 9 日	第 45 回環境保全審議会 ・計画改定答申案の審議（市民意見の対応検討） （一般廃棄物処理基本計画改定答申案、 生物多様性神戸プラン改定答申案も同時審議）
平成 28 年 3 月	計画改定に係る答申

3. 神戸市が自ら定める基準（基本方針4に関する基準）

表1 良好な大気環境の確保のための基準

項目	基準	基準の性質
二酸化窒素	(区別の目標：1時間値の日平均値) 西区、北区：0.04ppm以下	法令で定められた基準値よりも厳しい基準値の設定

(参考) 東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区については、法令に定められた環境基準を適用(基準値 0.04~0.06ppm の範囲内又はそれ以下)

表2 健全な水環境の確保のための基準

項目	基準	基準の性質
生田川(布引水源池上流)	水質汚濁指標 BOD 1mg/1以下	法令で定められていない河川・湖沼での基準値の設定
住吉川(住吉堰堤より上流)	水質汚濁指標 BOD 2mg/1以下	
上記以外の水道水源の上流部	水質汚濁指標 BOD 3mg/1以下	
その他河川	水質汚濁指標 BOD 5mg/1以下	
衝原湖	水質汚濁指標 COD 3mg/1以下	
海域の透明度(※)	A類型 5m以上、B類型 4m以上、 C類型 3m以上	法令で定められていない基準項目の設定
海域の夏季(6~8月)底層の溶存酸素濃度(※)	A類型 6mg/1以上、B類型 4mg/1以上、 C類型 3mg/1以上	
海域に流入する水質汚濁負荷量(COD)(※)	平成20年度レベルより9%削減 (8,352kg/日以下にする)	

(※) 新たに国が基準設定し、施行されるまでの間の設定とする。

上記基準は、法令に定めがなく、かつ既に市が自ら定めていた基準の中から、国の基準改定の動向や現況に照らして基準を設定したものである。

4. 環境基本計画改定に係る市民・事業者向アンケート集計結果

(調査の目的)

本調査は、神戸市の環境及び環境施策等に対する市民の意識・意見を調査し、環境基本計画の改定に向けた基礎資料とすることを目的として実施した。

(調査期間) 平成 27 年 10 月 6 日～10 月 16 日

(調査方法) 郵送によるアンケート調査

I. 市民向アンケート調査について

1. 調査概要

(1) 調査対象

・調査地域：神戸市全域 ・調査対象：15歳以上の市内 2,000 人 ・抽出方法：無作為抽出

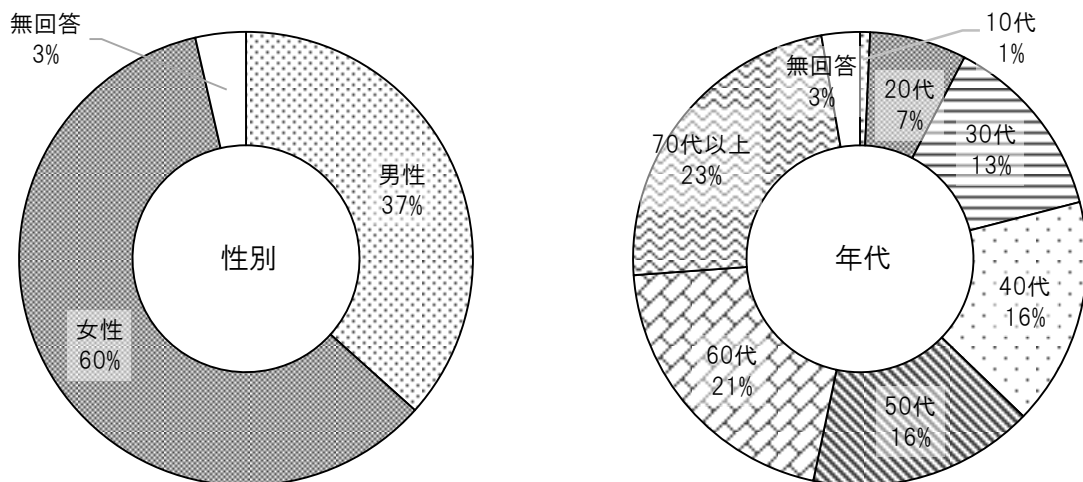
(2) 回収率

・回収結果 696 通 回収率 35.1%

2. 調査結果

(1) 回答者の属性

回答者の性別は女性 60%、男性 37%、年代は「60代」及び「70代以上」がそれぞれ 20%を超えていた。



アンケート結果から、身近な環境問題に対して市民が主体的に取り組んでいることや、市民が求めている神戸の将来像が示されている。

このような市民の取り組みを支援し、より活動が積極的に取り組まれるように、環境マスタープラン(環境基本計画)に施策等を盛り込んでいる。

(2) 各設問への回答

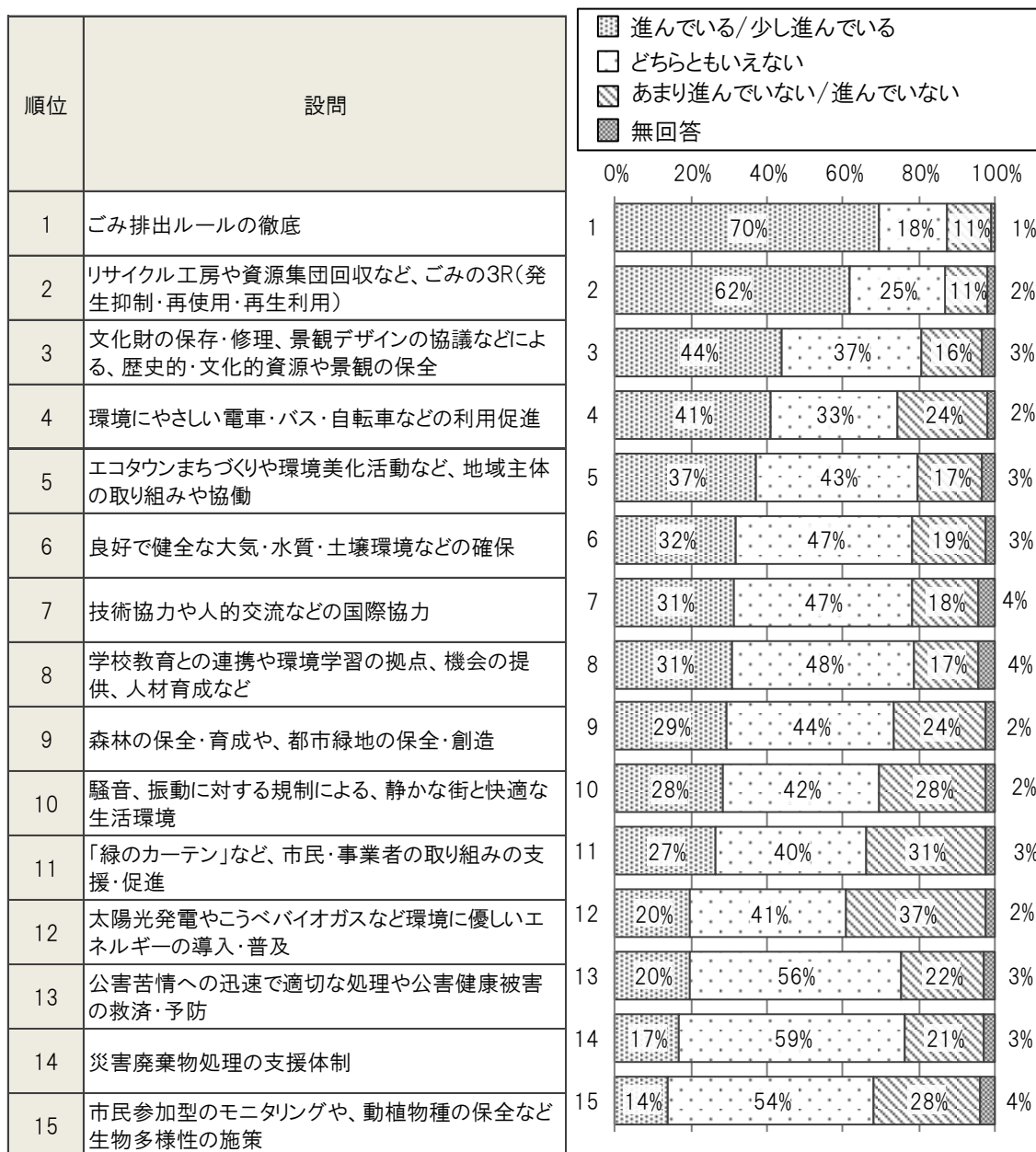
問1-1

(単一回答)

神戸市域の環境に関する取り組みについて、どのような項目が進んでいると思われますか？

「ごみ排出ルールの徹底」、「リサイクル工房や資源集団回収など、ごみの3R（発生抑制・再使用・再生利用）」は6割以上の市民が、取り組みが進んでいると回答しており、市民に身近な環境問題に対する市民の主体的な取り組みが結果に反映されていると考えられる。

一方、「太陽光発電やこうべバイオガスなど環境に優しいエネルギーの導入・普及」、「緑のカーテン」など、市民・事業者の取り組みの支援・促進については、取り組みが進んでいないとの回答数が多く、これらについての積極的な普及啓発などにより、一層の事業の推進が必要である。

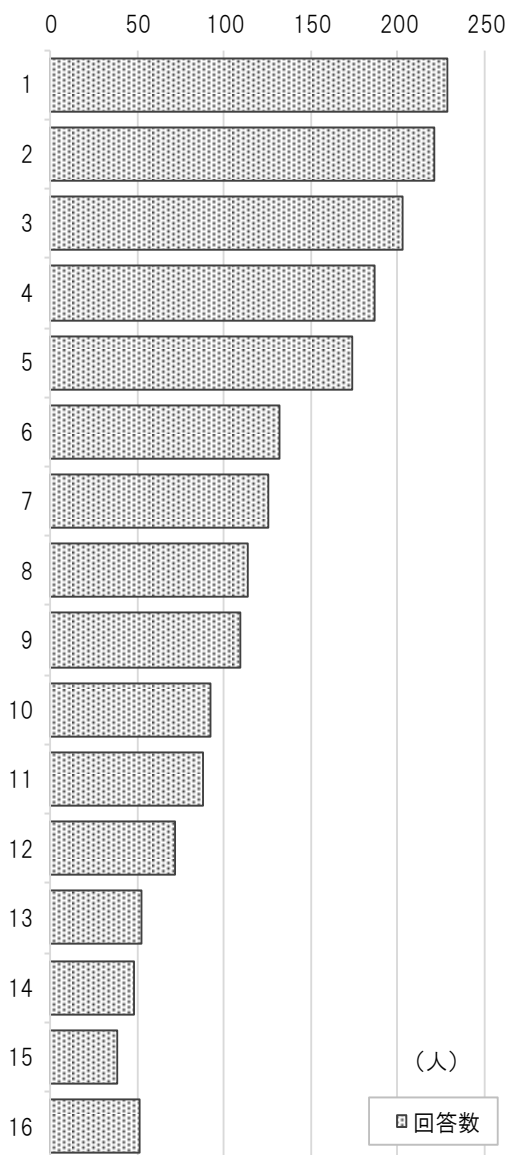


問 1-1 の 15 項目のうち、今後、神戸市で重点的に進めていくべき項目はどれだと思いますか？

回答数の多い順に、「良好で健全な大気・水質・土壌環境などの確保」、「環境にやさしい電車・バス・自転車などの利用促進」、「学校教育との連携や環境学習の拠点、機会の提供、人材育成など」、「森林の保全・育成や、都市緑地の保全・創造」である。これらは、環境基本計画の基本目標、基本施策の中に取り入れられている。

なお、若年層（30 代以下）の市民においては、「学校教育との連携や環境学習の拠点、機会の提供、人材育成など」（全体 3 位）と「森林の保全・育成や、都市緑地の保全・創造」（全体 4 位）が最も多く、環境教育や森林・緑地保全などを重要視している傾向がうかがえる。

順位		回答数
1	良好で健全な大気・水質・土壌環境などの確保	229
2	環境にやさしい電車・バス・自転車などの利用促進	221
3	学校教育との連携や環境学習の拠点、機会の提供、人材育成など	203
4	森林の保全・育成や、都市緑地の保全・創造	187
5	太陽光発電やこげバイオガスなど環境に優しいエネルギーの導入・普及	174
6	騒音、振動に対する規制による、静かな街と快適な生活環境	132
7	ごみ排出ルールの徹底	126
8	エコタウンまちづくりや環境美化活動など、地域主体の取り組みや協働	114
9	リサイクル工房や資源集団回収など、ごみの 3R（発生抑制・再使用・再生利用）	109
10	文化財の保存・修理、景観デザインの協議などによる、歴史的・文化的資源や景観の保全	92
11	技術協力や人的交流などの国際協力	88
12	公害苦情への迅速で適切な処理や公害健康被害の救済・予防	72
13	災害廃棄物処理の支援体制	53
14	「緑のカーテン」など、市民・事業者の取り組みの支援・促進	48
15	市民参加型のモニタリングや、動植物種の保全など生物多様性の施策	39
16	無回答	52



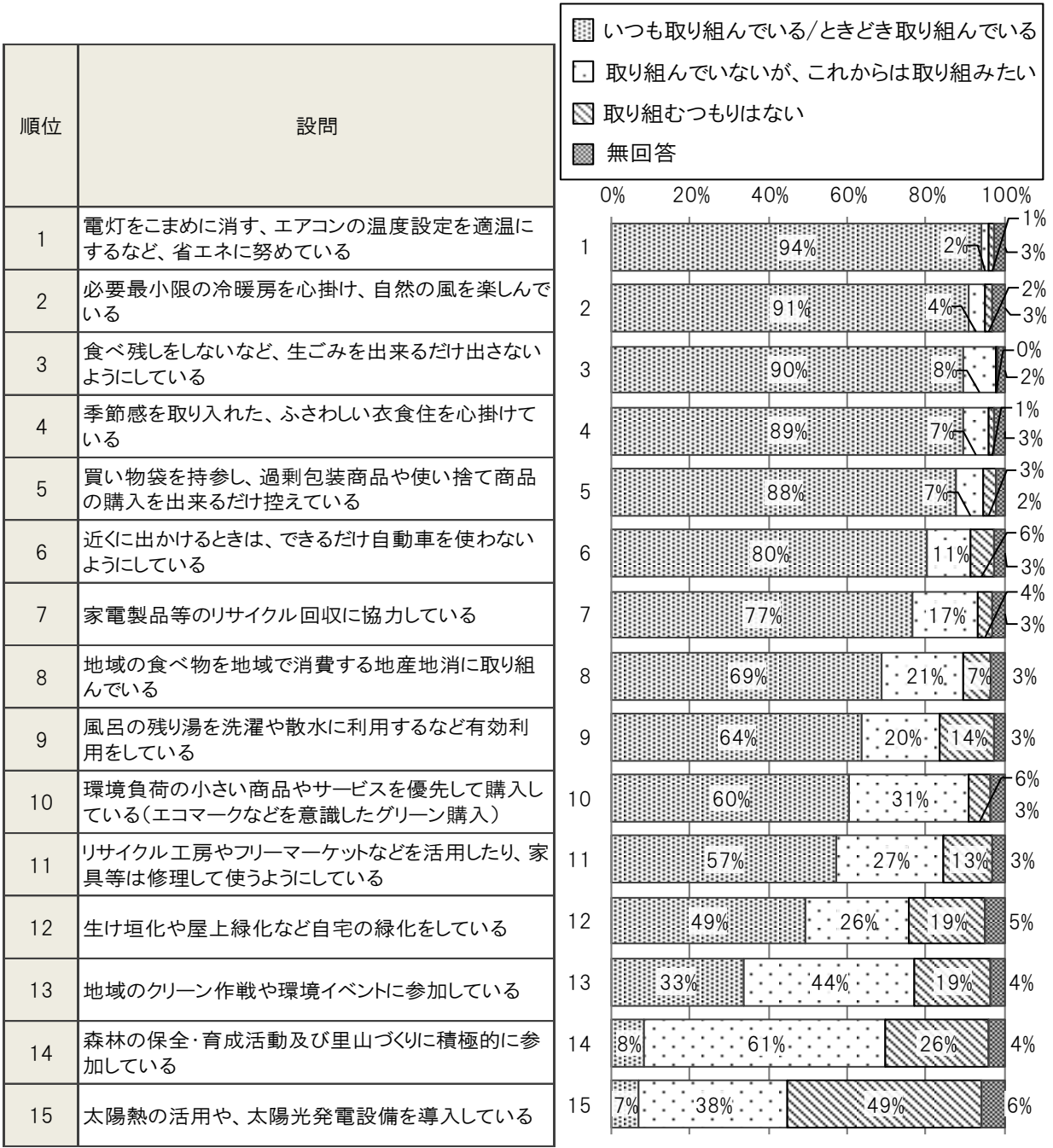
問2

(単一回答)

あなたは、環境にやさしいライフスタイルとして、日頃からどのような取り組みを行っていますか？

回答数の多い順に、「電灯をこまめに消す、エアコンの温度設定を適温にするなど、省エネに努めている」、「必要最小限の冷暖房を心掛け、自然の風を楽しんでいる」、「食べ残しをしないなど、生ごみを出来るだけ出さないようにしている」であり、日常生活における環境にやさしいライフスタイルが定着していると考えられる。

なお、「取り組んでいないが、これからは取り組みたい」に回答した上位は「森林の保全・育成活動及び里山づくりに積極的に参加している」、「地域のクリーン作戦や環境イベントに参加している」などの生活環境全般への関心が高いことがうかがえる。今後も引き続き、これらに関する情報提供を積極的に行います。



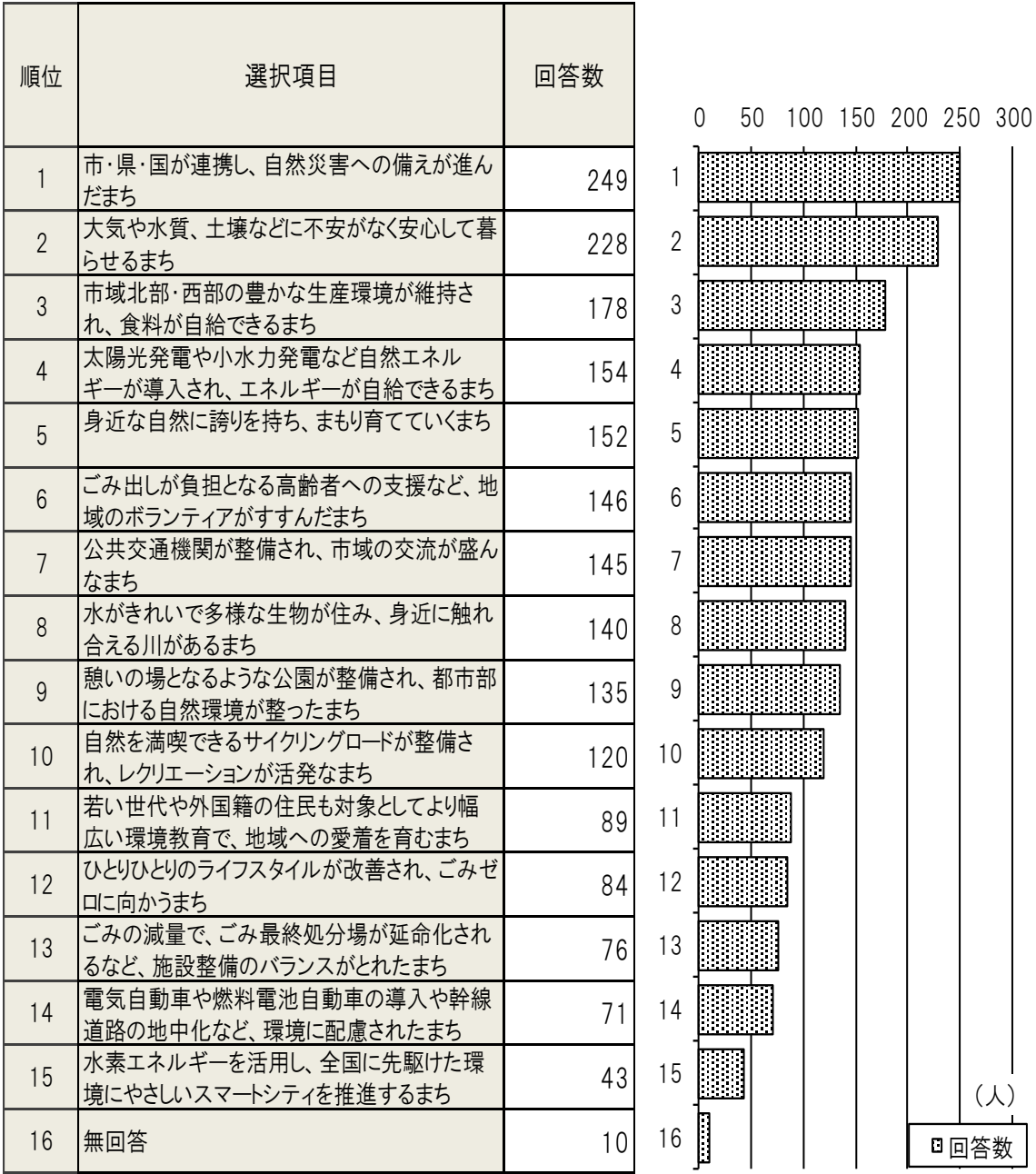
問3

(複数回答 3 つまで)

神戸市の将来の環境像について、あなたはどのようなものを望まれますか？

回答数の多い順に、「市・県・国が連携し、自然災害への備えが進んだまち」、「大気や水質、土壌などに不安がなく安心して暮らせるまち」、「市域北部・西部の豊かな生産環境が維持され、食料が自給できるまち」であり、市民生活における、安全・安心・快適の生活環境に期待していることがうかがえる。

「水素エネルギーを活用し、全国に先駆けた環境にやさしいスマートシティを推進するまち」、「電気自動車や燃料電池自動車の導入や幹線道路の地中化など、環境に配慮されたまち」、「ごみの減量で、ごみ最終処分場が延命化されるなど、施設整備のバランスがとれたまち」については、回答数は少ないが、これらは今後の重要な施策であることから、市民の認知度や取り組みの重要性の認識を高めるための取り組みが重要であると考えられる。



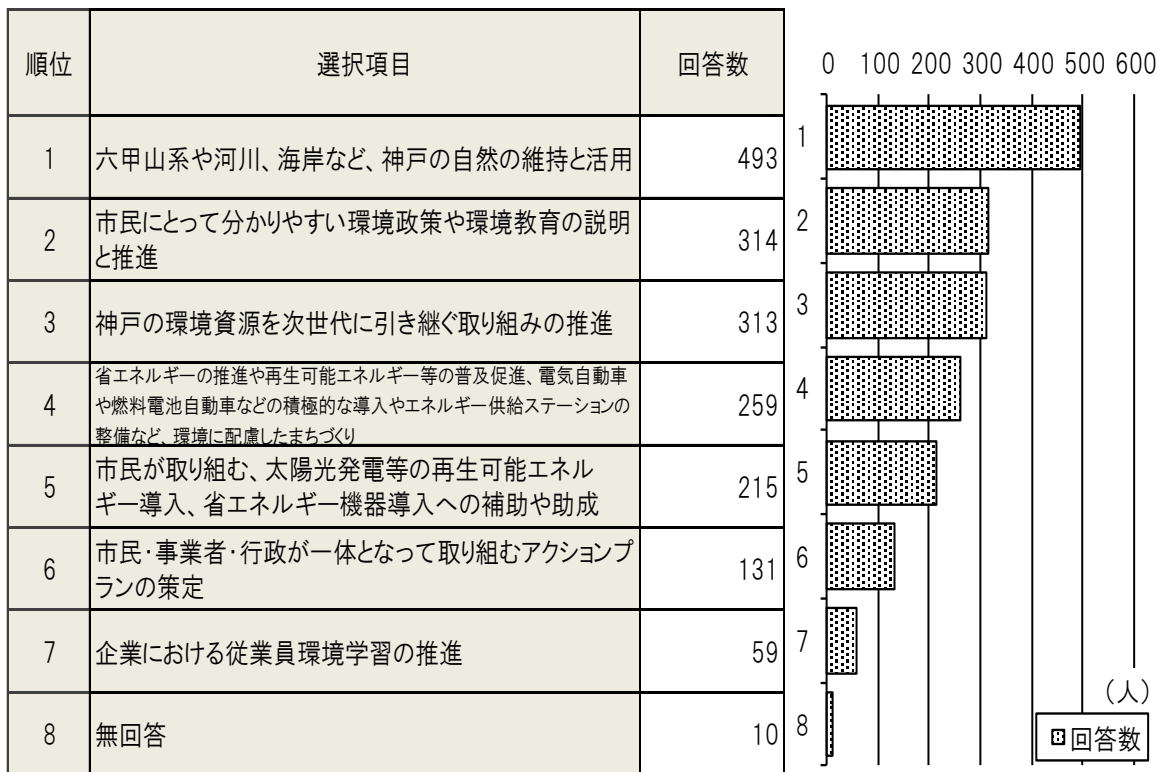
問 4

(複数回答 3 つまで)

神戸市の環境に関する政策で、力を入れてほしいのはどんなことですか？

回答数の多い順に、「六甲山系や河川、海岸など、神戸の自然の維持と活用」、「市民にとって分かりやすい環境政策や環境教育の説明と推進」、「神戸の環境資源を次世代に引き継ぐ取り組みの推進」である。

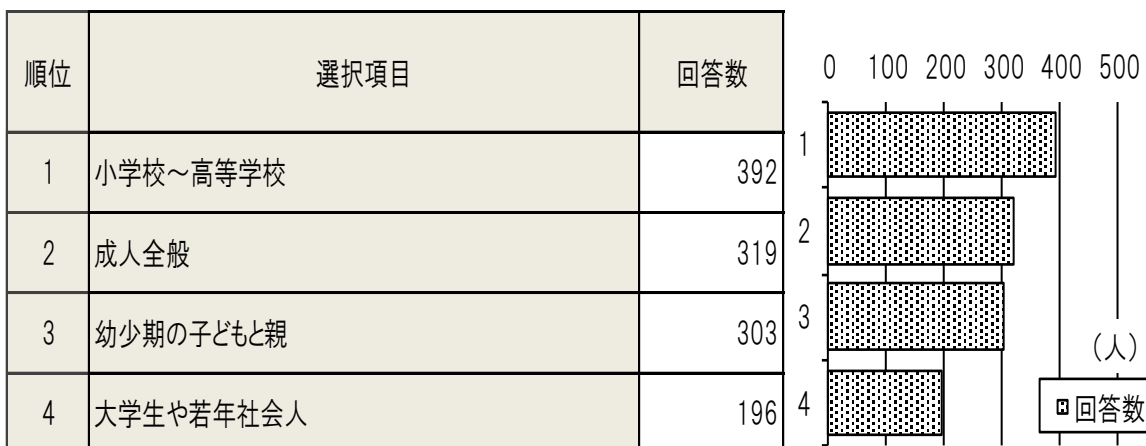
このことから、自然環境の保全、環境教育のための人づくり・行動づくりが重視されているといえる。これらは、本計画改定案の「基本目標・基本施策」に取り入れている。



● 「環境学習や環境イベントの場の提供」について

(複数回答)

「環境学習や環境イベントの場の提供」力を入れてほしい対象の年代としては、「小学校～高等学校」が最も多く（392人、32%）、次いで「成人全般」、「幼少期の子どもと親」である。



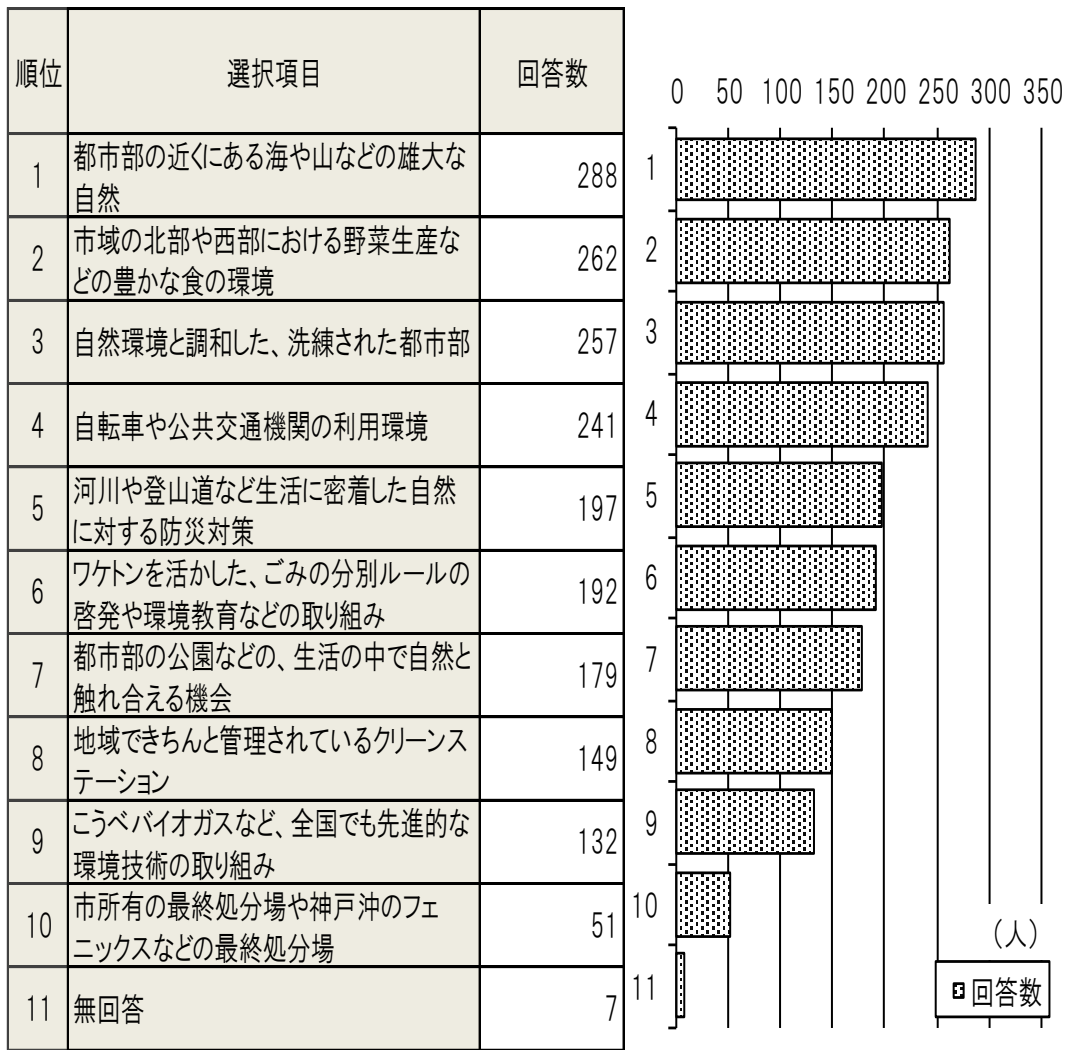
問5

(複数回答 3つまで)

神戸の環境にとって活かしていくべきだと思うのはどんなことですか？

回答数の多い順に、「都市部の近くにある海や山などの雄大な自然」、「市域の北部や西部における野菜生産などの豊かな食の環境」、「自然環境と調和した、洗練された都市部」である。

これらについては、本計画の望ましい環境像や基本方針に示している方向性と考えられる。



Ⅱ. 事業者向アンケート調査について

1. 調査概要

(1) 調査対象

- ・調査地域：神戸市全域
- ・調査対象：グリーンカンパニーネットワーク加盟企業 140 社
- ・抽出方法：全社

(2) 回収率

- ・有効調査票数 138 通（移転・廃業等により 2 通無効）
- ・回収結果 82 通
- ・回収率 59.4%

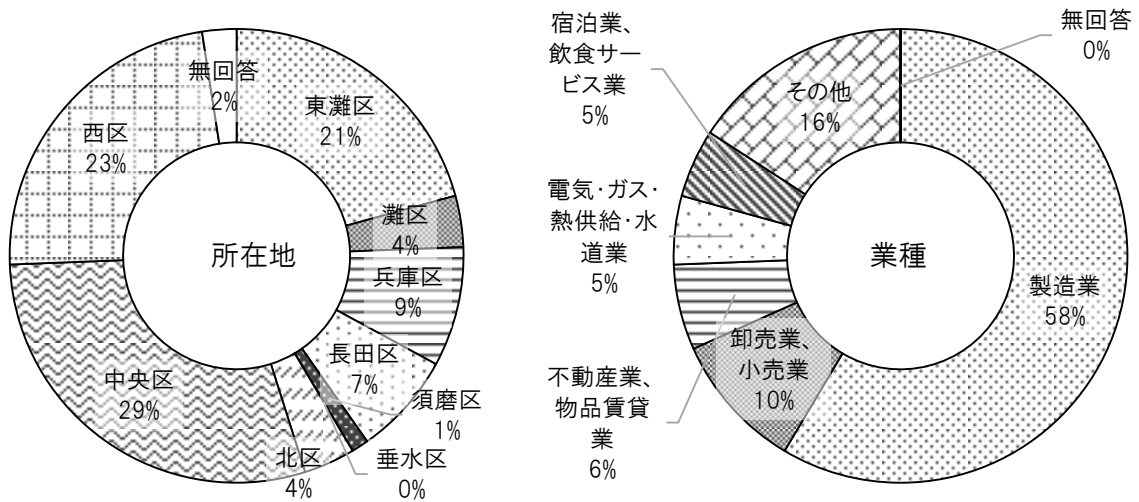
このアンケート結果から、事業者が、積極的に環境に配慮した行動に取り組まれていることが示されている。

事業者の取り組みを支援し、より活動が積極的に取り組まれるようするための施策等を、環境マスタープラン(環境基本計画)に盛り込んでいる。

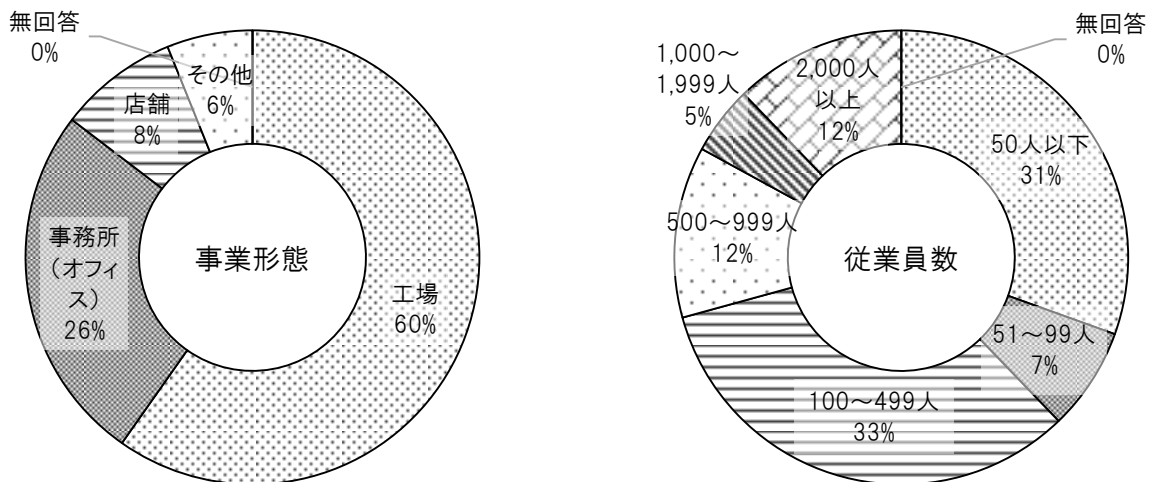
2. 調査結果

(1) 回答者の属性

回答者の事業所所在地は中央区、西区、東灘区がそれぞれ20%を超えている。
業種は「製造業」が58%と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が10%である。



事業形態は工場が60%と最も多く、次いで事務所(オフィス)が26%であり、店舗は8%である。
従業員数は「100~499人」が33%、「50人以下」が多く、次いで「500~999人」及び「2,000人以上」が12%ずつである。



(2) 各設問への回答

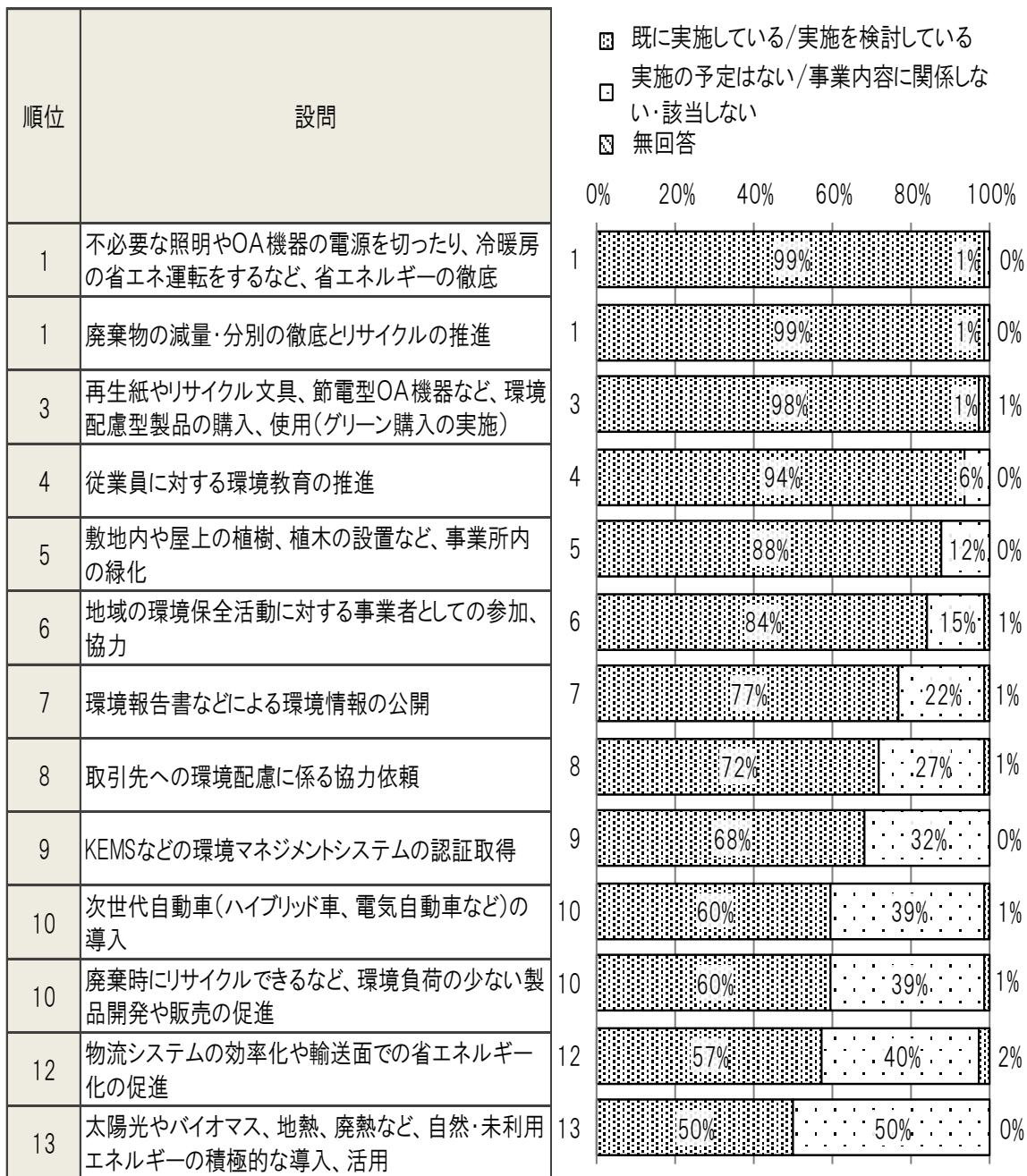
問 1

(単一回答)

貴社は、環境に配慮した取り組みとして、日頃からどのようなことを行っていますか？

回答数の多い順に、「不必要な照明や OA 機器の電源を切ったり、冷暖房の省エネ運転をするなど、省エネルギーの徹底」(99%)、「廃棄物の減量・分別の徹底とリサイクルの推進」(99%) など日頃の事業活動における環境配慮行動が、実践されている状況であるといえる。

今後、取り組みを推進していくべきものとして、「物流システムの効率化や輸送面での省エネルギー化の推進」、「太陽光、バイオマス、地熱、廃熱など、自然未利用エネルギーの積極的な導入、活用」などがあるが、これら項目についても本計画においても施策に盛り込み、推進していく。



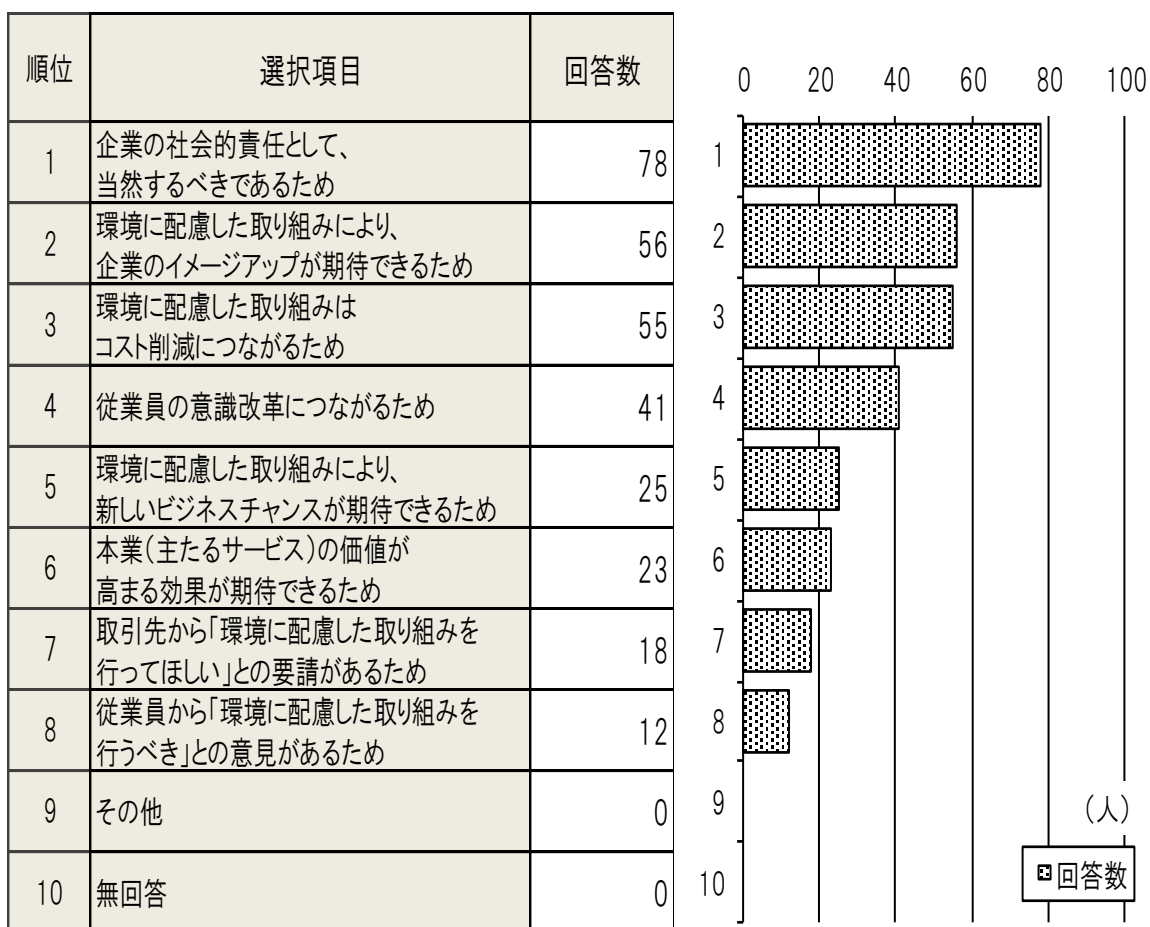
問2

(複数回答)

貴社が環境に配慮した取り組みを行われている理由は何ですか？

回答数の多い順に、「企業の社会的責任として、当然すべきであるため」(95%)、「環境に配慮した取り組みにより、企業のイメージアップが期待できるため」(68%)、「環境に配慮した取り組みはコスト削減につながるため」(67%)である。

このような事業者としての意識は、環境マネジメントシステムによる環境方針と合致するものであり、本計画にある施策に基づき、今後も KEMS などの環境マネジメントシステムの一層の普及により、事業者の環境に配慮した行動を働きかけていく。



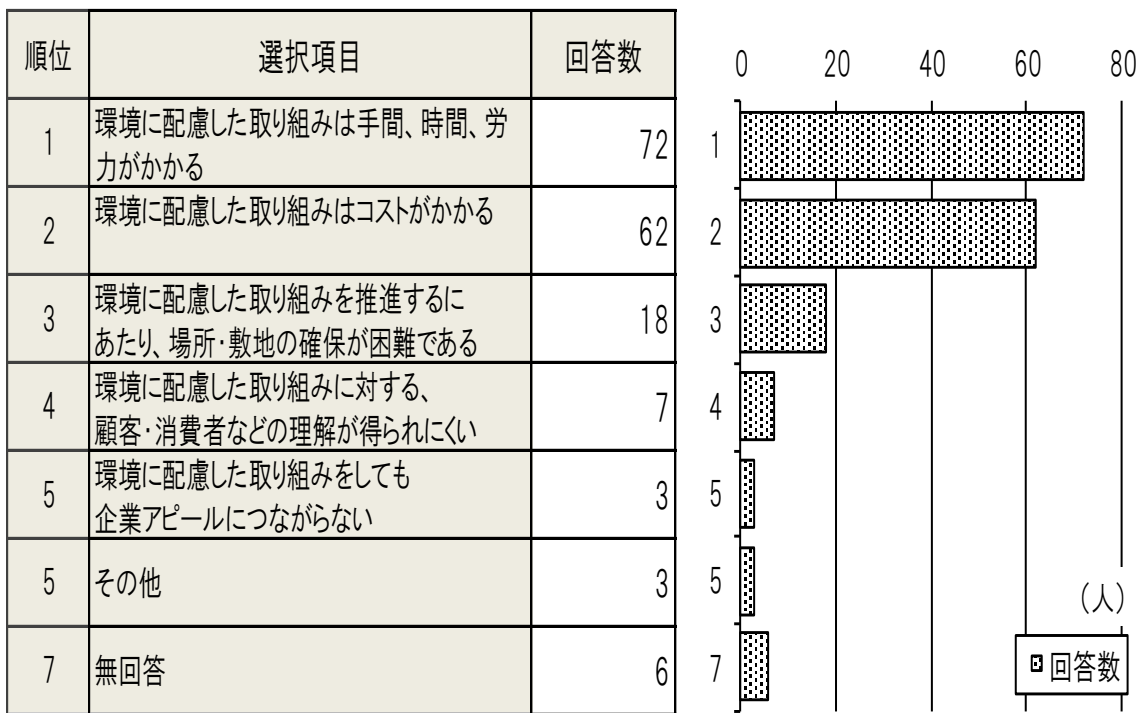
問3

(複数回答)

貴社が環境に配慮した取り組みを進めていく上で、どのような課題がありますか？

回答数の多い順に、「環境に配慮した取り組みは手間、時間、労力がかかる」(88%)、「環境に配慮した取り組みはコストがかかる」(76%)である。

問2(環境配慮行動の理由)では「環境に配慮した取り組みはコスト削減につながるため」が第3位(67%)であったが、問3(環境配慮行動の課題)では「環境に配慮した取り組みはコストがかかる」が第2位(76%)となっている。省エネルギーなどの取り組みは、直接的なコスト削減につながる場合も多いが、直接的なコスト削減につながらない環境に配慮した取組みの場合もあり、これらの推進については、本計画の施策である環境保全協定の締結や中小事業者向けの支援事業などを通じた事業者への支援活動などにより、事業者の環境に配慮した取組みの一層の推進を図るよう努めていく。



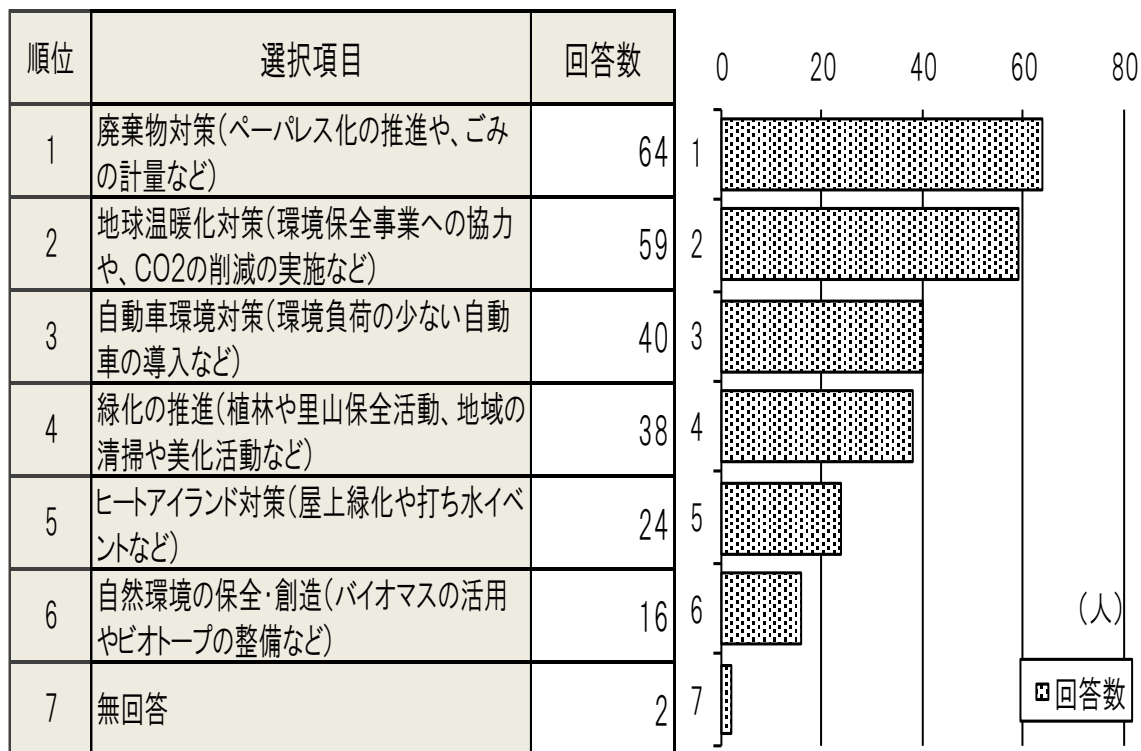
問 4

(複数回答)

CSR（企業の社会的責任）の位置づけとして、取り組んでみたいまたは取り組みやすい環境テーマはどのようなものですか？

回答数の多い順に、「廃棄物対策（ペーパーレス化の推進や、ごみの計量など）」（78%）、「地球温暖化対策（環境保全事業への協力や、CO₂の削減の実施など）」（72%）である。

環境保全協定の締結に伴う取り組みの中で、企業のCSRの取り組みを公表していくなどにより支援していく。

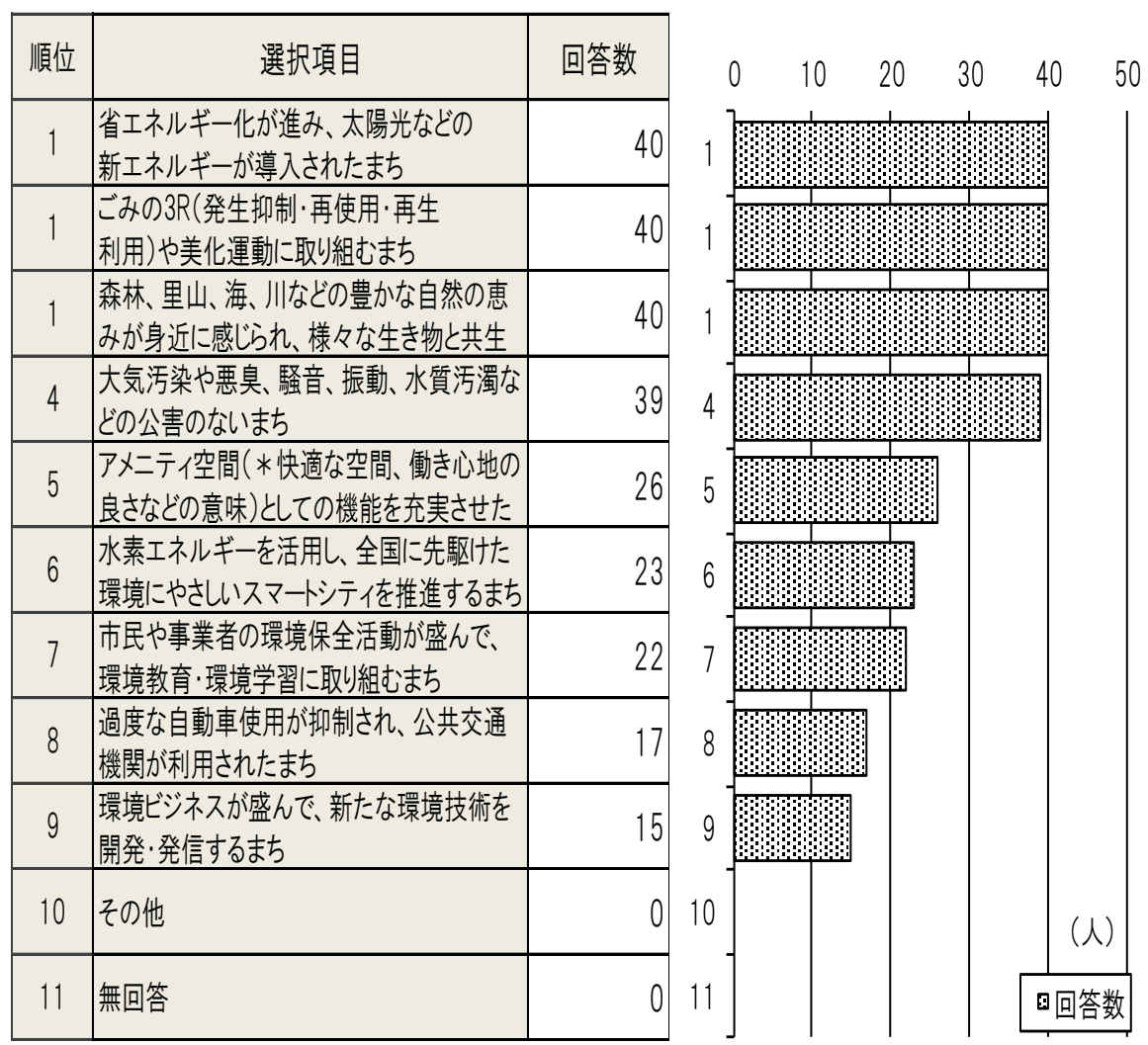


問5

(複数回答 3つまで)

神戸市の将来の環境像について、貴社はどのようなものを望まれますか？

回答数の上位の4つは、「省エネルギー化が進み、太陽光などの新エネルギーが導入されたまち」「ごみの3R（発生抑制・再使用・再生利用）や美化運動に取り組むまち」「生物の多様で豊かなくらしと社会を目指します」「大気汚染や悪臭、騒音、振動、水質汚濁などの公害のないまち」であり、この4項目は本計画の4つの基本方針に合致するものであり、事業者が望む神戸市の将来の環境像が、本計画に反映されていると考えられる。



5. 用語解説

【あ行】

1. ISO14001

国際的な単位・用語・工業規格などの標準化を推進する機構である ISO（国際標準化機構：International Organization for Standardization）がまとめた、環境マネジメントシステムに関する国際規格です。

企業などの組織が、環境マネジメントシステムを構築するために求められる要求事項を規定した規格で、環境方針及び計画を策定（Plan）して、実施・運営（Do）し、点検及び是正（Check）を行い、経営層が見直す（Action）という、PDCA サイクルにより、環境マネジメントシステムを継続的に改善していくことが要求されます。

2. アスベスト

石綿ともいいます。蛇紋石や角閃石が繊維状となったもので、断熱性や耐火性が高いので、建築物や炉の断熱材として用いられました。非常に細かい針状の結晶なので、呼吸によって肺まで取り込まれ、そこに長期間とどまって中皮腫などを引き起こします。

3. EMS（Energy Management System）

電気・電力や熱などのエネルギーの使用状況を把握し、これを適切に管理することによって、エネルギー使用量の削減を図るためのシステム。家庭向け（HEMS）、ビル向け（BEMS）、地域向け（CEMS/REMS）などがある。

4. 一般環境大気測定局

「大気汚染防止法」に基づき、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のことです。

5. 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

6. ウォーターフロント

河岸、海岸通の土地、水辺といった意味ですが、近年は、過密化する都市の新たな開発区域としての港湾を指して使われています。

7. LRT

Light Rail Transit の略で、次世代型路面電車システムと呼ばれている。低床式車両を用い、軌道や停留所を改良して、乗降の容易さや定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する交通システムです。

8. エコタウンまちづくり

地球温暖化防止、循環型社会への転換を目指し、市民が主体となり、環境負荷の少ない活動、及びライフスタイルへの変革を地域ぐるみですすめようとする神戸市独自のまちづくりです。

9. エコ通勤

マイカーやバイクを使わず、公共交通機関や自転車、徒歩で通勤することです。

10. エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法のことで、具体的には急発進・急停車しない、空ぶかししない、不要なアイドリングをしない、不要な荷物を載せたまま走らない、といった取り組みです。

11. エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象として、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のことです。

12. エコファミリー制度

土曜・日曜・祝日などに、大人が同伴する小学生以下の市バス・地下鉄などの料金が無料（大人1人につき小学生以下2人まで）になる市の制度です。

13. エネルギークラスター

再生可能エネルギーを利用したエネルギー源や地域冷暖房の熱源などを相互に連携させたものです。

14. 大阪湾フェニックス計画

「広域臨海環境整備センター法」に基づき、長期安定的・広域的に廃棄物を適正処理するため大阪湾に整備された海面埋立処分場「大阪湾広域臨海環境整備センター」（通称：大阪湾フェニックスセンター）の埋立計画を指します。

15. 温室効果ガス

大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体です。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が定められています。

【か行】

16. 外来種

国外や国内の他地域から人為的にもちこまれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物種です。このうち、もちこまれた地域の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。

17. 拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方です。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやりサイクルを実施すること等が含まれます。

18. 風の道

ヒートアイランド現象対策の一つで、郊外から都市内に吹き込む風の通り道を作ることで、都市

部の気温上昇を抑えます。

19. 家庭系ごみ

一般廃棄物のうち、家庭から排出されるごみのことです。

20. カーシェアリング

複数の会員間や会社で自動車を共同で使用するサービスあるいはシステムのことです。利用者は自ら自動車を所有せず、管理する団体の会員となり、必要な時にその団体の自動車を借りて利用します。

21. カーボンフットプリント

購入する製品やサービスがどのように地球温暖化に寄与しているのかを測る目安です。原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルで、どの程度のCO₂を排出しているかを数字として表すものです。

22. キーナの森

隣接する「国営明石海峡公園（神戸地区）」（平成28年度開園予定）とともに神戸市における「生物多様性保全のシンボル拠点」として整備する公園のことです。所在地の木津、藍那をつなげて「キーナ」と表現したのですが、生物多様性保全の「キー」になる公園という意味も持たせています。

23. CASBEE神戸

CASBEE（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency：建築環境総合性能評価システム）とは、建築物について環境負荷と環境品質の両方から評価して、ランク付けを行う制度です。神戸市の特性に応じた評価基準もあるので、CASBEE神戸となっています。なお、環境品質とは建築物の省エネルギー性能や室内の快適性、地域環境との調和などを総合的に評価するものです。

24. 環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、その結果を公表して広く住民その他利害関係者等からの環境の保全上の意見を聴き事業計画に反映させることで、環境の保全や公害の防止を図る制度のことです。

25. 環境価値

その取組みにより、環境問題の解決に資するような付加価値がある場合、その価値を環境価値といいます。たとえば、太陽光発電により発電をすれば、電力を得られるという価値の他にCO₂を削減するという環境価値があります。

26. 環境基準

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により政府が定めるもので、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のことです。

27. 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能等を活かし、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷を低減するよう配

慮した持続的な農業、農法のことです。

28. 環境保全協定

神戸市と事業者が協働して、公害防止対策だけでなく、事業者が行う省エネや廃棄物の減量・資源化など幅広い環境保全活動を促進していくため、1994年3月の「神戸市民の環境をまもる条例」の全面改正の際に新たに設けられた制度です。

29. 環境ラベル表示制度

一般的には、環境に関するある視点で製品やサービスを評価し、一定の基準を満たしたものにマークをつける制度です。よく知られているものとしてエコマークがありますが、ここでは、住宅において一定の基準を満たしたものにつけるマークのことです。

30. 気候変動

一般的には、宇宙までを含めた様々要因の変化によって、地球の全体の気候が変わることをさします。ここでは、人類が排出する二酸化炭素などの温室効果ガスの影響により短期間に地球の気候が変わっていくことを指しています。

31. 揮発性有機化合物 (VOC)

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤、印刷用インキ、洗浄剤などに使われています。大気中に揮発して、光化学オキシダントの原因物質になるとされています。

32. 急速充電器

電気自動車に搭載されるバッテリーに、専用の給電専用コネクタおよび電力・通信混合ケーブルを介して直流電流を供給し高速で充電する機器のことです。

33. グリーン配送

物品の納入などの配送サービスに、排気ガスからの大気汚染物質の排出が少ない自動車を利用して配送を行うことです。

34. クールスポット

水辺や樹木が作る木陰など、周辺地域より気温が低くなっている地点のことです。

35. KEMS (神戸環境マネジメントシステム)

ISO14001よりも取得にかかる費用や労力を軽減した、ISO14001と同じくPDCAサイクルを基本とする神戸独自の環境マネジメントシステムで、神戸環境フォーラムが運営しています。

36. 光化学オキシダント

自動車及び工場から排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽からの強い紫外線を受け光化学反応を起こし、二次的に生成されたオゾン、アルデヒドなどのことです。

37. 神戸イニシアティブ

2008年のG8環境大臣会合において多数の支持を得た、低炭素社会に関する国際研究ネットワークなど主要国と呼びかけに応じてくれる国々が温暖化対策の次期枠組みについて対話を継続して行う場をさします。

38. こうべ環境未来館

環境教育の拠点として、地球温暖化防止とごみの減量・資源化に関する市民啓発や情報発信を行う施設で、資源リサイクルセンターに併設されています。ごみ問題から地球温暖化防止対策、ビオトープづくりなど分かりやすく学べる展示や体験コーナー、大型家具・自転車のリユースコーナーなどのほか、NPO による環境学習講座も開催されています。

39. 神戸こどもエコチャレンジ 21 倶楽部

次世代を担う子どもたちが、成長に応じて環境に配慮した行動を実践できるように、民間団体・事業者・市（計14 団体）の協働と参画による新たな環境教育推進のための基盤づくりとして平成19 年度に設立しました。小学校や児童館における環境学習への支援などを行っています。

40. 神戸3R行動計画

2008年のG8環境大臣会合において合意した、G8の各国が、レジ袋等の使い捨て製品の削減、源生産性の向上を考慮した目標の設定、途上国の有害廃棄物の受け入れ、途上国の能力開発の支援 などの取組を示したものです。

41. こうべCO₂バンク

住宅用太陽光発電システム・燃料電池システムの設置や、市民・事業者の皆様の省エネ行動などによるCO₂排出削減を、環境価値化（クレジット化）し、地域の環境保全活動につなげる仕組みです。

42. 神戸市地球環境市民会議

平成4年にリオデジャネイロにおいて開催された「地球サミット」を契機に、地球環境問題を地域においてとらえ、市民一人ひとりの行動として取組み、市民生活の向上を図るために設置された会議で、市民・事業者・学識経験者など様々な立場から代表者が集い、市民各層の総意に基づく市民運動を展開しています。

43. こうべ旬菜

神戸市内で生産される人と環境の安全に配慮して栽培された野菜です。具体的には、有機栽培、特別栽培（減農薬栽培、減化学肥料栽培）などの栽培区分があり、こうべ食の安心・安全農産物推進委員会により認定された野菜をいいます。

44. KOBE生物多様性プラットフォーム

神戸の生物多様性の保全・向上のために、市民・市民団体・研究機関・行政など、様々な立場の人が参加し、意見交換や情報共有を自由に行う場です。

45. こうべ版GAP

土づくりから出荷まで生産段階における環境負荷の低減及び安全確保のための自主チェックシステムのことです。

46. コジェネレーション

発電と同時に発生した廃熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムのことです。

47. 固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電力を、長期間にわたって固定価格で電力供給会社を買取る制度です。

48. ごみ発電

クリーンセンターにおいて、ごみを焼却することにより発生させた蒸気でタービン発電機を回して発電を行うことです。クリーンセンター等で使用する電気を賄い、余った電気は電力会社に売却しています。市内4箇所全てのクリーンセンターでごみ発電を行っています。

49. コミュニティサイクル

複数の自転車貸出・返却拠点を設置し、どの拠点でも貸出・返却が可能な新たな交通システムのことです。

【さ行】

50. 再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことができるエネルギーのことです。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指します。

51. サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収することです。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されており、神戸市では発電を行っています。

52. 産業廃棄物

事業系活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

53. CSR (Corporate Social Responsibility)

企業が利益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など、企業が市民として果たすべき責任のことです。

54. CO2 排出係数

電力を供給している事業者が、電力を1kwh供給するときに排出する二酸化炭素(CO₂)の量を指します。

55. COD

化学的酸素要求量で、水中の汚濁物質を酸化剤で酸化する際に消費する酸素量で水質汚濁の度合いを示します。

56. 事業系ごみ

一般廃棄物のうち、商店、オフィス、レストラン等の事業活動から発生するごみのことです。

57. 次世代自動車

ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、電気自動車や天然ガス車など、二酸化炭素の排出量が、より削減された環境負荷の少ない自動車の総称です。

58. 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、農林水産業を含む社会経済活動が、自然の循環に沿い、自然に調和したものとされ、また様々な自然とふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会とされています。

59. 自動車排出ガス測定局

「大気汚染防止法」に基づき、交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスからの大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視するために設置される測定局のことです。

60. 市民共同発電所

市民からの出資を募り設置する、太陽光など再生可能エネルギーを利用した発電所のことです。

61. 遮熱性舗装

表面に太陽光からの赤外線を反射するコーティングを施すことにより、路面温度の上昇を抑制する道路舗装のことです。

62. 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

63. 省エネルギー診断

工場や事業場などにおいて、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかなどの現状を把握し、省エネルギーに関する改善の可能性を把握するための調査です。

64. 小水力発電

処理場と処理水を放流する場所までの落差を利用して、水車を回し発電する方式のことです。

65. スマートエネルギーインフラ

再生可能エネルギーやエネルギー利用のための設備と情報技術を組み合わせて、対象とする地域にエネルギーを効率的に供給するシステムです。

66. スマート都市

都市活動によるCO₂排出量の削減とあわせて、市民の暮らしの質の向上、地域経済の活性化、都市やまちの環境価値の向上をはかる持続可能な環境配慮型の都市のことです。

67. 3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) :

再生利用の3つの頭文字をとったものです。

68. 生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがあります。

69. 生物多様性

森や草地、水田、河川、海辺などの多様な自然の中で、多くの種類の生きものが互いにつながりをもちながら生息・生育することをいいます。遺伝子・生物種・生態系の3つの多様性が密接につながって成り立っています。

70. ゼロエミッション

広くは、排水や廃棄物などを環境に排出しないことを指しますが、通常はリユース・リサイクルなどにより廃棄物をゼロにする取組みを言います。

【た行】

71. ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランとコプラナーPCB という化学物質の総称。内臓障害や発がん性などの健康被害が知られています。

72. 段ボールコンポスト

段ボールとピートモス、もみ殻くん炭などを使って、家庭（屋内）でも手軽に取り組める生ごみの堆肥化のことです。

73. 地域グリーンニューディール基金事業

国が地域の実情に応じて、地球温暖化対策等の喫緊の環境問題を解決するため、都道府県及び政令指定都市に基金を造成するものです。本基金事業が地域において確実に実施されることで、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的としています。

74. 地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農漁業生産と、生産された農水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農漁業者と消費者を結びつける取り組みです。

75. 窒素酸化物

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）などを指し、燃料が燃焼する際に、窒素と酸素が結合して発生します。発生源は、工場や家庭の暖房、自動車の排出ガスなど広範囲にわたり、二酸化窒素は呼吸器に影響を及ぼします。

76. 長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。新築住宅の断熱性能を一定以上に向上することで、冷暖房エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、住宅の長寿命化を促進することで、建設や解体等に伴う温室効果ガスの排出を抑制します。

77. 低炭素社会

ビジネスや暮らし方など都市における活動や、住宅、工場、道路などの都市機能など、都市のあらゆる要素が温室効果ガス排出量の少ないものに変革された都市のことです。

78. 電気自動車

電気を動力源として、電動機により走行する自動車です。

79. 特定供給制度

電気事業法において、電気の供給者と需要者の間に、親会社と子会社の関係やスマートコミュニティを形成する場合など両者に密接な関連性がある場合に、自営線を用いて電気の供給を行うことを認める制度です。

(http://www.nega.or.jp/publication/press/2012/pdf/2012_11_08.pdf)

80. t-CO₂

温室効果ガスの排出量を表す単位で、二酸化炭素（CO₂）の排出量で示しています。二酸化炭素以外のガスでは、二酸化炭素に換算して求めます。

【な行】

81. 燃料電池

燃料（水素）を外部から供給し、酸化剤（主に空気中からの酸素）を化学的に反応させて、その反応エネルギーを電気として直接取り出す発電装置です。

82. ノーマイカーデー

神戸市では毎月20日に個人目的の自動車使用の自粛を呼びかけており、自動車交通量の削減を図る施策です。交通混雑の緩和に結びつくとともに、実質的な自動車交通量の減少になるので、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出削減につながります。

83. 農都ふれあい隊

普段農業体験のない市民を公募し、農村部に行って米やサツマイモづくりを体験する事業です。

【は行】

84. バイオマス

生物（bio）の量（mass）という意味ですが、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多く、基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指しています。

85. パークアンドライド

最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。自動車の利用を抑制することによる環境保全対策及び都市の交通渋滞対策の一環として推進されています。

86. BRT

Bus Rapid Transitの略で、バス高速輸送システムと呼ばれています。バスのための専用の道路

やレーンを作り、渋滞することなく高速でバスを運行させることができるシステムです。

87. PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

環境汚染物質排出量・移動量届出制度で、事業者自らが排出する化学物質の量を把握し、設備の改善や使用の合理化などを自主的に行うことで、排出量の削減を図る仕組みです。

88. ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工廃熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

89. ビオトープ

ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を指し、「生物のすむひとまとまりの空間」を意味します。一般には学校等につくられた池をビオトープと理解されることもありますが、本来のビオトープは幅広いもので六甲山のような森林からツバメの巣のある家の壁までもビオトープといえます。

90. 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $25\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m} = 1\text{mm}$ の千分の一) 以下の小さな粒子のことです。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれます。また、さまざまな粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件などによって組成も変動します。

91. PDCA

(1) 方針・計画を立て (Plan)、(2) それを実行し (Do)、(3) その実施状況を評価し (Check)、(4) 見直し改善する (Action) ことを繰り返すサイクルです。

92. 富栄養化

海や湖沼の水質について、磷や窒素の化合物などの栄養塩類 (植物の栄養源となる化合物) の濃度が高まる現象のことです。富栄養化が進行すると、植物性プランクトンが異常繁殖し、それを食べる動物性プランクトンや魚類が増加します。適度な富栄養化は良好な漁場を形成しますが、過度の富栄養化は赤潮や底質の貧酸素化などを起こし、魚類や藻類が死に、水は悪臭を放つようになるなどの生物の生息に悪影響を及ぼします。

93. フードマイレージ

食べ物が運ばれてきた距離のことで、輸入食糧の総重量×輸送距離で表されます。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージが高くなり、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることとなります。

94. 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。浮遊粒子状物質は、微小なため、大気中に長時間滞留し、呼吸器に影響を及ぼします。工場等から排出されるばいじんやディーゼル排気粒子等の人為発生源と、土壌の飛散等の自然発生源があります。

95. プラグインハイブリッド車

モーターとエンジンの両方を搭載しており、家庭用コンセントなどの外部電力で充電することが可能なハイブリッド車のことです。

96. ふる里一誇事業

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づき、人と自然とが共生できる緑豊かで活力ある農村づくりをめざすため、住民が主体となった里づくり事業を推進していくこととにしています。事業を推進する里づくり協議会が里づくり計画の実現のために取り組む事業のことです。

97. ふれあいごみスクール

神戸市の小学校4年生対象の「くらしとごみ」の学習に併せて、実際のごみ収集作業やパッカー車を見て、考え、行動することを、保護者とともに学ぶ体験学習です。

98. 保水性舗装

舗装に多くの空隙を持たせ、そこに水を溜めることができる構造としたものです。水が蒸発することにより、舗装から熱を奪い低温に保ちます。

【ま行】

99. まちづくり協議会

地域に住んでいる人たちが自らに参加し、行政と協働でまちづくりを行うために組織のことです。各区に設置されています。

100. 緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどつる性植物を窓側に繁茂させることにより日陰を生み出し、室温を下げることでエアコンの使用を減らして地球温暖化の原因となるCO₂排出量を削減しようとする取り組みです。

101. 美緑花神戸まちづくり

まちの「美化」と「緑化」、「飾花」を市民・事業者の皆さんと市が一緒になって取り組む事業です。さらに市民の皆さんの活動を積極的に支援し、地域の特性に応じた新たな仕組みを展開しています。

102. 未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも温かい水）や、工場等の廃熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのことです。

103. メガソーラー

出力1MW（メガワット＝1,000kW）以上の大規模な太陽光（ソーラー）発電設備のことです。

104. 面的なエネルギー利用

エネルギークラスター(13)やスマートエネルギーインフラ(65)などを導入して、地域全体でエネルギーを公立私欲利用していく方式です。

105. もったいないやんの精神

これまでの環境基本計画や一般廃棄物処理計画で、市民が取り組んできたものを大切に、リユース・リサイクルを優先するライフスタイルの根底にある考え方です。

【や行】

106. 有害鳥獣

農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への危害、又は自然生態系の攪乱を現に生じさせているか、又は生じさせる恐れのある鳥獣のことです。

107. 容器包装プラスチック

商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物で、その商品を使ったり取り出したあと、不要になるものです。

【ら行】

108. 陸電供給

停泊中の船舶に陸上から電気を供給することです。

109. レッドデータ

絶滅が危惧される動植物に関する情報を掲載した本（通称「レッドデータブック」）に記載された絶滅危惧種に関する情報のことです。_

110. 六甲山森林整備戦略

六甲山と人との関わりを結び直し、新たな都市山・里山として再生し、美しく健全な状態で次世代にも引き継いでいくための長期的なプランのことです。